

第1回認知症高齢者等にやさしい地域づくりに係る関係省庁連絡会議

議事次第

日時：平成25年9月26日（木）

14時00分～15時30分

場所：共用第6会議室

1 開会

2 挨拶

3 議事

- (1) 「認知症高齢者等にやさしい地域づくりに係る関係省庁連絡会議」の設置について
- (2) 厚生労働省の認知症施策の概要について
- (3) 各省庁の高齢者施策の取組について
- (4) 意見交換

4 閉会

【資料】

- 資料 1：「認知症高齢者等にやさしい地域づくりに係る関係省庁連絡会議」開催要綱
- 資料 2：老健局「厚生労働省の認知症施策等の概要について」
- 資料 3：医政局指導課 医師確保等地域医療対策室、在宅医療推進室 提出資料
- 資料 4：内閣府 提出資料
- 資料 5：金融庁監督調査室 提出資料
- 資料 6：消費者庁消費者政策課 提出資料
- 資料 7：総務省地域振興室 提出資料
- 資料 8：法務省司法法制部 提出資料
- 資料 9：文部科学省社会教育課 提出資料
- 資料 10：農林水産省食品小売サービス課 提出資料
- 資料 11：農林水産省食品製造卸売課 提出資料
- 資料 12：農林水産省都市農村交流課 提出資料

認知症高齢者等にやさしい地域づくりに係る関係省庁連絡会議 開催要綱

平成25年9月26日

1 趣旨

認知症の人びとを含めた高齢者を地域で支えるための取組について関係省庁で連携して推進するため、「認知症高齢者等にやさしい地域づくりに係る関係省庁連絡会議(以下「会議」という。)」を設置する。

2 意見交換する主な事項

- (1) 認知症高齢者を地域で支える方策
- (2) 生活支援の充実
- (3) 高齢者の社会参加

3 構成

会議は、別記の職にある者(以下「構成員」という。)をもって構成する。

4 事務局

会議の事務は、内閣府政策統括官(共生社会政策担当)付高齢社会対策担当と厚生労働省老健局総務課において行う。

5 その他

- (1) 会議の運営に必要な事項は構成員の合議で決定する。
- (2) 会議は、非公開とする。会議の資料については、特に非公開とされたものを除き、公開する。会議の要旨についても、これを公開する。

記

内閣府政策統括官（共生社会政策担当）
警察庁生活安全局生活安全企画課長
警察庁交通局交通企画課長
金融庁監督局総務課監督調査室長
消費者庁消費者政策課長
総務省自治行政局地域振興室長
法務省大臣官房司法法制部参事官
法務省民事局参事官
法務省矯正局成人矯正課企画官
文部科学省生涯学習政策局社会教育課長
農林水産省食料産業局食品小売サービス課長
農林水産省食料産業局食品製造卸売課長
農林水産省農村振興局農村政策部都市農村交流課長
経済産業省商務流通保安グループ流通政策課長
経済産業省商務情報政策局ヘルスケア産業課長
国土交通省総合政策局安心生活政策課長
厚生労働省医政局長
厚生労働省職業安定局長
厚生労働省社会・援護局長
厚生労働省老健局長

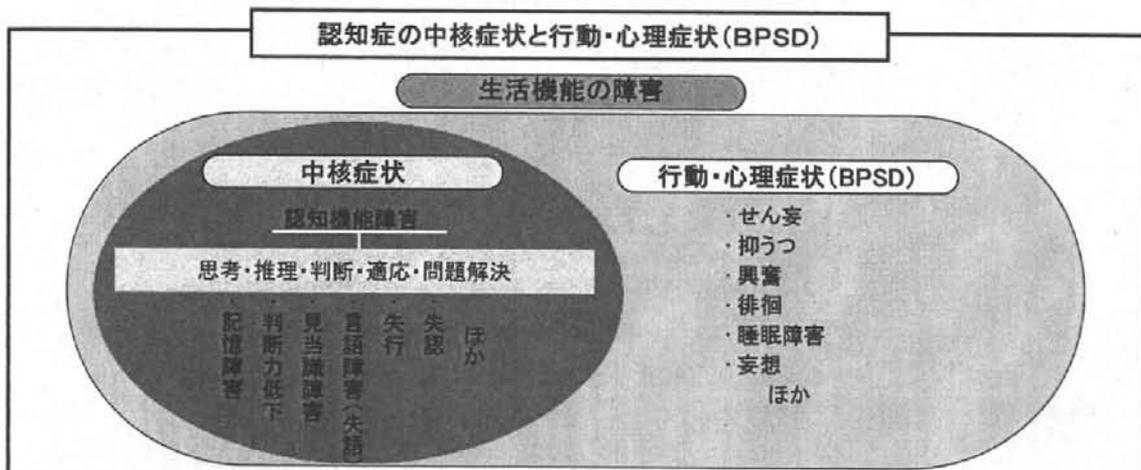
認知症高齢者等にやさしい地域づくりに係る
関係省庁連絡会議資料

厚生労働省の認知症施策等の概要について

厚生労働省老健局

認知症とは

- 脳血管疾患、アルツハイマー病その他の要因に基づく脳の器質的な変化により日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態。
(介護保険法第5条の2)
- 病気の進行に伴い、通常、認知機能が低下したことによる「中核症状」に加え、環境や周囲の人々との関わりの中で、感情的な反応や行動上の反応が症状として発現し、「行動・心理症状 (BPSD)」(または「周辺症状」とも言う)と呼ばれる。
- 認知症の症状を発現させる原因疾患は、代表的なものとして、さまざまあるが、アルツハイマー型認知症 (アルツハイマー病)、脳血管性認知症、レビー小体型認知症、前頭側頭型認知症がある。



【アルツハイマー型認知症】

- ・ 中核症状として記憶障害（もの忘れ）が必ずあり、多くの場合、記憶障害から始まる。
- ・ 発症及び進行は緩やかで、記憶障害を含む複数の認知機能が持続的に低下し、段取りを立てられない、気候にあった服を選べない、薬の管理ができない等、日常生活において、以前できていたことが、できなくなってしまう。
- ・ 歩行障害は病期が進行しないと出現しない。
- ・ 行動・心理症状（BPSD）では、妄想、徘徊、せん妄等が多い。

【血管性認知症】

- ・ 脳血管障害が発生した脳の領域により出現する症状はさまざまだが、記憶障害、言語障害等が出やすく、階段状に進行することが多い。
- ・ アルツハイマー型認知症と比べると比較的早期から歩行障害が出やすい。

【レビー小体型認知症】

- ・ 認知機能の激しい変動
- ・ なまなましい「幻視」
- ・ 筋肉のこわばり（パーキンソン症状）

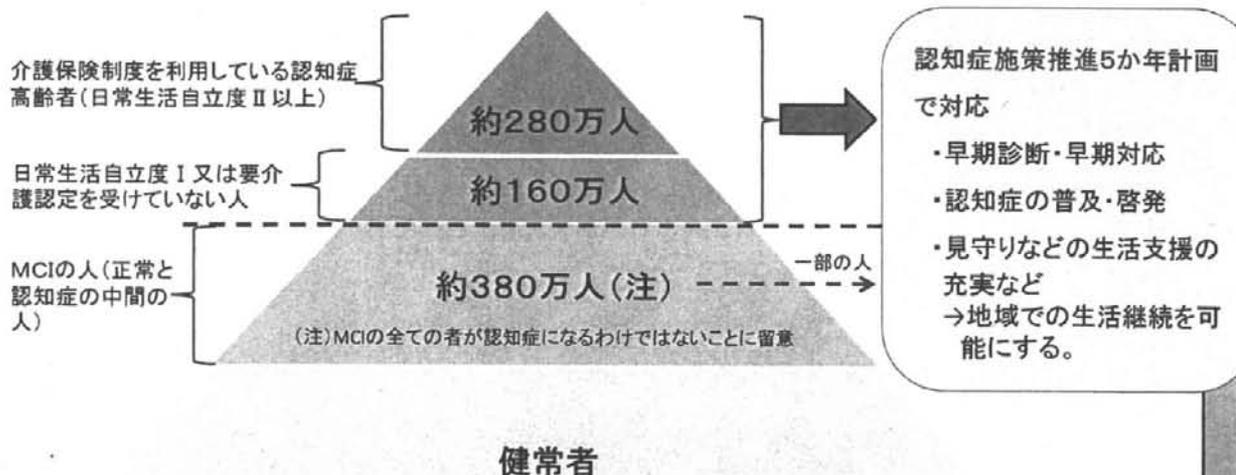
【前頭側頭型認知症（ピック病他）】

- ・ わが道を行く行動（会話中に突然立ち去る、万引きなど）
- ・ 常同行動（同じ行為を繰り返す）
- ・ 感情・情動変化（多幸・不機嫌・情動鈍麻など）
- ・ 食行動異常（食欲・嗜好の変化など）

2

認知症高齢者の現状（平成22年）

- 全国の65歳以上の高齢者について、認知症有病率推定値15%、認知症有病者数約439万人と推計（平成22年）。また、全国のMCI(正常でもない、認知症でもない(正常と認知症の中間)状態の者)の有病率推定値13%、MCI有病者数約380万人と推計（平成22年）。
- 介護保険制度を利用している認知症高齢者(日常生活自立度Ⅱ以上)は約280万人(平成22年)。



持続可能な介護保険制度を確立し、安心して生活できる地域づくり。

3

(参考)

認知症高齢者の日常生活自立度

ランク	判定基準	見られる症状・行動の例
I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。	
II	日常生活に支障を来すような症状・行動や意志疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。	
	II a 家庭外で上記IIの状態が見られる。	たびたび道に迷うとか、買い物や事務、金銭管理などそれまでできたことにミスが目立つ等
II b	家庭内でも上記IIの状態が見られる。	服薬管理ができない、電話の対応や訪問者との対応などひとりで留守番ができない等
III	日常生活に支障を来すような症状・行動や意志疎通の困難さがときどき見られ、介護を必要とする。	
	III a 日中を中心として上記IIIの状態が見られる。	着替え、食事、排便・排尿が上手にできない・時間がかかる、やたらに物を口に入れる、物を拾い集める、徘徊、失禁、大声・奇声を上げる、火の不始末、不潔行為、性的異常行為等
III b	夜間を中心として上記IIIの状態が見られる。	ランクIII aに同じ
IV	日常生活に支障を来すような症状・行動や意志疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。	ランクIIIに同じ
M	著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。	せん妄、妄想、興奮、自傷・他害等の精神症状や精神症状に起因する問題行動が継続する状態等

4

今後の認知症施策の方向性 ～ ケアの流れを変える ～

- 「認知症の人は、精神科病院や施設を利用せざるを得ない」という考え方を改め、「認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けることができる社会」の実現を目指す。
- この実現のため、新たな視点に立脚した施策の導入を積極的に進めることにより、これまでの「ケアの流れ」を変え、むしろ逆の流れとする標準的な認知症ケアパス(状態に応じた適切なサービス提供の流れ)を構築することを、基本目標とする。

「認知症施策推進5か年計画」(平成24年9月厚生労働省公表)の概要

【基本的な考え方】

《これまでのケア》

認知症の人が行動・心理症状等により「危機」が発生してからの「事後的な対応」が主眼。



《今後目指すべきケア》

「危機」の発生を防ぐ「早期・事前的な対応」に基本を置く。

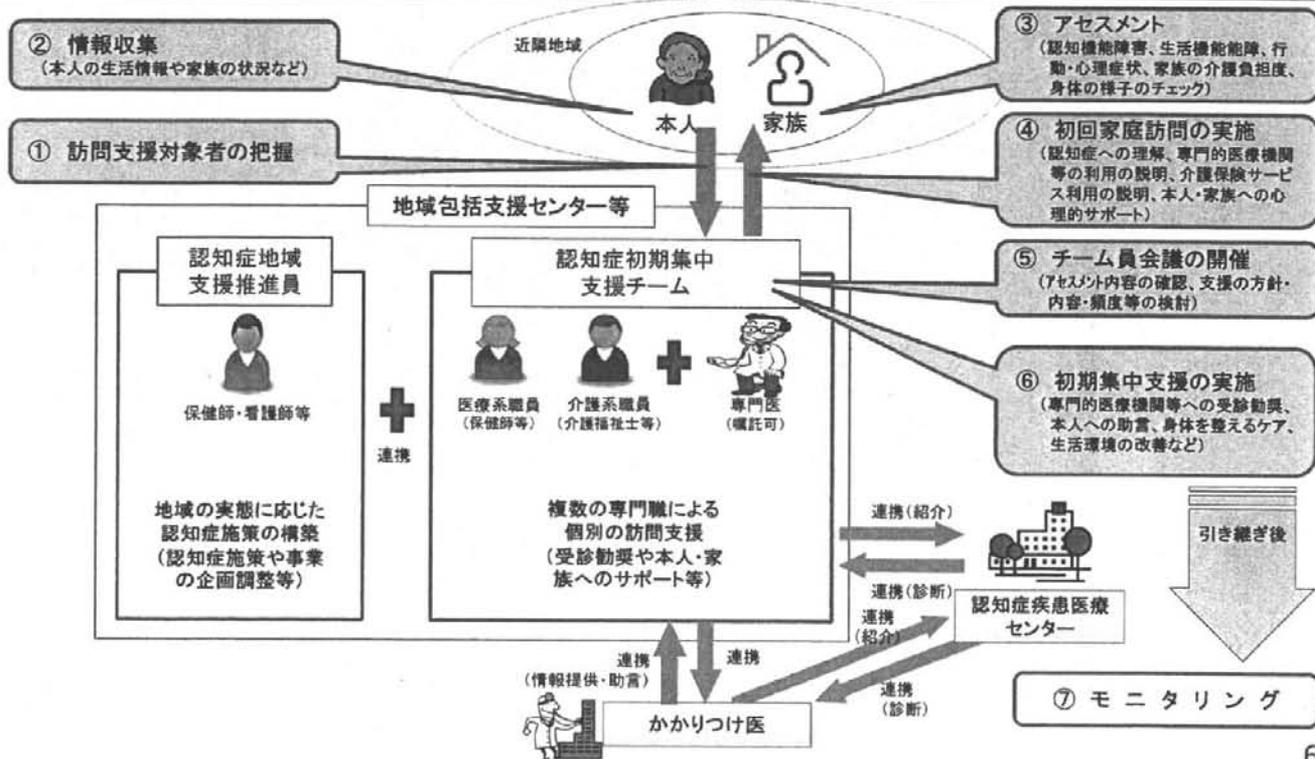
事項	5か年計画での目標
○標準的な認知症ケアパスの作成・普及 ※ 「認知症ケアパス」(状態に応じた適切なサービス提供の流れ)	平成27年度以降の介護保険事業計画に反映
○「認知症初期集中支援チーム」の設置 ※ 認知症の早期から家庭訪問を行い、認知症の人のアセスメントや、家族の支援などを行うチーム	平成26年度まで全国でモデル事業を実施 平成27年度以降の制度化を検討
○早期診断等を担う医療機関の数	平成24年度～29年度で約500カ所整備
○かかりつけ医認知症対応力向上研修の受講者数	平成29年度末 50,000人
○認知症サポート医養成研修の受講者数	平成29年度末 4,000人
○「地域ケア会議」の普及・定着	平成27年度以降 すべての市町村で実施
○認知症地域支援推進員の人数	平成29年度末 700人
○認知症サポーターの人数	平成29年度末 600万人

5

認知症初期集中支援チームと認知症地域支援推進員について

以下の体制を地域包括支援センター等に配置

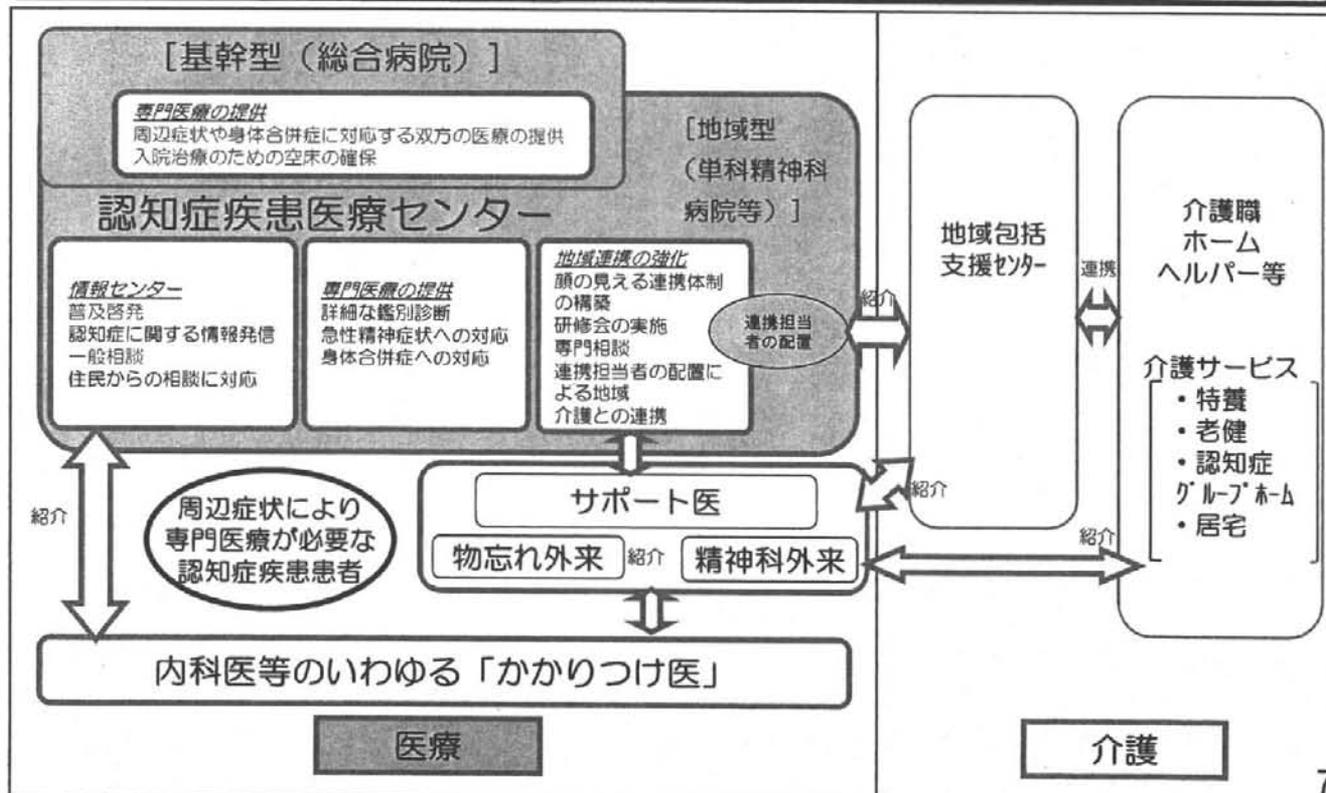
- 認知症初期集中支援チーム—複数の専門職が認知症が疑われる人、認知症の人とその家族を訪問し、アセスメントや家族（個別の訪問支援）支援などの初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを行う。
- 認知症地域支援推進員—認知症の人ができる限り住み慣れた良い環境で暮らし続けることができるよう、認知症施策や事業の企画調整等を行う。



認知症疾患医療センター運営事業

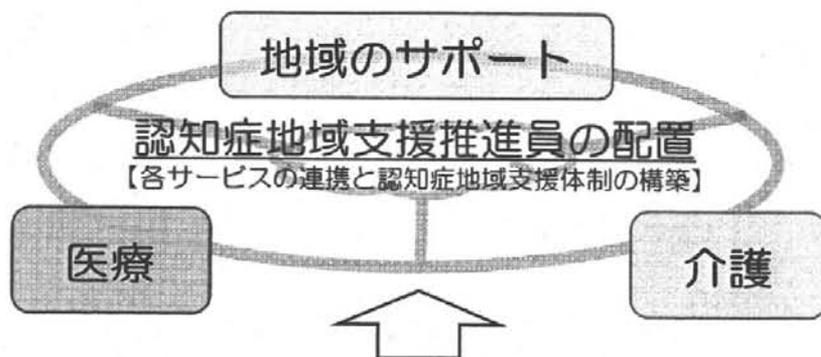
認知症疾患医療センター

設置場所：身体的検査、画像診断、神経心理学的検査等の総合的評価が可能な病院に設置
 設置数：全国（都道府県・指定都市）に235ヶ所設置(平成25年7月現在)
 人員：専門医療を行える医師、看護師、精神保健福祉士、臨床心理技術者等



認知症の方への支援体制の在り方 ～市町村認知症施策総合推進事業について～

- 認知症の方ができる限り住み慣れた地域で暮らすためには、必要な医療や介護、さらには日常生活における支援が有機的に結びついた体制を整えることが重要である。
- このため、市町村において、医療機関・介護サービス事業所や地域の支援機関をつなぐコーディネーターとしての役割を担う認知症地域支援推進員を配置し、認知症地域支援推進員を中心に下記の取組を行う。
 - ① 認知症の人にその状態に応じた適切なサービスが提供されるよう、介護・医療・地域サポートなどの各サービスの連携支援
 - ② 地域の認知症支援体制を構築し、地域の実情に応じて認知症の人やその家族を支援する事業の実施



市町村における地域ニーズの把握と計画的なサービスの確保

8

認知症の人の家族に対する支援の推進 －認知症カフェの取組み－

認知症カフェの取組の一例

(K市地域包括支援センターの取組)

- 1～2回／月程度の頻度で開催(2時間程度／回)
- 通所介護施設や公民館の空き時間を活用
- 活動内容は、特別なプログラムは用意されていなく、利用者が主体的に活動。
- 効果
 - ・ 認知症の人 → 自ら活動し、楽しめる場所
 - ・ 家族 → わかり合える人と出会う場所
 - ・ 専門職 → 人としてふれあえる場所(認知症の人の体調の把握が可能)
 - ・ 地域住民 → つながりの再構築の場所(住民同士としての交流の場や、認知症に対する理解を深める場)

認知症カフェの様子



夜のカフェの様子

9

認知症サポーターキャラバンの実施状況

(認知症サポーターとは)

- 認知症に関する正しい知識と理解を持ち、地域や職域で認知症の人や家族に対してできる範囲での手助けをする人

《キャラバンメイト養成研修》

- 実施主体：都道府県、市町村、全国的な職域団体等
- 目的：地域、職域における「認知症サポーター養成講座」の講師役である「キャラバンメイト」を養成
- 内容：認知症の基礎知識等のほか、サポーター養成講座の展開方法、対象別の企画手法、カリキュラム、等をグループワークで学ぶ。
- メイト数：86, 217人（平成25年6月30日現在）

《認知症サポーター養成講座》

- 実施主体：都道府県、市町村、職域団体等
- 対象者：
 - 〈住民〉自治会、老人クラブ、民生委員、家族会、防災・防犯組織等
 - 〈職域〉企業、銀行等金融機関、消防、警察、スーパーマーケット、コンビニエンスストア、宅配業、公共交通機関等
 - 〈学校〉小中高等学校、教職員、PTA等
- サポーター数：4, 193, 093人
(平成25年6月30日現在)



※ メイト・サポーター合計

4, 279, 310人（平成25年6月30日現在）

10

(参考)地域ネットワークによる認知症等高齢者の早期発見・見守りの取組 神戸市東灘区 バラ公園ネットワーク

地域住民と医療・介護等の多職種連携による高齢者見守り支援

- 通称バラ公園周辺の地域住民、交番、コンビニ、商店等が集まり、定期的に地域の高齢者の情報交換を開始
- 認知症サポート医や医師会等の協力により「認知症の人」の理解と正しい接し方について住民の理解を促進
- 異変に気づいた場合は地域包括支援センターに情報を集約して、早期に専門職の相談・支援を開始
- コンビニ店員、住民・包括職員・警察の連携により、振り込め詐欺を未然に食い止めた実績もある。

認知症サポーター養成講座の受講

- ・東灘署員全員
- ・コンビニ、商店の従業員
- ・地域住民など



- ### 東灘区役所・区医師会による
- ・地域医療シンポジウム
 - ・認知症フォーラム
 - ・区民公開セミナーの開催



関係機関が情報交換・見守り



11

認知症国家戦略に関する国際政策シンポジウム

平成25年1月29日(九段)



認知症国家戦略を打ち出し、サービス改革等を強力に推進する国々から政策関係者を招聘。認知症政策の国際動向を把握。

＜参加6カ国＞ イギリス、フランス、オーストラリア、デンマーク、オランダ、日本

共通する理念と推進体制

基本的理念

認知症の人の思いを尊重し住み慣れた地域での生活の継続を目指す

推進体制

首相・大統領レベルのリーダーシップ、当事者・市民の積極的関与

地域生活を可能とするための共通戦略(例)

事前の意思表示

本人の意思や希望を初期に確認し、それを尊重したケアの提供

早期・事前的対応

早期のタイムリーで適切な診断と支援により危機を事前に防ぐ予防的ケア体制

ケアラー支援

レスパイトやカウンセリングなどの家族介護者(ケアラー)支援を強化

行動・心理症状への対応

行動・心理症状等への心理・社会的ケアの強化、抗精神病薬使用の低減

普及・啓発

認知症に対する理解と意識の向上を図る

12

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律の概要

(平成17年11月9日法律第124号)

目的

高齢者虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳保持のため虐待防止を図ることが重要であることから、虐待防止等に関する国等の責務、虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援の措置等を定めることにより、高齢者虐待の防止に係る施策を促進し、もって高齢者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

定義

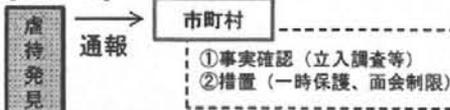
- 「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。(H24. 10～ 65歳未満の養介護施設入所等障害者を含む。)
- 「高齢者虐待」とは、①養護者による高齢者虐待、②養介護施設従事者等による高齢者虐待をいう。
- 高齢者虐待の類型は、①身体的虐待、②養護を著しく怠る(ネグレクト)、③心理的虐待、④性的虐待、⑤経済的虐待の5つ。

虐待防止施策

養護者による高齢者虐待

[市町村の責務] 相談等、居室確保、養護者の支援
[都道府県の責務] 市町村の施策への援助等

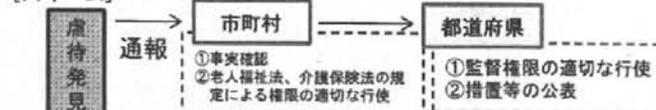
[スキーム]



養介護施設従事者等による高齢者虐待

[設置者等の責務] 当該施設等における高齢者に対する虐待防止等のための措置を実施

[スキーム]

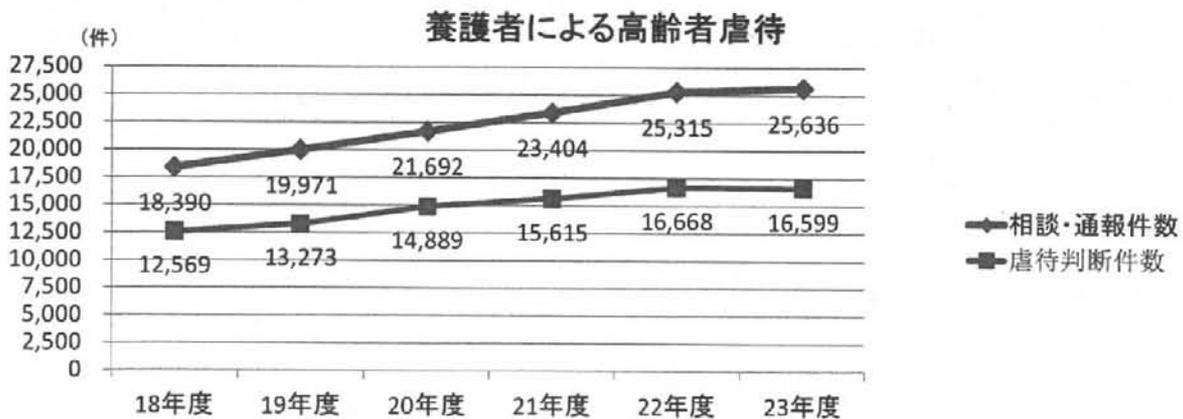
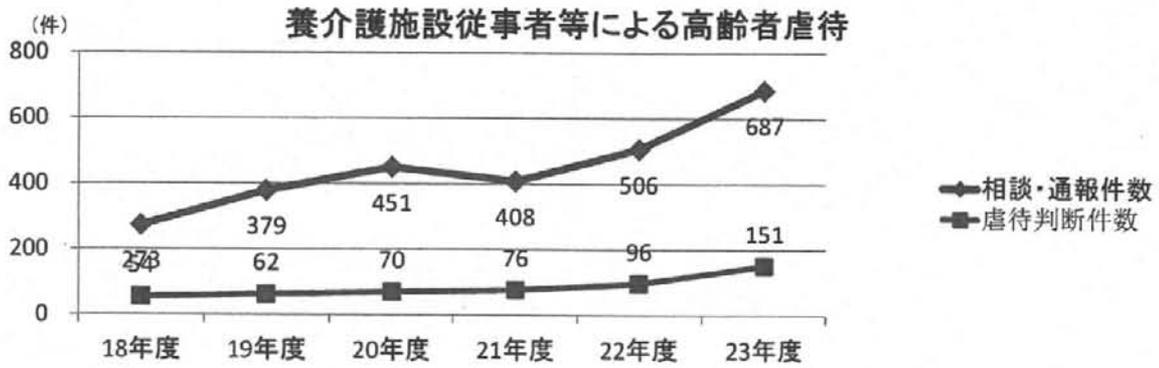


その他

- 成年後見制度の利用促進を規定
- 平成18年4月1日から施行

13

高齢者虐待の年度別相談・通報件数及び虐待判断件数

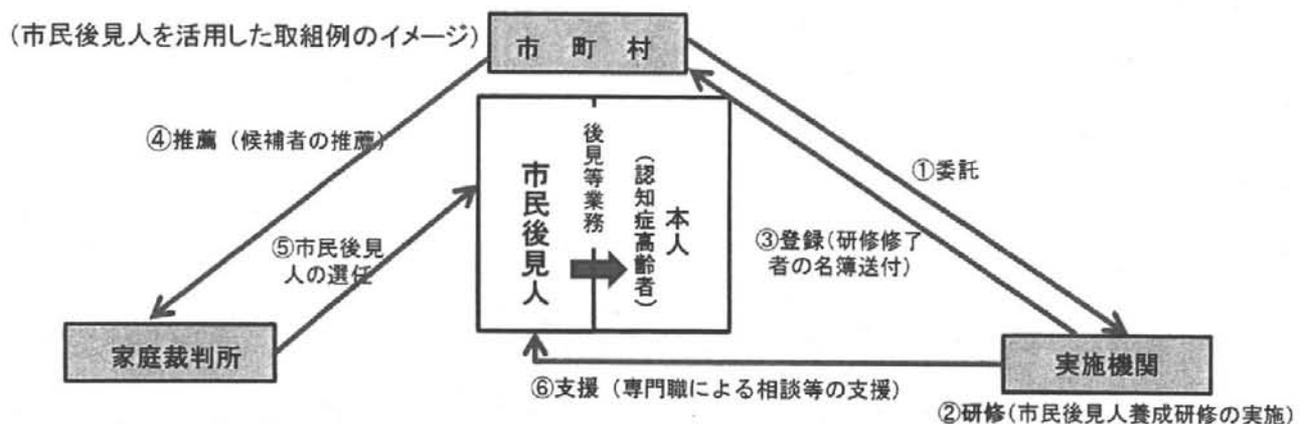


※平成22年度は、東日本大震災の影響により、調査の実施が困難であった5市町を含まない。(岩手県:大槌町 宮城県:石巻市、気仙沼市、女川町、南三陸町)

市民後見人の育成及び活用

今後、親族等による成年後見の困難な者が増加するものと見込まれ、介護サービス利用契約の支援などを中心に、成年後見の担い手として市民の役割が強まると考えられることから、市町村は、市民後見人を育成し、その活用を図ることなどによって権利擁護を推進することとする。

- ※1 「認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上」の高齢者の推計 280万人(平成22年) → 470万人(平成37年)
- ※2 成年後見関係事件の申立件数は年々増加傾向(平成24年 34,689件)
 そのうち首長申立の件数 1,876件(平成20年) → 2,471件(平成21年) → 3,108件(平成22年)
 → 3,680件(平成23年) → 4,543件(平成24年)



介護の将来像(地域包括ケアシステム)

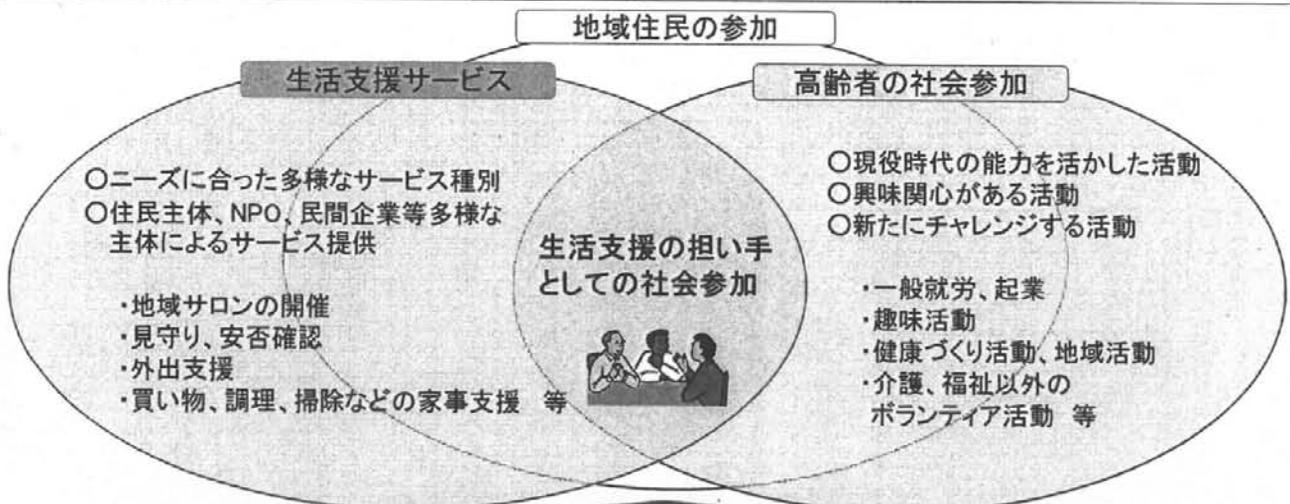
- 住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの実現により、重度な要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるようになります。
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要です。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、高齢化の進展状況には大きな地域差を生じています。
地域包括ケアシステムは、保険者である市町村や、都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていく必要があります。

2025年の地域包括ケアシステムの姿



生活支援サービスの充実と高齢者の社会参加

- 単身世帯等が増加し、支援を必要とする軽度の高齢者が増加する中、見守り・配食等の生活支援の必要性が増加。ボランティア、NPO、民間企業等の多様な主体が生活支援サービスを提供することが必要。
- 高齢者の社会参加をより一層推進することを通じて、元氣な高齢者が生活支援の担い手として活躍することも期待される。このように、高齢者が社会的役割をもつことにより、生きがいや介護予防にもつながる。



バックアップ

市町村を核とした支援体制の充実・強化

バックアップ

都道府県等による後方支援体制の充実

社会全体で認知症の人びとを支える

○社会全体で認知症の人びとを支えるため、介護サービスだけでなく、地域の自助・互助を最大限活用することが必要。



関係府省と連携し、地域の取組を最大限支援

関係団体や民間企業などの協力も得て、社会全体で認知症の人びとを支える取組を展開

認知症高齢者等にやさしい地域づくりに係る関係省庁連絡会議 資料

厚生労働省医政局指導課 医師確保等地域医療対策室 在宅医療推進室

0

医療計画制度について

趣旨

- 各都道府県が、地域の実情に応じて、当該都道府県における医療提供体制の確保を図るために医療法に基づき策定。
- 医療提供の量(病床数)を管理するとともに、質(医療連携・医療安全)を評価。
- 医療機能の分化・連携(「医療連携」)を推進することにより、急性期から回復期、在宅療養に至るまで、地域全体で切れ目なく必要な医療が提供される「地域完結型医療」を推進。

平成25年度からの医療計画に精神疾患等を追加

- 新たに精神疾患を加えた五疾病五事業(※)及び在宅医療に係る目標、医療連携体制及び住民への情報提供推進策
- ※ 五疾病五事業…五つの疾病(がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病、精神疾患)と五つの事業(救急医療、災害時における医療、へき地の医療、周産期医療、小児医療(小児救急医療を含む))をいう。災害時における医療は、東日本大震災の経緯を踏まえて見直し。

医療計画における認知症に関する作成(国の指針)

【精神疾患に関する医療計画【認知症のポイント】(「精神疾患の医療体制の構築に係る指針の改正について」平成24年10月9日厚生労働省医政局指導課長、社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長、老健局高齢者支援課長通知)

- 目指すべき方向 認知症に対して進行予防から地域生活の維持まで必要な医療を提供できる機能
- 認知症の医療体制に求められる医療機能(目標)
 - ・ 認知症の人が、早期の診断や、周辺症状への対応を含む治療等を受けられ、できる限り住み慣れた地域で生活を継続できるように、医療サービスが介護サービス等と連携しつつ、総合的に提供されること
 - ・ 認知症疾患医療センターを整備するとともに、認知症の鑑別診断を行える医療機関を含めて、少なくとも二次医療圏に1カ所以上、人口の多い二次医療圏では概ね65歳以上人口6万人に1カ所程度(特に65歳以上人口が多い二次医療圏では、認知症疾患医療センターを複数カ所が望ましい。)を確保すること
 - ・ 認知症の行動・心理症状で入院が必要な場合でも、できる限り短い期間での退院を目指すために、ある月に新たに精神科病院に入院した認知症の人(認知症治療病棟に入院した患者)のうち、50%が退院できるまでの期間を平成32年度までに2ヶ月(現在は6ヶ月)とできるよう体制を整備すること

在宅医療連携拠点事業（平成24年度まで）

【背景】

- 国民の60%以上が自宅での療養を望んでいる。
- 特に都市部において急速な高齢化が進展しており、死亡者数は、2040年にかけて今よりも約40万人増加。

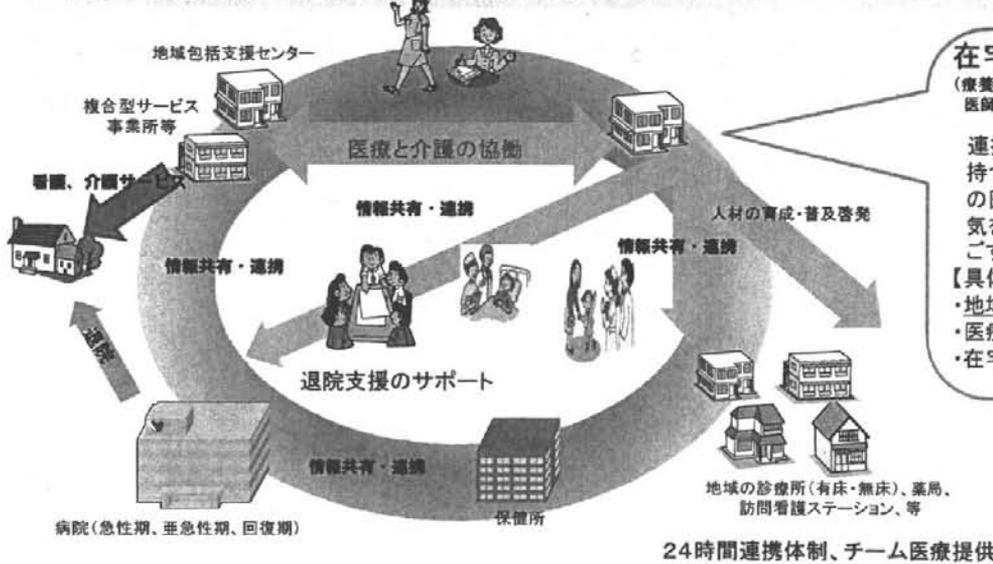
平成23年度 10カ所
平成24年度 105カ所

【在宅医療・介護における課題】

- 在宅医療を推進するには、関係する機関が連携し、医療と介護のサービスが包括的かつ継続的に提供されることが重要。しかし、これまで、医療側から働きかけての連携の取り組みが十分に行われてきたとはいえない。

【事業の概要】

- 在宅医療を提供する機関等を連携拠点として、多職種協働による在宅医療の支援体制を構築し、医療と介護が連携した地域における包括的かつ継続的な在宅医療の提供を目指す。



在宅医療連携拠点

（療養支援診療所、病院、訪問看護ステーション、自治体、医師会等）

連携拠点に配置されたケアマネジャーの資格を持つ看護師等と医療ソーシャルワーカーが地域の医療・介護を横断的にサポートすることで、病気をもちながらも住み慣れた地域で自分らしく過ごすことが可能となる。

【具体的な活動】

- ・地域の医療・介護関係者による協議の開催
- ・医療・介護関係機関の連携促進
- ・在宅医療に関する人材育成や普及啓発

24時間連携体制、チーム医療提供

H24年度在宅医療連携拠点事業 認知症対策関連事業【事例】

岡山県新見医師会 在宅医療連携拠点 まんさく

背景

新見市が65歳以上の一般高齢者の調査を実施（市内7圏域）6圏域で認知症のリスクがもっとも高かった。
（認知症リスク40.9%）
市内に精神科病院はなく、隣接する高梁市の精神科病院のサテライト診療所のみ。

多職種連携会議

【講義】認知症の現状について（サテライト診療所の精神科医）
【グループワーク】KI法を活用

研修

認知症フォローアップセミナー

地域住民への普及・啓発

「ともに生きる認知症ケア」

【主催】新見市

【後援】在宅医療連携拠点まんさく、岡山県介護支援専門員協会新見支部



（まんさくHPより）

今後の展開

今後の在宅医療連携拠点の活動は、新見市がイニシアチブを持ち、医師会が積極的に協力していく予定。

株式会社フジケア訪問看護 ステーション（福岡県北九州市）

背景

地域の課題として「医療との連携不足、特に認知症の増加とともに入院時に医療機関が苦慮することが多い」「各職種間が円滑な情報共有ができていない」等
→「認知症」に焦点をあてた連携体制の構築

事業の推進体制

認知症ケアに関わる医療・介護の多職種の専門職、患者家族による委員会の設置

地域の医療・福祉資源の把握及び活用

「認知症資源マップ」作成

①認知症が少し心配になったとき②介護保険開始時③入退院時の各段階において、求められる資源、サービスを整理

効率的な情報共有のための取り組み

認知症連携パスとその支援ツール「私の（心の言葉）ノート」を開発
高齢者とその家族、医療職、介護職等が記載



今後の展開

地域連携パスとその支援ツールである「私の（心の言葉）ノート」は「オレンジプラン」につながる取り組みであり、運用と改良を進めていく予定。

介護と連携した在宅医療の体制整備

24年度補正予算 地域医療再生交付金の拡充 500億円の内数

- 平成25年度からの医療計画には、新たに「在宅医療について達成すべき目標、医療連携体制」等を盛り込むこととし、「在宅医療に必要な連携を担う拠点」などを含めた連携体制を位置づけ。
医療計画に基づく体制の構築に必要な事業費等に対応するため、平成24年度補正予算において、地域医療再生基金を積み増し。
- 国においては、平成23年度及び24年度に実施した「在宅医療連携拠点事業」で得られた成果を随時、情報提供する予定。
各都道府県におかれては、これらの知見を参考に、在宅医療・介護提供体制の確保のため、市町村や地域医師会等の関係者と連携した取組を実施して頂きたい。

【在宅医療推進事業の例】

- ・地域全体の在宅医療を推進するに当たり、特に重点的に対応が必要な地域での取組の実施。
- ・事業実施に当たっては市町村が主体となって、地域医師会等と連携しながら在宅医療の提供体制構築に向けた取組を支援。
- ・具体的には、以下のような取り組みを通して、地域の在宅医療・介護関係者の顔の見える関係の構築と、医療側から介護への連携を働きかける体制作りに取り組むことが考えられる。
 - ① 地域の医療・福祉資源の把握及び活用
 - ② 会議の開催(会議への医療関係者の参加の仲介を含む。)
 - ③ 研修の実施
 - ④ 24時間365日の在宅医療・介護提供体制の構築
 - ⑤ 地域包括支援センター・ケアマネを対象にした支援の実施
 - ⑥ 効率的な情報共有のための取組(地域連携パスの作成の取組、地域の在宅医療・介護関係者の連絡様式・方法の統一など)
 - ⑦ 地域住民への普及・啓発

平成25年度 高齢社会対策



平成25年度の高齢社会対策

① 高齢社会対策関係予算

高齢社会対策を、就業・年金等分野、健康・介護・医療等分野、社会参加・学習等分野、生活環境等分野、高齢社会に対応した市場の活性化と調査研究の推進、全世代が参画する超高齢社会に対応した基盤構築の各分野にわたり着実に実施する。

一般会計に予算における平成25年度の高齢社会対策の関係予算は、18兆9,977億円であり、各分野別では、就業・年金等分野10兆9,147億円、健康・介護・医療等分野8兆262億円、社会参加・学習等分野116億円、生活環境等分野36億円、高齢社会に対応した市場の活性化と調査研究の推進273億円、全世代が参画する超高齢社会に対応した基盤構築142億円となっている。

② 総合的な推進のための取組

○社会保障制度改革国民会議について

社会保障制度改革国民会議（会長：清家篤慶應義塾長）は、平成24年通常国会で成立した「社会保障制度改革推進法」（平成24年法律第64号。以下「改革推進法」という。）に基づき設置され、設置期限は平成25年8月21日とされている。有識者15名の委員により構成され、高齢者医療制度を含む医療保険制度、介護保険制度、公的年金制度、少子化対策の4分野について、改革推進法が規定する社会保障制度改革の基本的な考え方や改革の基本方針に基づき、社会保障制度改革の更なる具体化に向けた議論を行っている。

第1回の会議は、平成24年11月30日に開催され、平成24年度は7回開催された。

平成25年度はこれまで4回開催された（平成25年5月9日現在）。

今後の社会保障制度改革については、改革推進法に基づき、自民党・公明党・民主党の3党による3党実務者協議の状況も踏まえながら、社会保障制度改革国民会議において議論を行うことになる。

分野別の高齢社会対策

1 就業・年金等分野に係る基本的施策

(1) 全員参加型社会の実現のための高齢者の雇用・就業対策の推進

ア 年齢にかかわらず働ける社会の実現に向けた取組

「雇用対策法」(昭和41年法律第132号)第10条に基づき、労働者の一人一人により均等に働く機会が与えられるよう、引き続き、労働者の募集・採用における年齢制限禁止の義務化の徹底を図るべく、指導等を行う。

高齢者が健康で、意欲と能力がある限り年齢にかかわらず働き続けることができる社会(以下「生涯現役社会」という。)の実現に向けた取組として、地域の中核的企業をモデル企業に選定し、当該企業における取組を通じ、生涯現役社会実現に向けた地域の機運醸成を図るほか、高齢者に対して高齢期の職業生活設計に係るセミナーを開催する等、生涯現役社会の実現に向けた環境整備を図る生涯現役社会実現事業を実施する。

また、平成25年度からは、企業における高齢者の活用を促進するため、高齢者の職域の拡大、作業環境の改善又は雇用管理制度の整備等を行う事業主を支援するとともに、定年を控えた高齢者で、その知識や経験を活かすことができる他の企業での雇用を希望する者を、職業紹介事業者の紹介により雇い入れる事業主を支援し、高齢者の雇用の維持を図る。

日本政策金融公庫(国民生活事業・中小企業事業)において、エイジフリーな勤労環境の整備を促進するため、高齢者(60歳以上)等の雇用等を行う事業者に対しては、雇用要件の緩和措置(2名以上から1名以上に緩和)を継続

する。

また、高齢者の活用に積極的な企業を表彰することで、そのような企業のすそ野を広げるため、高齢者を始めとした、多様な人材の能力を最大限発揮させることにより、イノベーションの創出、生産性向上等の成果を上げている企業を選定し、「ダイバーシティ経営企業100選」として表彰する。

イ 多様な形態による雇用・就業機会の確保

高齢者の多様な就業ニーズに対応し、定年退職後等において、臨時的・短期的又は軽易な就業を希望する者に対し、意欲や能力に応じた就業機会、社会参加の場を総合的に提供するシルバー人材センター事業について、シルバー人材センターと地方公共団体が共同して企画提案した事業を支援するほか、各シルバー人材センターにおける安全・適正就業の徹底や就業機会の拡大などの機能強化を支援することにより、各シルバー人材センターの会員が身近な地域で安心して働くことができるよう多様な就業機会を提供するとともに、適切な運営の確保を図る。

地域の事業主団体等と公共職業安定機関の参画の下、高齢者の居住する身近な地域において雇用を前提とした技能講習、面接会、フォローアップ等を一体的に行うシニアワークプログラム事業を実施する。

ウ 高齢者等の再就職の援助・促進

「事業主都合の解雇」又は「継続雇用制度の対象となる高齢者に係る基準に該当しなかったこと」により離職する高齢者離職予定者の希望に応じて、その職務の経歴、職業能力等の再

就職に資する事項や再就職援助措置を記載した求職活動支援書を作成・交付することが事業主に義務付けられており、交付を希望する高齢者離職予定者に求職活動支援書を交付しない事業主に対しては公共職業安定所が必要に応じて指導・助言を行う。なお、求職活動支援書の作成に当たっては、中高年齢者の有する豊富な職業キャリアの記載ができる「職業キャリアが長い方向けのジョブ・カード」を求職活動支援書としても活用することが可能となっていることから、その積極的な活用を促す。

主要な公共職業安定所において高齢者求職者を対象に職業生活の再設計に係る支援や、特に就職が困難な者に対する担当者制による再就職支援等を行う。

また、高齢者等の安定した就職の実現を図るため、常用雇用に向けて中高年齢者を一定期間試行的に雇用する事業主に対してトライアル雇用奨励金を支給するとともに、高齢者等の就職困難者を公共職業安定所等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対する助成措置(特定求職者雇用開発助成金)を実施する。

さらに、再就職が困難である高齢者の円滑な労働移動を強化するため、求職活動等のための休暇を1日以上与え、休暇日に通常の賃金の額以上の額を支払うとともに、再就職支援を民間の職業紹介事業者に委託し、再就職を実現した中小企業事業主に対して助成を行う労働移動支援助成金について、高齢者の再就職を実現させた場合の助成を拡充する措置を実施する。

エ 起業の支援

株式会社日本政策金融公庫(国民生活事業・中小企業事業)において、高齢者等を対象に優遇金利を適用する融資制度(女性、若者/シニ

ア起業家支援資金)により開業・創業の支援を行う。

オ 知識、経験を活用した65歳までの雇用の確保

「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」(昭和46年法律第68号)は事業主に対して、65歳までの雇用を確保するために継続雇用制度の導入等の措置(以下「高齢者雇用確保措置」という。)を講じるよう義務付けており、高齢者雇用確保措置を講じていない事業主に対しては、公共職業安定所による指導等を実施するとともに、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の高齢者雇用アドバイザーによる技術的事項についての相談・援助を行う。

公務部門における高齢者雇用については、再任用制度の活用を基本とし、平成25年度から再任用の上限年齢が65歳に引き上げられたことも踏まえ、その推進を図る。

また、「国家公務員の雇用と年金の接続について」(平成25年3月26日閣議決定)に沿って、雇用と年金の接続を見据えた再任用制度の円滑な運用を図る。

(2) 勤労者の生涯を通じた能力の発揮

ア 勤労者の職業生活の全期間を通じた能力の開発

職業生涯の長期化や働き方の多様化が進む中、労働者が職業生活の全期間を通じてその能力を発揮できるようにするために、労働者の段階的・体系的な職業能力の開発・向上を促進し、ひいては人材の育成・確保や労働生産性の向上につなげる。

このため、職業訓練の実施や能力本位の労働市場の形成を支援するのみならず、個人にあった職業生涯を通じたキャリア形成支援を推

進する。

イ ゆとりある職業生活の実現等

仕事と生活の調和の実現のため、長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進に向けた取組を中心として、労働者の働き方・休み方の改革を進めており、年次有給休暇の取得促進などのための各種ツールの開発や、恒常的な長時間労働の実態にある業種や職種に重点化した対応など、労使の自主的な取組の支援を行う。

ウ 職業生活と家庭生活との両立支援対策の推進

(ア) 改正育児・介護休業法の円滑な施行

平成24年7月1日に全面施行された改正育児・介護休業法について、引き続き制度の内容を周知するとともに、企業において改正内容が定着し、法の履行確保が図られるよう事業主に対して指導等を行う。

(イ) 仕事と家庭を両立しやすい職場環境整備

育児や介護を行う労働者が働き続けやすい環境整備を推進するため、両立支援助成金の支給を行う。

また、中高年を中心として、家族の介護のために離・転職する労働者が増加していることから、企業向けの仕事と介護の両立支援対応モデルを構築し、その周知を図るとともに、両立支援制度や仕事と介護の両立モデルなどを内容とする労働者向け事例集の作成等により、労働者の仕事と介護の両立を支援し、継続就業を促進する。

さらに、仕事と育児・介護等の両立支援のための取組を積極的に行っており、かつその成果があがっている企業に対し、公募により「均等・両立推進企業表彰」を実施し、その取組を

広く周知することにより、労働者が仕事と家庭を両立しやすい職場環境の整備を促進する。

エ 多様な勤務形態の環境整備

(ア) 多様な働き方を選択できる環境の整備

パートタイム労働者がその能力を一層有効に発揮することができる雇用環境を整備するため、「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」(平成5年法律第76号)に基づく是正指導や、専門家による正社員との均等・均衡待遇や正社員への転換に関する相談・援助のほか、事業主に対する職務分析・職務評価の導入支援や助成金の活用等により、正社員との均等・均衡待遇確保のための取組を推進する。

また、所定労働時間が短いながら正社員として適正な評価と公正な待遇が図られた働き方であり、育児・介護や地域活動など各々人のライフスタイルやライフステージに応じた働き方を実現させるものとして期待される「短時間正社員制度」について、その導入・定着を促進するため、制度を導入した事業主に対して支給する助成金等を活用するほか、制度導入支援マニュアルの配布や、「短時間正社員制度導入支援ナビ」の運営、人事労務担当者を対象にしたセミナーの実施等により、短時間正社員制度の概要や取組事例等についての情報提供等を行い、周知・啓発に努める。

(イ) 情報通信を活用した遠隔型勤務形態の開発・普及

政府では、テレワークが高齢者等の遠隔型勤務形態に資するものとして関係各省が連携し、テレワークの一層の普及拡大に向けた環境整備、普及啓発等を推進している。

これに基づき、業務の効率化・高付加価値化による生産性の向上及び国際競争力の強化や災

害時の事業継続性の向上等に資する多様な働き方を実現する施策(テレワークの普及・推進等)の検討等を行う。

また、個々人の生活様式に合わせた柔軟な働き方を実現するテレワークの本格的普及を図るため、引き続き全国の企業等に対してテレワークの導入・運営に向けた専門家派遣を通じ、セキュリティレベル・業務内容等に応じたテレワーク優良導入モデルを確立する。さらに全国でセミナーを開催し、その普及を図る。

さらに、在宅勤務ガイドラインの周知・啓発、テレワーク相談センターでの相談活動や、事業主・労働者等を対象とした「テレワーク・セミナー」の開催等により、引き続き適正な労働条件下でテレワークの普及を図る。

(3) 公的年金制度の安定的運営

ア 持続可能で安定的な公的年金制度の確立

平成25年度の基礎年金国庫負担割合は、年金特例公債によって、2分の1とし、平成26年度以降についても、消費税込により、2分の1を維持することとしている。

社会保障制度改革推進法では、今後の公的年金制度改革については、財政の現況及び見通し等を踏まえ、社会保障制度改革国民会議において検討し、結論を得ることとしている。この方針に沿って、持続可能で安定的な公的年金制度の確立に取り組む。

イ 低年金・無年金問題への対応

年金の受給資格期間の短縮や、年金生活者支援給付金を支給など、平成24年度に成立した法律の円滑な施行に取り組む。

ウ 働き方やライフコースの選択に中立的な年金制度の構築

短時間労働者への社会保険の適用拡大や、産休期間中の社会保険料免除など、平成24年度に成立した法律の円滑な施行に取り組む。

エ 年金記録問題への対応・業務運営の効率化

日本年金機構については、厚生労働大臣が定めた中期目標に基づき、日本年金機構により作成された平成25年度計画を認可し、その着実な実施を求めることにより、公的年金制度の適切な運営の確保に努める。

具体的には、年金記録問題への対応については、平成24年度に引き続き、紙台帳等コンピュータ記録の全件突合せを実施し、その結果についてお知らせしていくとともに、「もれ」や「誤り」が気になる記録についてご確認いただく「気になる年金記録、再確認キャンペーン」において、すべての個人の皆様へお知らせを送付し、心当たりの記憶を申し出ていただく取組を進める。

また、国民年金の適用事務については、住民基本台帳ネットワークシステムにより把握した20歳、34歳及び44歳到達者に対する届出勧奨及び届出がない場合の資格取得等の手続を確実に実施するとともに、国民年金の収納事務については、平成25年度の現年度納付率について平成21年度の納付実績を上回る水準を確保し、60.0%台に回復することを目標に、国民年金保険料収納事業受託事業者との連携・強制徴収業務を更に強化する。

厚生年金保険等の適用事務については、法務省の保有する法人登記簿情報を活用して未適用事業所の確実な把握を行い、引き続き加入勧奨に努めるとともに、厚生年金保険等の徴収事務については、長期・高額の滞納があり、国税庁

への委任要件に該当する悪質な滞事務所に対しては、国税庁に委任する仕組みを適切に活用する。

給付事務については、年金給付の請求書を受け付けてから年金が決定され、年金証書が請求者の方々に届くまでの所要日数を設定した「サービススタンダード」の達成状況を適切に把握し、引き続き迅速な事務処理を推進する。

この他、お客様と直接接する年金事務所等第一線の職員からの要望等に基づく業務運営の効率化や年金相談の充実、お客様サービスの向上、業務の公正性・透明性の確保などの取組を進めることとしている。

(4) 自助努力による高齢期の所得確保への支援 ア 企業年金制度等の整備

AIJ問題を契機として顕在化した厚生年金基金等をめぐる課題について、社会保障審議会年金部会の下に設置した「厚生年金基金制度に関する専門委員会」の意見書をもとに、平成25年の通常国会に公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案を提出する。

イ 退職金制度の改善

社外積立型の退職金制度を導入する等の改善を促進するとともに、中小企業における退職金制度の導入を支援するため、中小企業退職金共済制度の普及促進等の施策を推進する。

ウ 高齢期に備える資産形成等の促進

勤労者財産形成貯蓄制度の普及等を図ることにより、高齢期に備えた勤労者の自助努力による計画的な資産形成を促進する。

また、認知症高齢者等の財産管理の支援等に資する成年後見制度について周知する。

② 健康・介護・医療等分野に係る基本的施策

(1) 健康づくりの総合的推進

ア 生涯にわたる健康づくりの推進

健康寿命の延伸や生活の質の向上を実現し、健やかで活力ある社会を築くため、がんなど生活習慣病の一次予防に重点を置いた対策として平成12年度から進めてきた「21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）」が平成24年度で終了することから、平成23年10月にとりまとめた最終評価を基に「厚生科学審議会地域保険健康増進栄養部会」などで議論を行い、平成24年7月に今後10年間の国民健康づくり運動を推進するため、健康を支え、守るための社会環境の整備に関する具体的な目標等を明記した健康日本21（第二次）を告示した。

健康日本21（第二次）に基づき、地方公共団体、関係団体、企業などと連携し、健康づくりの取組の普及啓発を推進する「Smart Life Project」を引き続き実施していく。

さらに、健康な高齢期を送るためには、壮年期からの総合的な健康づくりが重要であるため、市町村が健康増進法に基づき実施している健康教育、健康診査、機能訓練、訪問指導等の健康増進事業の一層の推進を図る。

また、高齢化の進展等により今後も医療費の増加が見込まれる中で、国民皆保険を堅持していくためには、必要な医療は確保しつつ、効率化できる部分は効率化を図ることが重要であり、特定健診等の生活習慣病対策など中長期的な各般の取組を引き続き進めていく。

健康で活力に満ちた長寿社会を実現するため、「高齢者の体力づくり支援事業」として、生活基盤の比重が仕事中心から地域社会へ大きく移行する年齢層が、それぞれの適性や健康状

態に応じて無理なく継続できる運動・スポーツプログラムの普及啓発を行うとともに、高齢者の体力づくりに係るシンポジウムを開催する。

「第2次食育推進基本計画」に基づき、家庭、学校・保育所、地域等における食育の推進、食育推進運動の全国展開、生産者と消費者の交流促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化、食文化の継承のための活動への支援、食品の安全性の情報提供等を実施する。

高齢受刑者で日常生活に支障がある者の円滑な社会復帰を実現するため、引き続きリハビリテーション専門スタッフを配置する。

イ 健康づくり施設の整備等

一定の要件を満たした運動施設及び温泉施設を「運動型健康増進施設」、「温泉利用型健康増進施設」及び「温泉利用プログラム型健康増進施設」として認定し、健康を増進するための民間サービスの振興を図る。

また、散歩や散策による健康づくりにも資する取組みとして、地方公共団体等のまちづくりと一体となった「かわまちづくり」の推進を図る。

そのほかに、国有林野では、優れた自然景観を有し、森林浴や自然観察、野外スポーツ等に適した「レクリエーションの森」において、利用者ニーズに対応した施設整備等を行い、レクリエーションの場の提供を図る。

国立公園においては、主要な利用施設であるビジターセンター、園路、公衆トイレ等についてバリアフリー化を推進するなど、高齢者にも配慮した自然とのふれあいの場の整備を実施する。

都市公園においては、健康づくりの様々な活動が広く行われるよう高齢者等にも配慮した整備を推進する。

ウ 介護予防の推進

要介護状態等になることを予防し、要介護状態等になった場合でもできるだけ地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、地域支援事業を推進するとともに、日常生活圏域で高齢者の生活の継続性が確保できるように、建物等の改修等により、介護予防サービス提供のための拠点整備を行う。

また、自立支援に効果の高い支援手法を明らかにする観点から、平成24年度から2年間かけて、13の自治体と協働して、二次予防事業対象者、要支援1から要介護2までの者を対象として、介護予防市町村強化推進事業を実施する。

(2) 介護保険制度の着実な実施

高齢者が住み慣れた地域で生活し続けることを可能とするために医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを一体的に提供する地域包括ケアシステムの基盤を強化する観点から、平成24年4月の介護報酬改定で、在宅サービスの充実と施設の重点化、自立支援型サービスの強化と重点化、医療と介護の連携・役割分担、介護人材の確保とサービスの質の向上を柱とする改定を行った。

また、近年の介護サービスを巡っては、介護従事者の離職率が高く、人材確保が困難であるといった状況にあるため、第169回国会で「介護従事者等の人材確保のための介護従事者等の処遇改善に関する法律」（平成20年法律第44号）が成立し、平成21年度介護報酬改定において、プラス3.0%の介護報酬改定を行い、平成21年度第一次補正予算において、平成23年度までの間介護職員（常勤換算）1人当たり平均月額1.5万円の賃金引き上げに相当する介護職員処遇改善交付金により介護職員の処遇改善に取り組んできた。平成24年度介護報酬改定におい

ても、プラス1.2%の改定を行い、これまでの処遇改善の取組が確実に継続されるよう、「介護職員処遇改善加算」を創設するなど、引き続き、これらの取組を着実に実施し、介護従事者の処遇改善を図る。

(3) 介護サービスの充実

ア 必要な介護サービスの確保

平成25年度においては、地域住民が可能な限り、住み慣れた地域で介護サービスを継続的・一体的に受けることのできる体制（地域包括ケアシステム）の実現を目指すため、訪問介護と訪問看護が密接に連携した「定期巡回・随時対応サービス」や、小規模多機能型居宅介護と訪問看護の機能をあわせ持つ「複合型サービス事業所」等の在宅サービス拠点の充実や、サービス付き高齢者向け住宅等の高齢者の住まいの整備を進める。

また、認知症の人や要介護高齢者等に対する住まい、医療、介護、予防、生活支援のサービスが一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を全国的に推進していくための手法として、全国の自治体に「地域ケア会議」の普及・定着を図る。

地域における高齢者支援の中核を担う地域包括支援センターでは、医療、介護の専門家など多職種が協働して個別事例のケア方針を検討し、高齢者の自立支援、認知症の人の地域支援等を推進するための「地域ケア会議」を実施し、市町村では地域課題の解決に向けた資源開発・政策形成等を行うための「地域ケア会議」を実施する。また国においては、「地域ケア会議」の運営ノウハウの蓄積、人材育成、体制づくり等を推進する事業を実施する。

あわせて、介護人材の確保のため、介護労働者の雇用管理改善や人材の参入促進に取り組

む。具体的に介護労働者の雇用管理改善については、労働環境の改善に役立つ介護福祉機器・雇用管理制度を導入する事業主への助成措置や、介護労働者の雇用管理全般に関する雇用管理責任者への講習を引き続き実施する。人材の参入促進を図る観点からは、介護に関する専門的な技能を身につけられるようにするための離職者訓練の充実を図るとともに、全国の主要なハローワークに設置する「福祉人材コーナー」において、きめ細かな職業相談・職業紹介、求人者への助言・指導等を実施することに加え、「福祉人材コーナー」を設置していない主要なハローワークにおいても、福祉分野の職業相談・職業紹介、職業情報の提供及び「福祉人材コーナー」への利用勧奨等の支援を実施していく。

また、今後の介護人材のキャリアパスを簡素で分かりやすいものにするため、ホームヘルパー研修の体系を見直し、在宅・施設を問わず必要となる基本的な知識・技術を修得する「介護職員初任者研修」を創設した。

平成24年度に引き続き、都道府県・市区町村、介護事業者、関係機関・団体等の協力を得つつ、「介護の日」に合わせ、国民への啓発のための取組を重点的に実施する。

イ 介護サービスの質の向上

介護保険制度の運営の要である介護支援専門員（ケアマネジャー）の資質の向上を図るため、引き続き、実務研修及び現任者に対する研修を体系的に実施する。なお、研修水準の標準化を図るため、実務研修の指導者用のガイドラインを策定し周知する。また、地域包括支援センターにおいて、介護支援専門員に対する助言・支援や関係機関との連絡調整等を行い、地域のケアマネジメント機能の向上を図っていく。

また、高齢者の尊厳の保持を図る観点から、

特別養護老人ホームにおけるプライバシーの保護に配慮するとともに、介護従事者等による高齢者虐待の防止に向けた取組を推進していく。

平成24年4月より、一定の研修を受けた介護職員等は、一定の条件の下に喫煙吸引等の行為を実施できることとなった。平成25年度においては、引き続き各都道府県と連携のもと、研修等の実施を推進し、サービスの確保、向上を図っていく。

ウ 認知症高齢者支援施策の推進

今後、高齢者の増加に伴い認知症の人は更に増加することが見込まれていることから、平成24年9月に公表された「認知症施策推進5か年計画」の着実な実施を図り、全国の自治体で、認知症の人とその家族が安心して暮らしていける支援体制を計画的に整備する。

具体的には、①標準的な認知症ケアパスの作成・普及、②早期診断・早期対応、③地域での生活を支える医療サービスの構築、④地域での生活を支える介護サービスの構築、⑤地域での日常生活・家族支援の強化、⑥若年性認知症施策の強化、⑦医療・介護サービスを担う人材の育成の7つの視点に立って施策を推進する。

こうした施策の推進により、認知症高齢者ができる限り住み慣れた地域のよい環境で生活できるような体制をつくる。

(4) 高齢者医療制度改革

ア 高齢者医療制度について

平成20年度に創設された新たな高齢者医療制度は、施行から6年目に入り、概ね定着しつつある。

今後も高齢者の増加等により医療費の増大が見込まれる中、高齢者が将来にわたり安心して医療を受けられるよう、その医療給付費を世代

間・世代内の公平に留意しつつ支えていくため、医療保険制度の財政基盤の安定化、保険料に係る負担の公平等とともに、今後の高齢者医療制度について、社会保障制度改革国民会議の議論等を踏まえ検討していく。

イ 地域における包括的かつ持続的な在宅医療・介護の提供

国民が、可能な限り住み慣れた地域で療養することができるよう、地域包括ケアシステムの実現を目指し、医療・介護が連携して必要な支援を提供する必要がある。

平成25年度からの医療計画に、新たに「在宅医療について達成すべき目標、医療連携体制」等を明記すべきとされたことを踏まえ、地域医療再生基金を活用し、各都道府県が行う取り組みを支援する。また、地域において多職種がチームとして協働し、在宅医療・介護を提供する体制を構築するため、平成24年度より都道府県及び市町村単位で育成した人材が、地域で在宅医療・介護に関係する多職種を対象として行う研修を支援していく。

(5) 住民等を中心とした地域の支え合いの仕組み作りの促進

ア 地域の支え合いによる生活支援の推進

住民参加による地域づくりを通じて、地域住民の社会的孤立を防ぎ、誰もが社会との「絆」を感じながら、安心して生活できる基盤を構築していくため、平成21年度より実施している「安心生活創造事業」の基本理念（抜け漏れのない把握、漏れのない支援、自主財源の確保）を引き継ぐとともに、これまでの安心生活創造事業の成果・課題を踏まえ、分野横断的な相談支援体制の構築や権利擁護の推進等を実施する総合的な取組へと拡充した「安心生活基盤構築

事業」を実施する。また、地域の支え合いを推進するため、地域福祉等推進特別支援事業において、高齢者等の地域社会における今日的課題の解決を目指す先駆的・試行的取組を行う自治体等への支援を行う。

さらに、「寄り添い型相談支援事業」として、ワンストップで電話相談を受け、必要に応じて、具体的な解決につなげるための面接相談、同行支援を行う事業を実施する。

イ 地域福祉計画の策定の支援

福祉サービスを必要とする高齢者を含めた地域住民が、地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるよう地域福祉の推進に努めている。このため、福祉サービスの適切な利用の推進や福祉事業の健全な発達、地域福祉活動への住民参加の促進等を盛り込んだ地域福祉計画の策定の支援を引き続き行う。

③ 社会参加・学習等分野に係る基本的施策

(1) 社会参加活動の促進

ア 高齢者の社会参加活動の促進

(ア) 高齢者の社会参加と生きがいづくり

高齢者の生きがいと健康づくり推進のため、地域を基盤とする高齢者の自主的な活動組織である老人クラブ等や都道府県及び市町村が行う地域の高齢者の社会参加活動を支援する。また、国民一人一人が積極的に参加し、その意義について広く理解を深めることを目的とした「全国健康福祉祭（ねんりんピック）」を平成25年10月に高知県で開催する。

また、高齢者の社会参加による生きがいづく

りを促進するため、高齢者の生涯学習に関する研究成果や各地域の先進的な取組事例等を活用した研究協議会を開催する。

さらに、学校の教育活動を支援する「学校支援地域本部」や、放課後や週末等に学校の余裕教室等を活用して、学習・体験・交流活動等を提供する「放課後子ども教室」、家庭教育に関する学習機会の提供等を行う「家庭教育支援」などを一体的・総合的に推進することなどにより、高齢者を含む幅広い世代の地域住民の参画による地域全体で子どもを育む環境づくりを支援する。

また、企業退職高齢者等が、地域社会の中で役割を持っていきいきと生活できるよう、有償ボランティア活動による一定の収入を得ながら自らの生きがいや健康づくりにもつながる活動を行い、同時に介護予防や生活支援のサービス基盤となる活動を促進する「高齢者生きがい活動促進事業」を実施する。

ユニバーサルツーリズムに適した商品等の認定制度の検討、協議会等による受入体制強化、具体的な効用の検証やシンポジウムを通じた普及啓発等により、ユニバーサルツーリズムの更なる定着・普及を図る。

(イ) 高齢者の海外支援活動の推進

豊富な知識、経験、能力を有し、かつ途上国の社会や経済の発展に貢献したいというボランティア精神を有する中高年齢者が、海外技術協力の一環として、途上国の現場で活躍できるよう、シニア海外ボランティア事業を独立行政法人国際協力機構を通じ引き続き推進する。また、団塊の世代の人々の知見を本事業に活用すべく情報提供、派遣形態・期間の多様化など参加しやすい環境を整備する。

(ウ) 高齢者の余暇時間等の充実

高齢者等がテレビジョン放送を通じて適切に情報を得ることができるよう、字幕放送、解説放送等の充実を図るため、平成19年10月に策定し、平成24年10月に見直しを行った行政指針の普及目標（平成29年度までに、字幕放送については対象の放送番組のすべてに字幕付与、解説放送については対象の放送番組の10%に解説付与、大規模災害等緊急時放送については、できる限りすべてに字幕付与する等）の達成に向けて、これまで放送局の自主的な取組を促してきたところであり、引き続き、字幕番組、解説番組等の制作に対する助成を行うこと等により、字幕放送、解説放送等の拡充を図っていく。

高齢者の社会参加や世代間交流を促進するため、東京及び地方都市において「高齢社会フォーラム」を開催する。

また、年齢にとらわれず自らの責任と能力において自由で生き生きとした生活を送る高齢者（エイジレス・ライフ実践者）や社会参加活動を積極的に行っている高齢者の団体等を毎年広く紹介しており、「高齢社会フォーラム」等を通じて、社会参加活動等の事例を広く国民に紹介する事業を実施する。

(エ) 高齢者の社会参加活動に資するICT利活用の推進

超高齢社会がもたらす政策課題を解決し、新たな社会モデルの確立に向けた情報通信技術（ICT）の在り方を検討するため、平成24年12月から「ICT超高齢社会構想会議」を開催しており、会議の基本提言において掲げられた、我が国が目指すべき3つのビジョン（「Ⅰ健康を長く維持して自立的に暮らす」、「Ⅱ生きがいをもって働き、社会参加する」、「Ⅲ新産業創出と

グローバル展開」）の実現に向けたICTの利活用方策について検討を進めていく。

イ 市民やNPO等の担い手の活動環境の整備

被災地における様々な社会的課題（高齢者の介護・福祉、買い物支援、まちづくり・まちおこしなど）をビジネスの手法を用いて解決するソーシャルビジネスを振興することで、被災地の高齢者や女性等の社会進出を促進し、被災地における新たな産業や雇用の創出による地域活性化を図る。

市民の自由な社会貢献活動を促進するため、拡充された寄附税制の活用促進や改正特定非営利活動促進法の円滑な施行・周知に向けた取組を行う。また、内閣府NPOホームページなどで、市民活動に関する情報の提供を行う。

さらに、多様な個人が能力を発揮しつつ、自立して共に社会に参加し、支え合う「共生社会」を築いていくためには、地域住民やNPO等による社会活動の充実が必要不可欠であるという認識のもと、社会活動の中心的担い手となるリーダーを育成する「青年社会活動リーダー育成プログラム」を実施する。平成25年度は、高齢者関連分野の日本青年9名をデンマークに派遣するとともに、デンマーク、ニュージーランド、英国から高齢者関連分野の青年リーダー13名を招へいし、それぞれ日本青年と各国青年リーダーとの意見交換や高齢者関係施設の訪問などを行う。

(2) 学習活動の促進

ア 学習機会の体系的な提供と基盤の整備

生涯学習の振興に向けて、平成2年に「生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律」が制定され推進体制の整備が図られた。その後、平成18年に改正された教育基

本法で生涯学習の理念（第3条）が、さらにこの理念の実現のため平成20年に改正された社会教育法でも「生涯学習の振興への寄与」が明示された（第3条2項）。これらの法律や中央教育審議会の答申等に基づき、国民一人一人が生涯を通して学ぶことのできる環境の整備、多様な学習機会の提供、学習した成果が適切に評価されるための仕組みづくりなど、「生涯学習社会」の実現のための取組を進める。

（ア）生涯学習の基盤の整備

全国生涯学習ネットワークフォーラムを開催し、行政や大学等の教育機関、NPO等の団体、企業等の様々な関係者の参加、協力の下、生涯学習を通じた新しい社会づくり・地域づくりについての研究協議等を行い、その成果を情報発信するとともに、今後の中長期的な取組を推進するため、様々な分野にまたがる関係者間のネットワークづくりを推進する。

また、都道府県及び市町村における社会教育行政の充実に資するため、優れた資質と専門的能力を有する社会教育指導者の養成等を図る。

（イ）学習成果の適切な評価の促進

様々な学習活動の成果が適切に評価される社会の実現に向け、各個人の学習成果を測る検定試験について、質の向上や信頼性の確保が図られるよう、引き続き、民間事業者等が主体的に行う評価の取組の普及に向けた支援を行うとともに、人材認証制度の評価・活用を推進するための仕組みを検討する。

また、高等教育レベルの学習成果を適切に評価するため、独立行政法人大学評価・学位授与機構において、科目等履修制度などを利用し大学等の単位を修得した短期大学卒業者、高等専門学校卒業者、専門学校修了者等に対し、審査

の上、「学士」の学位授与を行う。

イ 学校における多様な学習機会の提供

（ア）初等中等教育機関における多様な学習機会の確保

学校教育においては、生涯にわたって自ら学び、社会に参画するための基盤となる能力や態度を育むこととしている。このような観点から、新学習指導要領では、児童生徒が高齢社会の課題や高齢者に対する理解を深めるため、小・中・高等学校において、ボランティアなど社会奉仕に関わる体験活動や、高齢者との交流活動等を含む体験活動の充実を図っている。

さらに、自治体における体験活動の推進を支援する「健全育成のための体験活動推進事業」において、小・中・高等学校が実施するボランティアや高齢者との世代間交流などの児童生徒の健全育成を目的とした体験活動に必要な経費の一部を補助する。

（イ）高等教育機関における社会人の学習機会の提供

生涯学習のニーズの高まりに対応するため、大学においては、社会人入試の実施、夜間大学院の設置、昼夜開講制の実施、科目等履修生制度の実施、長期履修学生制度の実施などを引き続き行い、履修形態の柔軟化等を図って、社会人の受入れを一層促進する。

また、大学等が、その学術研究・教育の成果を直接社会に開放し、履修証明プログラムや公開講座を実施するなど高度な学習機会を提供することを促進する。

放送大学においては、テレビ・ラジオ放送などの身近なメディアを効果的に活用して、幅広く大学教育の機会を国民に提供する。

（ウ）学校機能・施設の地域への開放

児童生徒の学習・生活の場であり、地域コミュニティの拠点でもある公立学校施設の整備に対し国庫補助を行うとともに、学校施設整備指針を示すこと等により、学校開放に向けて、地域住民の積極的な利用を促進するような施設づくりを進めていく。

また、小・中学校の余裕教室について、引き続き、地方公共団体が社会教育施設やスポーツ・文化施設などへの転用を図れるよう、取組を支援していく。

ウ 社会における多様な学習機会の提供

（ア）社会教育の振興

地域住民の身近な学習拠点である公民館を始めとする社会教育施設等において、幅広い年齢層を対象とした多様な学習機会の充実を促進する。

また、地域におけるきずなづくりや地域コミュニティの再生のため、高齢化問題等の地域の様々な現代的課題について、公民館等を中心に様々な主体が連携・協働して解決を図る取組を支援する。

（イ）文化活動の振興

国民文化祭の開催等による文化活動への参加機会の提供、国立の博物館等における高齢者に対する優遇措置やバリアフリー化等による芸術鑑賞機会の充実を通じて多様な文化活動の振興を図る。

（ウ）スポーツ活動の振興

高齢者の体力づくり支援事業を実施するとともに、「体育の日」を中心とした体力テストやスポーツ行事の実施等、各種機会を通じて多様なスポーツ活動の振興を図る。

（エ）自然とのふれあい

国立公園等の利用者を始め、国民だれもが自然とふれあう活動が行えるよう、自然ふれあい施設や体験活動イベント等の情報をインターネット等を通じて提供する。

また、国立・国定公園の利用の適正化のため、自然公園指導員の研修を実施し、利用者指導の充実を図るとともに、地方環境事務所等においてパークボランティアを養成し、その活動に対する支援を実施する。

（オ）消費者教育の取組の促進

平成24年12月に施行された「消費者教育の推進に関する法律」（平成24年法律第61号）に基づき作成される「消費者教育の推進に関する基本的な方針」等を踏まえ、消費者教育推進会議の運営等、今後の消費者教育に関する取組を推進する。

エ 勤労者の学習活動の支援

有給教育訓練休暇制度の普及促進などを図るとともに、教育訓練給付制度の活用により、勤労者個人のキャリア形成を支援し、勤労者の自己啓発の取組を引き続き支援する。

④ 生活環境等分野に係る基本的施策

（1）豊かで安定した住生活の確保

「住生活基本計画（全国計画）」（平成23年3月閣議決定）に掲げた目標（〔1〕安全・安心で豊かな住生活を支える生活環境の構築、〔2〕住宅の適正な管理及び再生、〔3〕多様な居住ニーズが適切に実現される住宅市場の環境整備、〔4〕住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定の確保）を達成するため、必要な施策を着実に推進する。



ア 次世代へ継承可能な良質な住宅の供給促進 (ア) 持家の計画的な取得・改善努力への援助等の推進

良質な持家の取得・改善を促進するため、勤労者財産形成住宅貯蓄の普及促進等を図るとともに、独立行政法人住宅金融支援機構の証券化支援事業及び勤労者財産形成持家融資を行う。また、住宅ローン控除等の税制上の措置により、引き続き良質な住宅の供給を促進する。

(イ) 高齢者の持家ニーズへの対応

住宅金融支援機構において、親族居住用住宅を証券化支援事業の対象とするとともに、親子が債務を継承して返済する親子リレー返済（承継償還制度）を実施する。

(ウ) 将来にわたり活用される良質なストックの形成

「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に基づき、住宅を長期にわたり良好な状態で使用するため、その構造や設備について、一定以上の耐久性、維持管理容易性等の性能を備え、適切な維持保全が確保される「認定長期優良住宅」の普及促進を図る。

イ 循環型の住宅市場の実現

(ア) 既存住宅流通・リフォーム市場の環境整備

中古住宅・リフォームトータルプラン（平成24年3月策定）に基づき、住宅の検査・調査を行うインスペクションの普及促進を図るとともに、インターネットを活用したリフォーム事業者に関する消費者向けの情報提供の充実、かし担保責任保険の充実などの施策を推進する。

住宅・建築物省エネ改修等推進事業により、エコリフォームと併せて行うバリアフリー改

修・耐震改修について支援を行い、住宅の省エネ化と併せて、住宅のバリアフリー化・耐震化を促進する。

(イ) 高齢者の高齢期に適した住宅への住み替え支援

高齢者等の所有する戸建て住宅等を、広い住宅を必要とする子育て世帯等へ賃貸することを円滑化する高齢者等の住み替え支援制度の普及を図る。

また、同制度を活用して住み替え先住宅を取得する費用について、住宅金融支援機構の証券化支援事業における民間住宅ローンの買取要件の緩和を行う。加えて、高齢者が住み替える先のサービス付き高齢者向け住宅に係る入居一時金について、住宅融資保険制度を活用し、民間金融機関のリバースモーゲージの推進を支援する。

さらに、旧住宅金融公庫の融資について、返済期間中に自ら居住する要件を緩和し、高齢者等が所有する戸建て住宅等を子育て世帯等へ賃貸することを可能とする。

ウ 高齢者の居住の安定確保

(ア) 良質な高齢者向け住まいの供給

平成23年10月の「高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律」の施行により創設された「サービス付き高齢者向け住宅」の供給促進のため、整備費に対する補助、税制の特例、住宅金融支援機構による融資を合わせて支援を行う。

さらに、民間賃貸住宅を活用した住宅セーフティネットを構築するため、地方公共団体との連携を図りつつ、増加傾向にある民間賃貸住宅の空家をリフォームし、子育て世帯・障害者世帯等の住宅確保要配慮者向けに適切な契約・管

理の下で賃貸する事業について支援を行う。

また、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅について、利用者を保護する観点から、前払金の返還方法や権利金の受領禁止の規定の適切な運用を引き続き支援する。

(イ) 高齢者の自立や介護に配慮した住宅の建設及び改造の促進

「高齢者が居住する住宅の設計に係る指針」（平成13年国土交通省告示第1301号）の普及など住宅のバリアフリー化施策を展開する。住宅金融支援機構においては、高齢者自らが行う住宅のバリアフリー改修について高齢者向け返済特例制度を適用した融資を実施する。また、証券化支援事業の枠組みを活用したフラット35Sにより、バリアフリー性能等に優れた住宅に係る金利引下げを行う。さらに、住宅融資保険制度を活用し、民間金融機関が提供する住宅改良等資金に係るリバースモーゲージの推進を支援する。

また、バリアフリー構造等を有する「サービス付き高齢者向け住宅」の供給促進のため、整備費に対する補助、税制の特例、住宅金融支援機構の融資による支援を行う。

(ウ) 公共賃貸住宅

公共賃貸住宅においては、バリアフリー化を推進するため、原則として、新たに供給するすべての公営住宅、改良住宅及び都市再生機構賃貸住宅について、段差の解消等一定の高齢化に対応した仕様により建設する。

この際、公営住宅、改良住宅の整備においては、中高層住宅におけるエレベーター設置等の高齢者向けの設計・設備によって増加する工事費について助成を行う。都市再生機構賃貸住宅においても、中高層住宅の供給においてはエレ

ベーター設置を標準とする。

(エ) 住宅と福祉の施策の連携強化

「高齢者の居住の安定確保に関する法律」に基づき、都道府県において、高齢者の居住の安定確保のための計画を定めることを支援していく。また、生活支援・介護サービスが提供される高齢者向けの賃貸住宅の供給を促進し、医療・介護と連携した安心できる住まいの提供を実施していく。

また、市町村の総合的な高齢者住宅施策の下、シルバーハウジング・プロジェクト事業を実施するとともに、公営住宅等においてライフサポートアドバイザー等のサービス提供の拠点となる高齢者生活相談所の整備を促進する。

(オ) 高齢者向けの先導的な住まいづくり等への支援

高齢者等居住安定化推進事業により、高齢者等の居住の安定確保に資する住まいづくり・まちづくり等を行う事業の提案を公募し、先導性や普及性等に優れた事業に対して補助を行う。

(カ) 公共賃貸住宅の適切な供給

老朽化した公共賃貸住宅については、計画的な建替え・改善を推進する。

(キ) 高齢者のニーズに対応した公共賃貸住宅の供給

公営住宅については、高齢者世帯向公営住宅の供給を行う。また、地域の実情に応じて、高齢者世帯の入居収入基準を一定額まで引き上げるとともに、入居者選考において優先的に取り扱うことを可能としている。

都市再生機構賃貸住宅においては、高齢者同居世帯等に対する入居又は住宅変更における優

遇措置を行う。

(ク) 高齢者の民間賃貸住宅への入居の円滑化

高齢者等の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進するため、地方公共団体や関係事業者、居住支援団体等が組織する居住支援協議会が行う相談・情報提供等に対する支援を行う。

(2) ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりの総合的推進

ア 高齢者に配慮したまちづくりの総合的推進

高齢者等すべての人が安全・安心に生活し、社会参加できるよう、高齢者に配慮したまちづくりを総合的に推進するため、市町村に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（平成18年法律第91号。以下「バリアフリー法」という。）に基づく基本構想の作成を働きかけるとともに、バリアフリー環境整備促進事業を実施する。

被災地において、高齢化の進行や人口減少等の社会構造変化や環境等に配慮したまちづくりを進めることが不可欠であるところ、環境価値、社会的価値、経済的価値を新たに創造し、「誰もが暮らしたいまち」・「誰もが活力あるまち」として復興するため、少子高齢化、環境対応等の分野でのモデル事業の実施を支援する。

イ 公共交通機関のバリアフリー化、歩行空間の形成、道路交通環境の整備

バリアフリー法に基づき、公共交通事業者等による旅客施設や車両等のバリアフリー化の取組を推進する。

このための推進方策として、鉄道駅等旅客ターミナルのバリアフリー化、ノンステップバス、福祉タクシーの導入等に対する支援措置を実施する。

また、移動はあらゆる生活活動に伴い発生する要素であり、また、就労、余暇を支える要素である。したがって、その障壁を取り除き、全ての人が安全に安心して暮らせる道路交通環境づくりを行うことが重要な課題となっており、信号機、歩道等の交通安全施設等の整備を推進する。

高齢歩行者等の安全を確保するため、①幅の広い歩道等の整備、②歩道の段差・傾斜・勾配の改善、③道路の無電柱化、④立体横断施設へのエレベーターや傾斜路の設置、⑤歩行者用案内標識の設置、⑥歩行者等を優先する道路構造の整備、⑦自転車道等の設置による歩行者と自転車交通の分離、⑧生活道路における通過交通の進入及び速度の抑制並びに幹線道路における交通流の円滑化を図るための信号機、道路標識、道路構造等の重点的整備、⑨バリアフリー対応型信号機の整備、⑩歩車分離式信号の運用、⑪携帯端末を用いて安全な通行に必要な情報提供及び信号機の青時間の延長を行う歩行者等支援情報通信システム（PICS）の整備、⑫信号灯器のLED（発光ダイオード）化を実施する。

また、生活道路において30km/hの区域規制や路側帯の設置・拡幅等を行う「ゾーン30」の整備を推進する。

積雪や凍結に対し、鉄道駅周辺や中心市街地等特に安全で快適な歩行空間の確保が必要などころにおいて、歩道除雪の充実、消融雪施設等の冬期バリアフリー対策を実施する。高齢者が安心して自動車を運転し外出できるよう、生活道路における交通規制の見直し、付加車線の整備、道路照明の増設、道路標識の高輝度化・大型化、道路標示の高輝度化、信号灯器のLED化、「道の駅」等の簡易パーキングエリア、高齢運転者等専用駐車区間の整備等、道路交通環

境の整備を実施する。

「心のバリアフリー」社会を実現し、ハード面のみならずソフト面も含む総合的なバリアフリー化を実現するため、高齢者等の介助体験・疑似体験等を内容とする「バリアフリー教室」の開催等ソフト面での取組を推進する。

ユニバーサル社会に向けて、高齢者や障がい者を始め、誰もが積極的に活動できるバリアフリー環境の構築をソフト施策の面から推進することが重要であり、そのため外部有識者を含めた勉強会を通じて、バリアフリー経路案内及びハザードマップとの連携等にも活用できるICT（情報通信技術）による歩行者移動支援を推進する。平成25年度は、地方公共団体等がサービス導入の検討を行うためのガイドライン案の充実を図るとともに、視覚障がい者へのサービス提供や災害時の情報提供の在り方などについて検討を行う。

ウ 建築物・公共施設等の改善

バリアフリー法に基づき、建築物のバリアフリー化を引き続き推進するとともに、同法に基づく認定を受けた優良な建築物（認定特定建築物）のうち一定のものの整備に対して支援措置を講じることにより、高齢者・障害者等が円滑に移動等できる建築物の建築を促進する。

窓口業務を行う官署が同居する官庁施設について、高齢者等すべての人が円滑かつ快適に施設を利用できるよう、窓口業務を行う事務室の出入口の自動ドア化、多機能トイレの設置等による高度なバリアフリー化を目指した整備を推進する。

都市公園については、バリアフリー法に基づく基準等により、高齢者や障害者を含むすべての人々が快適に利用できるよう、主要な園路の段差の解消、車いすでも利用可能な駐車場やト

イレの設置など、公園施設のバリアフリー化を推進している。また、社会資本整備総合交付金等の活用によって、誰もが安全で安心して利用できる都市公園の整備を推進している。

(3) 交通安全の確保と犯罪、災害等からの保護

ア 交通安全の確保

平成24年中の交通事故死者数のうち、高齢者の占める割合は半数以上となっており、今後、高齢化が更に進むことを踏まえると、高齢者の交通安全対策は重点的に取り組むべき課題である。

高齢者にとって、安全で安心な交通社会の形成を図るため、平成23年3月に中央交通安全対策会議で決定した「第9次交通安全基本計画」（計画期間：平成23～27年度）等に基づき、①生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備、②参加・体験・実践型の交通安全教育、③交通安全教育を受ける機会の少ない高齢者を対象とした家庭訪問による個別指導、④シルバリーダー（高齢者交通安全指導員）を対象とした交通安全教育、⑤高齢運転者対策等の交通安全対策を実施する。

また、高齢者の歩行中・自転車乗用中の交通事故を減少させるため、高齢者による高齢者のための交通安全教育を実施することで、受講者の共感・理解が一層促進されることが考えられることから、高齢者を交通安全教育のためのシニア・リーダーとして育成する歩行者・自転車乗用者の交通安全教育のためのシニア・リーダー育成モデル事業を行う。

さらに、歩行中及び自転車乗用中の交通事故死者に占める高齢者の割合が高いことを踏まえ、高齢者、歩行者、自転車事故の削減に向けて、歩行者、自転車事故が多発する交差点等での対策の重点化や、歩行者、自転車、自動車が

適切に分離された空間の整備を図る。

イ 犯罪、人権侵害、悪質商法等からの保護

高齢者が犯罪や事故に遭わないよう、交番、駐在所の警察官を中心に、巡回連絡等を通じて高齢者宅を訪問し、困りごとや要望、意見等を把握するとともに、必要に応じて関係機関や親族への連絡を行うほか、認知症等によってははいかいます高齢者を発見、保護する体制づくりを関係機関等と協力して推進する。

振り込め詐欺については、認知件数は前年とはほぼ同件数で推移しているものの、一方で、特に高齢者の被害が多い現金受取型のオレオレ詐欺や還付金等詐欺の増加により、被害総額は大幅に増加している。また、オレオレ詐欺と同様に主に高齢者の被害が多い未公開株・社債等の取引を装う詐欺等が多発している。そこで、これらの詐欺に重点指向した取締活動を強化するとともに、高齢者への複線的な広報啓発活動、関係機関等と連携した官民一体となった予防活動を推進する。このほか、東日本大震災に絡み、震災に便乗した詐欺が依然として発生していることから、引き続き注意を呼び掛けるとともに、取締活動を推進する。

さらに、高齢者をねらう悪質商法等の取締りを推進するとともに、口座凍結等の被害拡大防止対策、悪質商法等からの被害防止に関する広報・啓発及び悪質商法等に関する相談活動を行う。加えて、高齢者に対する悪質商法による二次被害を防止するため、地方自治体と連携しながら、①定期的な電話による見守り、②協力を希望する高齢者宅への通話録音装置の配置による情報や証拠の収集にモデル事業として取組み、被害防止と法執行強化の効果を実証的に把握する。

また、振り込め詐欺や利殖勧誘事犯の犯行グ

ループは、被害者や被害者になり得る者等が登録された、いわゆる「闇の名簿」を利用している。当該名簿登載者の多くは高齢者であり、今後更なる被害に遭う可能性が高いと考えられるため、捜査の過程で警察が入手したこれらの名簿をデータ化し、都道府県警察が委託したオペレーターがこれを基に電話による注意喚起を行うなどの被害防止対策を実施する。

加えて、今後、認知症高齢者や一人暮らし高齢者が増加していく状況を踏まえ、市民を含めた後見人等を確保できる体制を整備・強化する必要があることから、平成24年度に引き続き、市町村において地域住民で成年後見に携わろうとする者に対する研修や後見活動が行われるよう支援していく。

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者の支援に関する法律」に基づき、養介護施設従事者等による虐待及び養護者による虐待の状況について、平成24年度に引き続き必要な調査等を実施し、各都道府県・市町村における虐待の実態・対応状況の把握に努めるとともに、高齢者に対する虐待の防止等の取組が推進されるよう必要な支援を行っていく。

なお、支援を必要とする高齢者の実態把握や虐待への対応など、高齢者の権利擁護や総合相談窓口の業務を円滑に行うことができるよう、各市町村に設置された「地域包括支援センター」の職員に対する研修については、引き続き実施することとしている。

法務局・地方法務局等において、高齢者の人権問題に関する相談に応じるとともに、家庭や高齢者施設等における虐待等、高齢者を被害者とする人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、人権侵害事件として調査を開始し、その結果、人権侵害の事実が認められた場合には、その排除や再発防止のための事案に応じた

平成25年度

高齢社会対策

第2 分野別の高齢社会対策

適切な措置を講じるなどして、被害の救済及び人権尊重思想の普及高揚に努める。平成25年度においても、引き続き高齢者施設等の社会福祉施設において入所者等及び家族が気軽に相談できるよう、特設相談所を開設するほか、全国一斉の「高齢者・障害者の人権あんしん相談」強化週間を設け、電話相談の受付時間を延長するとともに、休日にも相談に応じるなど、相談体制を強化する予定である。

高齢者等の消費者被害の未然防止・拡大防止を図るべく、引き続き全国各地からの要請を元に「消費者問題出前講座」を実施するほか、消費者側の視点から注意点を簡潔にまとめたメールマガジン「見守り新鮮情報」を月2回程度配信する。

高齢者の周りの人々による見守りの強化の一環として、高齢者団体のほか障害者団体・行政機関等を構成員とする「高齢消費者・障害消費者見守りネットワーク連絡協議会」を開催し、消費者トラブルの情報共有や、悪質商法の新たな手口や対処の方法などの情報提供等を図る。

なお、「地方消費者行政の充実・強化のための指針」（平成24年7月公表）において取りまとめた、地方消費者行政における先進的・モデル的事例からなる取組事例集を活用して、地域における見守りも含めた先進的取組の地方自治体における普及・促進を図る。

ウ 防災施策の推進

病院、老人ホーム等の災害時要援護者関連施設を守る土砂災害防止施設の整備、激甚な水害、土砂災害を受けた場合の再度災害防止等を引き続き図る。さらに、災害時における高齢者等災害時要援護者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、「水防法」（昭和24年法律第193号）及び「土砂災害警戒区域等における土砂災害防

止対策の推進に関する法律」（平成12年法律第57号）に基づき、浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内の高齢者等災害時要援護者が利用する施設への洪水予報又は土砂災害警戒情報等の伝達方法を定めることを進める。このような土砂災害警戒区域における警戒避難体制の整備のほか、土砂災害特別警戒区域（建築物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがある区域）における災害時要援護者関連施設の建築の許可制等を通じて高齢者等の安全が確保されるよう、基礎調査や区域指定の促進等に関する支援を引き続き行っていく。

住宅火災で亡くなる高齢者等の低減を図るため、春・秋の全国火災予防運動を通じて「高齢者等の災害時要援護者の把握とその安全対策に重点を置いた死者発生防止対策の推進」等を重点に地域が一体となって、住宅用火災警報器等の設置対策や防災品の普及促進を含めた総合的な住宅防火対策を推進する。

また、高齢者が安心して生活を営み、社会参加することができるよう、火災に対する安全性を効果的に確保するため、ユニバーサルデザイン等の観点を取り入れた消防用設備・機器等の導入・普及方策等の検討を進める。

現行の消防法令では、火災警報は音によるものとされており、音以外の警報装置は、その導入・普及がほとんど進んでいない状況である。このため、火災警報を高齢者・障がい者に的確に伝える装置の円滑な導入に向けて、公共的な施設をモデルとして、光による警報装置を設置し、効果的な設置・維持管理方法について検討を行う。

市町村における災害時要援護者の避難支援対策の取組状況を調査するとともに、先進的取組事例を紹介するなどして、市町村における災害

時要援護者の避難支援対策の取組を促進する。

なお、平成25年度において、情報を迅速かつ確実に伝達するため、全国瞬時警報システム(J-ALERT)により防災行政無線による放送(音声)のみならず、携帯メール等多様な手段を自動起動するための整備を促進する。

山地災害からの生命の安全を確保するため、病院、社会福祉施設等の災害時要援護者関連施設が隣接している山地災害危険地区等について、治山施設の設置や荒廃した森林の整備等を計画的に実施する。

「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」(平成18年3月)の見直しや「避難所における良好な生活環境の確保に関する取組指針」を作成し、市町村に周知するとともに、市町村における取組が徹底されるよう、地方公共団体の担当者を対象とした全国キャラバンを実施する。

エ 東日本大震災への対応

東日本大震災に対応して、「介護基盤緊急整備等臨時特例基金」を活用し、日常生活圏域で医療・介護等のサービスを一体的・継続的に提供する「地域包括ケア」の体制を整備するため、被災市町村が策定する復興計画等に基づき実施される、①小規模の特別養護老人ホーム・グループホーム等に加え、在宅サービス等を行う拠点の整備等や、②長期化する避難生活による高齢者等の日常生活を支えるため、当面必要となる、介護等のサポート拠点(応急仮設住宅での総合相談、高齢者等の活動支援等を包括的に提供)の整備に係る事業に対して財政支援を行う。

あわせて、介護保険において、被災された方を経済的に支援する観点から、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う警戒区域等の住民の方については、介護保険の利用者負担や保険料

の減免に対する財政支援を最長1年間することとしている。なお、警戒区域等以外の方については、自治体の判断により、引き続き、利用者負担等の減免措置を行った場合は、特別調整交付金を活用して、財政の負担が著しい場合に減免額の一定の額について財政支援を行うこととしている。

日本司法支援センター(法テラス)では、震災に起因する法的トラブルを抱え、経済的・精神的に不安定な状況に陥っている被災者を支援するため、震災以降の取組を継続し、「震災法テラスダイヤル」(フリーダイヤル)や被災地出張所における業務の適切な運用を行うなど、生活再建に役立つ法制度などの情報提供及び民事法律扶助を実施する。また、東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律(平成24年4月1日施行)に基づき、東日本大震災法律援助事業(東日本大震災に際し災害救助法が適用された市町村の区域(東京都を除く。)に平成23年3月11日において住所等を有していた者の東日本大震災に起因する紛争について、その者の資力状況にかかわらず、訴訟代理、書類作成、法律相談等に係る援助を行う業務)を実施することとしている。

(4) 快適で活気に満ちた生活環境の形成

ア 快適な都市環境の形成

誰もが身近に自然とふれあえる快適な環境の形成を図るため、歩いていける範囲の身近な公園を始めとした都市公園等の計画的な整備を行っている。

また、良好な水辺空間の整備を行うことにより、河川等は、高齢者にとって憩いと交流の場を提供する役割を果たしている。

イ 活力ある農山漁村の形成

「食料・農業・農村基本法」(平成11年法律第106号)に基づき策定された「食料・農業・農村基本計画」(平成22年3月閣議決定)を踏まえ、農村高齢者がいきいきと活躍できる環境づくりのため、農村の高齢者が、農業に関する豊富な知識や技術、経験を活かし、新規就農者など地域の農業者等の育成や技術指導を行う取組を支援するとともに、高齢者活動支援施設等の整備を実施する。

また、集落が市町村、NPO法人等多様な主体と連携を行い、農山漁村の持つ豊かな自然と「食」を健康等に活用する取組を支援する。

さらに、社会福祉法人等が高齢者のデイサービスの一環として利用する農園の整備や、高齢者を対象とした生きがい農園の整備を実施する。

農山漁村の健全な発展と活性化を図るため、農山漁村地域の農林水産業生産基盤と生活環境の一体的・総合的な整備を推進し、都市にも開かれた美しくゆとりある農山漁村空間の創出を図る。

また、高齢者が安心して活動し、暮らせるよう、農山漁村における農業施設等のバリアフリー化等の整備、高齢者等による農作業中の事故が多い実態を踏まえ、地域ぐるみでの農作業安全活動を実践する体制の整備を促進するとともに、高齢農業者の安全意識を効果的に高める啓発方法の検討及び農作業安全の全国運動を実施する。

さらに、近年、高齢化の進展や食料品小売店・飲食店数の減少等社会・経済構造の変化によって、中山間地域はもとより都市部においても、住民に食料品の購入や飲食に不便や困難をもたらす「食料品アクセス問題」が発生しており、地域の実態に応じた有効な食料品のアクセ

ス改善を図ることが緊急の課題となっている。このため、食料品へのアクセスが困難となっている地域において、高齢者等への食料品の円滑な提供を図るため、民間事業者等が「食料品アクセス問題」を抱える市町村等と連携して行う地域の実態を踏まえた取組を支援する。

加えて、「水産基本法」(平成13年法律第89号)に基づき策定された「水産基本計画」(平成24年3月閣議決定)を踏まえ、高齢者に配慮した施設整備を実施する。

5 高齢社会に対応した市場の活性化と調査研究推進のための基本的施策

(1) 高齢者向け市場の開拓と活性化

ア 医療・介護・健康関連産業の強化

公的保険に依存しない医療・介護機関と民間サービス事業者等が連携した新たなサービス産業創出のため、事業化に対する支援を行うとともに、必要な事業環境の整備に向けた調査・検討を行う。

イ 不安の解消、生涯を楽しむための医療・介護サービスの基盤強化

医療・介護従事者不足や医師の診療科偏在・地域偏在の課題等の解決のための取組として、平成25年度も引き続き、地域医療支援センターの拡充、チーム医療の推進等を行っていく。医学部入学定員については、平成24年11月に入学定員の上限を125名から140名まで引き上げたところであり、これを踏まえて医学部全体の入学定員の増員を引き続き行っていく(平成25年度は50人増員予定)。また、病床に応じた医療資源の投入を行い、効率的・効果的な質の高い医療サービスを安定的に提供できる体制の構築に向けた取組を進める。



また、地域包括ケアの推進等により住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるような体制整備を目指して、引き続き在宅での医療と介護の連携の推進など、制度、報酬及び予算面から包括的に取組を行う。

ウ 地域における高齢者の安心な暮らしの実現

平成25年度においても、地域主導による地域医療の再生や在宅介護の充実を引き続き図っていく。そのため、介護関係者のみならず、医療関係者や地域住民などの多職種で地域の課題把握等を行う「地域ケア会議」の取組の推進や、情報通信技術の活用による在宅での生活支援ツールの整備などを進め、そこに暮らす高齢者が自らの希望するサービスを受けることができる社会を構築していく。

高齢者が安心して健康な生活が送れるようになることで、生涯学習や、教養・知識を吸収するための旅行など、新たなシニア向けサービスの需要も創造される。また、高齢者の起業や雇用にもつながるほか、高齢者が有する技術・知識等が次世代へも継承される。こうした好循環を可能とする環境を整備していく。

(2) 超高齢社会に対応するための調査研究等の推進と基盤整備

ア 医療関連分野におけるイノベーションの推進

国民が安心して利用できる最新の医療環境を整備する。また、我が国のものづくり力を活かし、世界に先駆けて我が国発の革新的医薬品・医療機器を開発するとともに再生医療を推進し、医療関連分野におけるイノベーションを一体的に推進する。これにより、健康長寿社会の実現と我が国の経済成長の実現、積極的な海外

市場への展開を目指す。

イ 高齢者に特有の疾病及び健康増進に関する調査研究等

高齢者の介護予防や健康保持等に向けた取組を一層推進するため、要介護状態になる大きな要因である認知症、ロコモティブ・シンドローム（運動器症候群）等に着目し、それらの予防、早期診断及び治療技術等の確立に向けた研究を行う。

がん対策については、「がん対策基本法」（平成18年法律第98号）に基づく「がん対策推進基本計画」（平成19年6月閣議決定）（以下「基本計画」という。）により推進してきたが、その策定から5年が経過し、新たな課題が明らかになってきたため、平成24年6月、新たな基本計画を閣議決定した。新たな基本計画では、従来の個別目標に加え、がん患者に対する職場における理解の促進、相談支援体制の充実等を通じ、がんになっても安心して働き暮らせる社会を構築することなどについて、新たに目標を設定した。がん研究についても、従前の取組に加え、新たながん診断・治療法やがん予防法など、がん患者の視点による実用化を目指した研究を効率的に推進することとしている。

また、がん・生活習慣病等の疾患の早期診断・治療薬開発に資する分子イメージング技術の実証に向けた研究等を行うとともに、次世代のがん医療の実現に向けて、革新的な基礎研究の成果を厳選し、診断・治療薬の治験等に利用可能な化合物等の研究を推進する。さらに、こうした成果も活用しつつ、個人に最適な医療の実現に向けた取組を引き続き推進する。

微小ながんを超早期に発見し、がんの特性を正確に把握するための画像診断システム等や、微小ながんを追跡しながらピンポイントで治療

する次世代放射線治療機器等の研究開発を行う「がん超早期診断・治療機器総合研究開発プロジェクト」、生体内において幹細胞の増殖・分化・再生を促進する次世代再生医療技術や、小柄な体格にも適用可能な小型の埋込み型補助人工心臓の研究開発を行う「次世代機能代替技術研究開発事業」を引き続き推進する。また、中小企業等のものづくり技術を活かして、医療現場の課題・ニーズに応える医療機器の開発・改良を推進するため、①医療現場からのニーズが高く、課題解決に資する研究課題を選定し、②優れたものづくり技術（切削、精密加工、コーティング等）を有する中小企業等と、それらの課題を有する医療機関や研究機関等とが連携した「医工連携」による医療機器の開発・改良について、③臨床評価、実用化までの一貫した取組を実施する。

ウ 高齢者の自立・支援等のための医療・リハビリ・介護関連機器等に関する研究開発

高齢者等の自立や社会参加の促進及び介護者の負担の軽減を図るためには、高齢者等の特性を踏まえた福祉用具や医療機器等の研究開発を行う必要がある。

そのため、福祉用具及び医療機器については、福祉や医療に対するニーズの高い研究開発を効率的に実施するためのプロジェクトの推進、短期間で開発可能な福祉用具・医療機器の民間による開発の支援等を行う。

その研究開発の一つとして、高齢者の生活支援・社会参加拡大などに寄与するため、日常生活における行動・コミュニケーション支援において必要となる簡単な動作や方向、感情などを強く念じた際に生じる脳からの信号を利用し、移動支援機器やコミュニケーション支援機器などに伝えることを日常的に可能とする技術の研

究開発を引き続き推進する。

また、「福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律」（平成5年法律第38号）に基づき、福祉用具の実用化開発を行う事業者に対する助成や、研究開発及び普及のために必要な情報の収集・分析及び提供を実施する。

介護等の分野で役立つサービスロボットについて、対人安全基準、安全検証手法の確立及び国際標準化に向けた取組を引き続き推進する。

さらに、民間企業等が行う高齢者や介護従事者等の現場のニーズに応えるロボット技術の研究開発を支援する。

また、開発の早い段階から介護現場のニーズを伝達し、試作機器について介護現場での実証（モニター調査・評価）等を行い、介護ロボットの実用化を支援する。

エ 情報通信の活用等に関する研究開発

高齢者等が情報通信の利便を享受できる情報バリアフリー環境の整備を図るため、引き続き、高齢者等向けの通信・放送サービスに関する技術の研究開発を行う者に対する助成等を行う。

また、最先端の情報通信技術等を用いて、運転者に対し、周辺の交通状況等をカーナビゲーション装置を通じ視覚・聴覚情報により提供することで危険要因に対する注意を促す安全運転支援システム（DSSS）やITSスポット等、高齢者等の安全快適な移動に資するITS（高度道路交通システム）の研究開発及びサービス展開を実施する。

オ 高齢社会対策の総合的な推進のための政策研究

(ア) 政策研究調査

平均寿命が延びて人生が長期化している現

在、将来を見据えて健康や能力開発、社会参加、資産等について「人生90年時代」への備えが必要となるが、高齢期に向けた準備が不足していると考えられるため、高齢期に向けての「備え」に関する意識を把握し、若いうちからの「人生90年時代」を前提にした備えを促進する方策を検討する「政策研究調査」を実施する。

(イ) 高齢社会対策総合調査・研究等

高齢社会対策総合調査として高齢社会対策の施策分野別にテーマを設定して高齢者の意識やその変化を把握している。平成25年度は、主として社会参加分野に関連して、地域社会への参加に関する高齢者の意識を把握するため「高齢者の地域社会への参加に関する意識調査」を実施する。

また、高齢者等の安全・安心な生活の実現のために、独立行政法人科学技術振興機構が実施する戦略的創造研究推進事業（社会技術研究開発）において、研究者と関与者との協働による社会実験を含んだ、高齢社会の問題解決に資する研究開発を推進する。

(ウ) 中高年齢層の歩行中死亡事故抑止のための段階的教育手法に係る調査研究

交通事故死者数のうち横断歩行中死者の特徴を見ると、年齢層別では50歳代から死亡者数が増加の一途をたどり、70歳代半ばから急激に増加することから、横断行動について年齢層別の要因等を把握・分析し、よりきめ細かな交通安全教育に資するための調査研究を実施する。

(エ) 高齢者講習の在り方に関する調査研究

平成21年6月の改正道路交通法施行から4年

を迎えることから、受講者の負担の軽減を図りつつ、高齢者の安全運転を支援するため、高齢者講習受講前後における交通事故発生率の推移、被験者及び講習指導員のアンケートなど効果的な高齢者講習の在り方について調査研究を実施する。

(オ) 視野と安全運転の関係に関する調査研究

現在、運転免許を取得する際の適性試験や運転免許証を更新する際の適性検査等における視野の測定については、一眼が見えない者のみを対象として実施しており、また、その合格基準は水平方向に150度とされ、上下方向については規定していないところである。しかし、特に高齢者のなかには、両眼が見える者であっても、視力が維持されたまま視野が狭くなっている者もあり、実際に、網膜色素変性症により視野狭窄になっていることに気付いていない運転者による死亡事故も発生していることから、高齢者を対象とした上下方向を含めた視野に係る検査等の要否について検討を行うため、視野と安全運転の関係に関する調査研究を実施する。

6 全世代が参画する超高齢社会に対応した基盤構築のための基本的施策

(1) 全員参加型社会の推進

ア 若年者雇用対策の推進

厳しい就職環境が見込まれる新卒者・既卒者の就職支援を強化するとともに、ハローワークにおけるフリーター等に対する正規雇用の実現に向けた支援を行うことにより、我が国の将来を担う若者が安心・納得して働き、その意欲や能力を十分に発揮できるよう、若者の雇用対策を推進する。

(ア) 大学などの新卒者・既卒者に対する就職支援の推進

新卒応援ハローワークにジョブサポーターを配置し、大学等を定期的に訪問し、出張相談やセミナー、大学等が主催する企業説明会等に参加する企業の確保等の支援を行う。また、あらゆる機会を捉えて大学等に対して新卒応援ハローワークの周知に努めるとともに、大学等の未就職卒業者を減少させるため、ジョブサポーターの全校担当制や、大学などへのジョブサポーターの相談窓口設置・出張相談の強化等を行う。

(イ) 若者と中小企業とのマッチング強化

若者と中小企業とのマッチングを強化するため、若者の採用・育成に積極的な「若者応援企業」の周知や面接会の開催等を行い、若者の就職支援を推進する。

(ウ) フリーター等の正規雇用化の推進

正規雇用を目指すフリーター等への就職支援を行う拠点である「わかものハローワーク」などを通じて、フリーター等に対し、就職支援ナビゲーター等を活用した担当者制によるきめ細かな個別支援や予約制による職業相談・職業紹介、履歴書の作成指導等を行う。

また、職業経験、技能、知識から安定的な就職が困難なフリーター等について、原則3か月間試行的に雇用し、その後の正規雇用への移行を図る「トライアル雇用奨励金」の活用を推進する。

イ 雇用・就業における女性の能力発揮

労働者が性別により差別されることなく、また、働く女性が母性を尊重されつつ、その能力を十分に発揮できる雇用環境を整備するため、

「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（昭和47年法律第113号）に沿った男女均等取扱いが徹底されるよう周知啓発、指導を行うとともに、事業主と労働者の間に紛争が生じた場合には円滑かつ迅速な解決が図られるよう援助を行う。

また、実質的な男女労働者間の均等を確保するためには、男女労働者間に事実上生じている格差の解消を目指す企業の自主的かつ積極的な取組（ポジティブ・アクション）が不可欠である。このため、企業が具体的な取組を行うことができるよう必要な助言及び情報提供を積極的に行い、ポジティブ・アクションの一層の促進を図る。具体的には、企業に対する取組促進の直接的な働きかけやポジティブ・アクション情報ポータルサイトを活用した女性の活躍状況の情報開示の促進、「均等・両立推進企業表彰」の実施、経営者団体と連携し開催する「女性の活躍推進協議会」の開催、ポジティブ・アクション普及促進のためのシンボルマーク「きらら」の活用促進等を通じて企業が自主的かつ積極的にポジティブ・アクションに取り組むことを促す。個別企業の女性の活躍状況を内閣府ホームページに掲載することにより、企業における女性の活躍促進を図る。

さらに、男女労働者間の格差について企業内での実態把握や気づきを促す「男女間賃金格差解消に向けた労使の取組支援のためのガイドライン」や「業種別「見える化」支援ツール」の作成・普及により、ポジティブ・アクションの具体的な取組を支援するとともに、メンター制度等導入マニュアルの普及やメンター、ロールモデルの確保が難しい中小企業の女性労働者がネットワークを作り、女性の相互研鑽、研修等を行う仕組み作りにより、女性労働者が就業を継続していけるような環境づくりを支援する。

また、「食料・農業・農村基本計画」等を踏まえ、農業経営や6次産業化の取組等において女性の更なる活躍を推進するため、補助事業の実施に当たって、プランづくりへの女性の参画や女性による事業活用の促進等、女性の能力発揮を促進する施策を実施する。

さらに、女性の活用に積極的な企業を表彰することで、そのような企業のすそ野を広げるため、東京証券取引所と共同で、「女性活躍推進」に優れた上場企業を、「中長期の企業価値向上」を重視する投資家にとって魅力ある銘柄（「なでしこ銘柄」）として選定する。また、女性を始めとした、多様な人材の能力を最大限発揮させることにより、イノベーションの創出、生産性向上等の成果を上げている企業を選定し、「ダイバーシティ経営企業100選」として表彰する。

ウ 非正規雇用労働者対策の推進

非正規雇用対策については、日本経済全体の持続的な発展を目指すという観点からとりまとめたビジョン（平成24年3月とりまとめ）や「非正規雇用労働者の能力開発本強化に関する検討会」報告書（平成24年12月とりまとめ）などに基づいて、非正規雇用で働く労働者の企業内でのキャリア・アップを総合的に支援する。

具体的には、正規雇用転換、人材育成、処遇改善などに向けたガイドラインを活用するとともに、事業主のこれらの取組を促進する包括的な助成措置など、ハローワークによる事業主支援体制を強化する。

こうした取組のほか、派遣労働者、有期契約労働者及びパートタイム労働者といった非正規雇用の態様ごとの法制面での対応として、改正労働者派遣法（平成24年3月成立）の着実な実

施を進めるとともに、改正労働契約法（平成24年8月成立）の周知等を行う。

また、パートタイム労働者の均等・均衡待遇の確保、正社員への転換を推進するため、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律に基づく指導、専門家による相談・援助、助成措置の活用による支援、職務分析・職務評価の導入支援等を行う。

エ 子育て支援施策の総合的推進

子どもと子育てを応援する社会の実現に向けて、平成22年度から平成26年度までの5年間で目指すべき施策内容と数値目標を盛り込んだ、「子ども・子育てビジョン」に基づき、総合的な子育て支援を推進していく。

また、「国と自治体が一体的に取り組む待機児童解消『先取り』プロジェクト」に沿って、待機児童解消に積極的に取り組む地方自治体に対して保育所整備等の補助率高上げを実施するなど、平成25年度においても待機児童の解消のための取組を推進する。

子ども・子育て関連3法に基づく新たな子ども・子育て支援制度は、平成27年に予定されている消費税率10%への引き上げの時期に合わせ、早ければ平成27年4月に本格施行となる予定である。

このため、有識者、地方公共団体、子育て当事者、子育て支援当事者等が子育て支援の政策プロセス等に参画・関与できる仕組みとして、平成25年4月に内閣府に設置した子ども・子育て会議において、子ども・子育て支援の意義や施策に関する基本的事項等について定めた基本指針や各種の基準等について、順次検討を行っていく。

平成25年度 高齢社会対策

第2 分野別の高齢社会対策

高齢社会対策関係予算分野別総括表（平成24年度、25年度）

事 項	平成24年度当初予算案	平成25年度予算案	対前年度増△減額
	百万円	百万円	
1 就業・年金等分野に係る基本的施策	8,510,000 (45,644,773) (-)	10,914,688 (46,084,898) (-)	2,404,688 (440,125) (-)
(1) 全員参加型社会の実現のための高齢者の雇用・就業対策の推進	9,260 (240,135) (-)	9,060 (219,621) (-)	△ 200 (△) 20,514 (-)
(2) 勤労者の生涯を通じた能力の発揮	124 (266,436)	140 (339,541)	16 (73,105)
(3) 公的年金制度の安定的運営	8,500,178 (45,129,792)	10,905,045 (45,517,266)	2,404,867 (387,474)
(4) 自助努力による高齢期の所得確保への支援	448 (8,410)	453 (8,470)	5 (60)
2 健康・介護・医療等分野に係る基本的施策	7,607,617 (7,824) (-)	8,026,245 (4,870) (-)	419,747 (△) 1,906 (-)
(1) 健康づくりの総合的推進	12,061 (0)	11,317 (0)	△ 744 (0)
(2) 介護保険制度の健全な実施	2,414,986	2,563,119	148,133
(3) 介護サービスの充実	5,856 (6,776) (-)	6,070 (4,870) (-)	214 (△) 1,906 (-)
(4) 高齢者医療制度の改革	5,174,715 (1,048)	5,445,739 (0)	272,143 (0)
(5) 住民等を中心とした地域の支え合いの仕組み作りの促進	0 (0)	- (0)	- (0)
3 社会参加・学習等分野に係る基本的施策	11,874	11,601	△ 273
(1) 社会参加活動の促進	3,240	3,594	354
(2) 学習活動の促進	8,634	8,007	△ 627
4 生活環境等分野に係る基本的施策	7,075 (101) (-) [0]	3,637 (215) (-) [0]	△ 3,438 (△) 114 (-) [0]
(1) 豊かで安定した住生活の確保	- (-) (-)	- (-) (-)	- (-) (-)
(2) ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりの総合的推進	6,459 (-) (0)	3,079 (215) (0)	△ 3,380 (0) (0)
(3) 交通安全の確保と犯罪、災害等からの保護	392 (14)	262 (0)	△ 130 (△) 14
(4) 快適で活力に満ちた生活環境の形成	223 (87) (0)	296 (-) (0)	73 (-) (0)
5 高齢社会に対応した市場の活性化と調査研究推進のための基本的施策	29,588 (5,607)	27,305 (3,936)	△ 2,283 (△) 1,671
(1) 高齢者向け市場の開拓と活性化	700 (0)	712 (0)	12 (0)
(2) 超高齢社会に対応するための調査研究等の推進と基盤整備	28,888 (0)	26,593 (3,936)	△ 2,295 (△) 3,936
6 全世代が参画する超高齢社会に対応した基盤構築のための基本的施策	8,617 (1,491,564)	14,248 (1,485,650)	△ 5,631 (△) 5,734
(1) 全員参加型社会の推進	8,617 (1,491,564)	14,248 (1,485,650)	5,631 (△) 5,734
総 計	16,174,772 (47,149,869) (-)	18,997,723 (47,579,569) (-)	2,824,070 (430,928) (-)

高齢社会対策関係予算分野別総括表（平成23年度）

事 項	平成23年度当初予算案	平成23年度決算額
	百万円	百万円
1 就業・所得	10,867,619 (45,117,721) (-)	10,878,051 (42,743,717) (-)
(1) 高齢者の雇用・就業の機会の確保	9,211 (198,386) (-)	9,211 (203,087) (-)
(2) 勤労者の生涯を通じた能力の発揮	195 (265,473)	98 (265,222)
(3) 公的年金制度の安定的運営	10,877,778 (44,645,078)	10,868,332 (42,265,875)
(4) 自助努力による高齢期の所得確保への支援	436 (8,784)	410 (8,532)
2 健康・福祉	7,190,475 (2,168,358) (-)	7,144,375 (1,862,275) (-)
(1) 健康づくりの総合的推進	13,896 (0)	13,471 (0)
(2) 介護保険制度の質的な実施	2,282,393	2,267,961
(3) 介護サービスの充実	6,852 (11,753) (-)	9,216 (8,724) (-)
(4) 高齢者医療制度の改革	4,879,033 (0)	4,645,341 (0)
(5) 子育て支援施策の総合的推進	8,302 (2,156,605)	8,387 (1,853,550)
3 学習・社会参加	13,134	14,308
(1) 生涯学習社会の形成	9,565	10,792
(2) 社会参加活動の促進	3,569	3,516
4 生活環境	6,450 (86) (-) (0)	9,519 (77) (-) (0)
(1) 安定したゆとりある性生活の確保	- (-) (-)	- (-) (-)
(2) ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりの総合的推進	5,933 (-) (0)	9,139 (-) (0)
(3) 交通安全の確保と犯罪、災害等からの保護	178 (-)	139 (-)
(4) 快適で活力に満ちた生活環境の形成	339 (86) (0)	241 (77) (0)
5 調査研究等の推進	26,614 (-)	31,525 (-)
(1) 各種の調査研究等の推進	25,237 (-)	30,146 (-)
(2) 調査研究等の基盤の整備	1,378 (0)	1,379 (0)
総 計	18,124,293 (47,286,165) (-)	18,077,779 (44,606,069) (-)

(注1) 本予算は、「高齢社会対策大綱」（平成13年12月28日閣議決定）の重点課題項目に従い、一般会計、及び特別会計について整理している。
(注2) 予算額における数字のみの記載は一般会計、()内は特別会計、()内は財政投融資を示す。
(注3) 高齢社会対策分の予算額、決算額が異なるものについては、「-」として表示している。
(注4) 大綱の改正により、平成24年度から項目が変更された。

平成25年度
高齢社会対策

第2 分野別の高齢社会対策



Financial Services Agency

第1回認知症高齢者等にやさしい地域づくりに係る関係省庁連絡会議	資料 5
平成25年9月26日	

高齢者対策に関する取組状況について

平成25年9月26日

金融庁

金融庁等による高齢者対策に関する取組状況について



Financial Services Agency

1. 金融庁・財務局における取組み

(1) 金融機関等における態勢整備の促進や取組状況の検証（平成25事務年度監督方針に記載）

○本年9月、以下のような、金融機関等における態勢整備の促進や取組状況の検証の実施を平成25事務年度監督方針に記載

- 高齢者等が、金融機関窓口やATMを通じて、安心して金融サービスを容易に利用できる施設・態勢の整備
- 高齢の顧客へのリスク性商品の販売等の際の、勧誘開始から約定後のモニタリングまでの各段階における、販売チャネル毎の以下のような勧誘・説明態勢の整備
 - ・商品性・リスク特性についての顧客の理解が確保されるためのきめ細かな取組み
 - ・トラブルの未然防止・早期発見に資する取組み

➢顧客の立場になってこまめに相談に乗る等の丁寧なフォローアップを通じた、高齢の顧客の投資判断能力等の変化の適切な把握

(2) 高齢化社会に対応した金融サービスの向上にむけた取組み（官民ラウンドテーブル「高齢化社会と金融サービス」作業部会の提言）

○「官民ラウンドテーブル」は、我が国金融機能の向上・活性化に向けた金融業界と金融当局の持続的な対話の場として金融庁に設けられ、本年5月、以下のような、高齢化社会に対応した金融サービスの向上にむけた取組みを提言

➢医療・介護サービス利用者等が抱えるお金に関する悩みの解決を手助けする「金融コンシェルジュ」の医療施設内への設置（→現在、都内の病院においてパイロット・プロジェクトを実施中）

➢生命保険業界内で共有化した、会員社の優れた高齢者に対する諸手続やサービスについての取組事例を取りまとめる報告書の作成（→本年6月、生命保険協会から報告書を公表）

2. 金融機関等業界団体における主な取組み

(1) 認知症サポーター養成講座の実施（全国銀行協会）

○銀行職員が認知症に対する正確な知識と適切な対応を身につけるための「認知症サポーター養成講座」等の研修を実施

(2) 高齢者の特性に配慮した取組事例等の共有（生命保険協会）

○高齢者の特性に配慮した生保各社の取組事例等の共有・活用を図る報告書を作成（1.（2）関連）

(3) 高齢者向けパンフレットの作成（損害保険協会）

※その他、日本証券業協会において、高齢の顧客に対して金融商品の勧誘・販売を行う際の対応についての自主規制規則の策定に向け検討中（現在、パブリック・コメント中。年末に施行予定）

3. 個別金融機関等における主な取組み

(1) 店舗のバリアフリー化等による利便性向上

- 受付番号表示機のユニバーサルデザイン化（白黒表示）
- 老眼鏡、助聴器、筆談器等の店舗への設置 等

(2) 高齢者等との取引に関する事務取扱規定の策定

- 渉外訪問時の家族同伴や認知症高齢者等との取引に関するルールの策定

(3) 手続書類の簡素化等

- 必要事項をあらかじめ機械印字した保険金請求書の導入
- 書類のカラー化・A3化、文字フォントの拡大



4. 顧客保護と利用者利便の向上

(4) 身体障がい者等に配慮した態勢の整備等

各金融機関に対し、身体障がい者や高齢者も、金融機関の窓口やATMを通じて、安心して金融サービスを容易に利用できる施設・態勢を整備するよう強く促していく。また、身体障がい者への対応に関しては、金融機関において身体障がい者の立場に立ったきめ細かな対応がなされるように、社内外の研修・講習会への職員の参加等について積極的な取組みを促していく。

(5) リスク性商品の販売態勢等の充実

投資信託、仕組み債及びデリバティブ(為替デリバティブ商品を含む。)等のリスク性商品の販売や保険募集については、以下の点に留意して監督を行う。特に、預金を取り扱う銀行においては、元本の安全性を重視する顧客を抱えている点を十分踏まえ、これらの事項は、例示した商品に限らず、元本割れのリスクのある商品の開発・勧誘・販売について広く対象とすることに留意する。また、高齢の顧客については、商品性・リスク特性に関する顧客の理解が確保されるためのきめ細かな取組みを進めるとともに、商品販売後においても丁寧にフォローアップを行い、顧客の投資判断能力の変化を適切に把握することが重要であることに留意する。

為替デリバティブ商品に関しては、過去のトラブル事例なども踏まえ、適切な商品の販売が行われているかについて確認する。また、商品販売時に、最悪の事態を想定した損失を説明することはもとより、顧客からの苦情・相談にも丁寧に適切に対応しているかについて確認する。

また、昨事務年度に引き続き、本事務年度も、金融機関が、①どのような経営方針の下で、どのような金融商品・サービスをどのような属性の顧客に提供しようとしているか、②短期的な利益追求や利益相反などにより、歪んだインセンティブに動機付けられていないか、③経営方針が営業現場で徹底されているかを経営陣を含め内部でチェックする態勢が整備されているか、についても注意を払うとともに、必要に応じ、警察当局や消費者庁とも協力していく。

① 投資信託・仕組み債・デリバティブ・保険商品等の販売態勢等

不招請勧誘規制の法令遵守状況を含め、それぞれの顧客の属性に配慮した勧誘・説明態勢となっているかについて、勧誘・説明態勢に係る監督指針も踏まえつつ、重点的に確認する。

- iii) 特に、高齢の顧客については、これまでの投資経験が十分であったとしても、顧客の立場になってこまめに相談に乗るとともに、商品性・リスク特性について顧客の理解が確保されるためのきめ細かな取組みやトラブルの未然防止・早期発見に資する取組みを、勧誘開始時、受注、約定連絡、約定後のモニタリングの各段階において、対面、電話、店頭といった各販売チャネル毎に行っているか。



4. 顧客保護と利用者利便の向上

(3) 適切な保険募集態勢の確立

保険募集においては、保険商品の特性に鑑み、顧客の知識・経験等を踏まえた分かり易い説明がなされることが極めて重要である。このため、保険会社等からの報告、検査部局による検査の結果、金融サービス利用者相談室からの情報等を活用し、保険商品の販売・勧誘ルール¹の遵守状況、顧客のニーズ及び知識・経験等に留意した説明を行う態勢の整備状況、保険会社等による保険募集人の監督状況について確認する。また、保険募集人に関しても、募集形態や規模・特性に応じた適切な保険募集管理態勢が構築されているかについて確認する。特に以下の点に着目していくこととする。

- ① 保険募集について、ダイレクト系のチャネルなど保険募集形態の多様化や保険代理店の大型化が進展している状況を踏まえ、保険契約者等の保護の観点から、保険代理店を含めた保険募集人による説明や情報提供等が適切に行われることが重要である。こうした観点から、保険募集の態勢や保険会社等による保険募集人の管理・監督の態勢について確認を行っていく。

また、金融審議会「保険商品・サービスの提供等の在り方に関するワーキング・グループ」報告書(平成25年6月11日公表)を踏まえ、募集文書における契約概要・注意喚起情報の簡素化、分かり易さ実現に向けた各社の取組みを促進するとともに、保険募集・販売ルールの見直しに関する監督上の対応について、具体的な検討を進める。

- ② 銀行等による保険商品の窓口販売に関しては、引き続き、弊害防止措置など保険募集に関するルールの遵守状況について確認を行っていく。

- ③ 高齢の顧客に関しては、短期的に判断能力が変化する場合や、視力や聴力などの低下により契約内容について十分な理解が困難となる場合等があることを考慮し、顧客の立場に立ってこまめに相談に乗るとともに、契約内容について顧客の理解が確保されるためのきめ細やかな取組みや、トラブルの未然防止・早期発見に資する取組みを、募集開始時、契約時の各段階において、対面、電話、インターネットといった募集形態を踏まえて、各保険会社等に促していく。



4. 顧客保護と利用者利便の向上

(1) 販売態勢等

金融商品取引業者等は、金融商品の販売・勧誘に当たって、単に法令や自主規制規則を遵守すれば足りるということではなく、顧客目線に立って分かりやすく説明し、顧客が商品性・リスク特性等を真に理解できるよう努めることが重要である。

金融商品取引業者等の販売・勧誘のあり方に関し、投資者等から金融庁等に寄せられる情報等も踏まえ、定期的及び必要に応じ、各業者から詳細なヒアリングを実施すること等を通じ、各業者の販売・勧誘・フォローアップ態勢等の実態把握に努めるとともに、その結果を踏まえ、各業者に対し改善を強く促していく。

こうした観点も踏まえ、金融商品取引業者等において、顧客から信頼され、長期的な関係を構築できるよう、顧客目線に立った営業を徹底するよう促していく。

投資信託、仕組債及びデリバティブ等のリスク性商品(為替デリバティブ商品を含む)の販売において、不招請勧誘規制の法令遵守状況を含め、それぞれの顧客の属性に配慮した勧誘・説明態勢となっているかについて、勧誘・説明態勢に係る監督指針も踏まえつつ、重点的に確認する。

iii) 特に、高齢の顧客については、これまでの投資経験が十分であったとしても、短期的に投資判断能力が変化する場合や、視力や聴力などの低下により契約内容について十分な理解が困難となる場合等があることを考慮し、顧客の立場に立ってこまめに相談に乗るとともに、商品性・リスク特性について顧客の理解が確保されるためのきめ細かな取組みや、トラブルの未然防止・早期発見に資する取組みを、勧誘開始時、受注、約定連絡、約定後のモニタリングの各段階において、対面、電話、店頭といった各販売チャネル毎に行っているか、

等について重点的に検証する。

金融機関と投資者との関係は、商品を販売してしまえば終わるというものではなく、商品の販売後の丁寧な顧客管理(アフターケア)も、投資者との信頼関係の確保のためには不可欠である。

とりわけ、投資商品の価格変動に影響を及ぼす市場動向や発行体の信用力の変化等について、顧客へ適時・的確にわかりやすい情報を提供(投資信託においては、投資信託委託会社から販売業者等への情報提供も含む)し、投資者の理解を深め、投資判断をきめ細かくサポートしていくことも重要である。中でも、高齢の顧客については、短期間に投資判断能力が変化する場合もあり、顧客の立場に立ってこまめに相談にのるなど、特に丁寧なフォローアップが不可欠である。

こうした観点から、顧客目線に立った適切な顧客管理が行われるよう促していく。

認知症高齢者等にやさしい地域づくりに係る 関係省庁連絡会議提出資料

平成25年9月26日
消費者庁

「消費者安心戦略」の推進

— 経済社会情勢を踏まえ、消費者の安心・安全確保対策を強化 —

安倍内閣が「三本の矢」(いわゆるアベノミクス)を強力に推進する中、成長戦略「日本再興戦略」が目指す「消費が増え、新たな投資を誘発するという好循環」の実現には、健全で活気と厚みのある消費市場の構築が不可欠。このため、消費者の不安を払拭し、安心・安全を確保するための「消費者安心戦略」を積極的に推進。

「物価・消費市場関連 対策」の推進

- 経済金融情勢を踏まえつつ、生活関連物資等に係る物価動向を注視する体制を強化する。また、公共料金改定や消費者相談の充実に向けて適切な対応を確保する。
(消費の5割程度は生活必需品)
- 成長戦略を踏まえ、市場における消費者と事業者の協働・連携を支援すること等により、消費者の多様な好みやニーズを反映した市場の創出、消費の拡大・活性化を目指す。

< 「物価関連対策」の推進 >

- 物価モニター体制の強化
- 公共料金改定の際の料金の適正性の確保
- 消費生活相談員の一層の質向上と養成・確保

< 「消費市場関連対策」の推進 >

- 消費者と事業者との協働支援
(商品企画・開発段階での消費者の参画、食品ロスの削減等)
- リスクコミュニケーション、風評被害対策など

「消費者安心・安全確保 対策」の推進

- GDPの6割を占める消費の拡大は、経済成長に必要不可欠。一方で、多様な取引形態の出現や新たな食品・製品の増加の下で、消費者の生命・身体や財産が脅かされるという不安が増大。
- このため、積極的な消費者被害防止対策の展開や、消費者被害回復のための取組などを通じて、消費者の生命・身体・財産の安心・安全確保に取り組む。

< 「消費者被害防止対策」の積極展開 >

- 消費者教育の充実
- トラブルに遭うリスクの高い消費者(高齢者、被害経験者等)を守る「地域ネットワーク」の構築や啓発活動等

< 「消費者被害回復」のための取組 >

- 「消費者被害の集団的回復のための裁判手続」の構築を始めとした消費者被害回復のための取組の充実
- 地域における身近な消費生活相談体制の強化

< 生命・身体・財産の安心・安全確保 >

- 食品表示の充実
- リコール情報の周知強化による事故再発防止
- 悪質商法への厳正な取締りと消費者取引の適正化

◎ 「消費者被害防止対策」の積極展開

地域で取り組む 「狙われ消費者防御作戦」(仮称)

背景 (高齢消費者被害の実態)

- ・近年、高齢者の消費者被害については、その相談件数が高齢者の人口の伸び以上に増加しており、また、これまで被害に遭った高齢者が再び狙われ被害に遭う「二次被害」も増加傾向にある(注1)。
- ・また、トラブルへの対応について、本人以外の者から相談が寄せられる場合が多く、被害に遭った高齢者本人が相談に行かないことが多いため、アウトリーチ(訪問支援)等の積極的な見守り対策やサポートを講じることが必要(注2)。

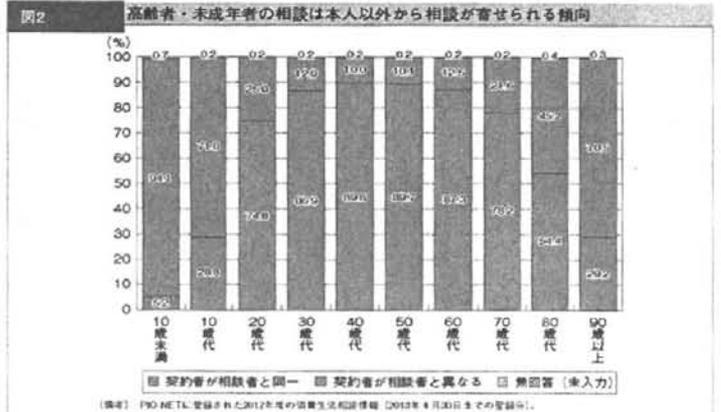
図1及び図2の出典:「平成25年版消費者白書」

高齢者を中心に二次被害が増加



(注1) 高齢者の消費者被害の増加については、加齢や認知症等の要因により判断力が低下しつつある人が増加していることが背景として挙げられる。
 なお、認知症高齢者については、認知症有病者数の約440万人と、MCI(正常と認知症の中間状態)有病者数の約380万人を併せると、約820万人と推計されている(平成22年)。
 出典:平成25年6月13日「社会保障制度改革国民会議事務局資料」

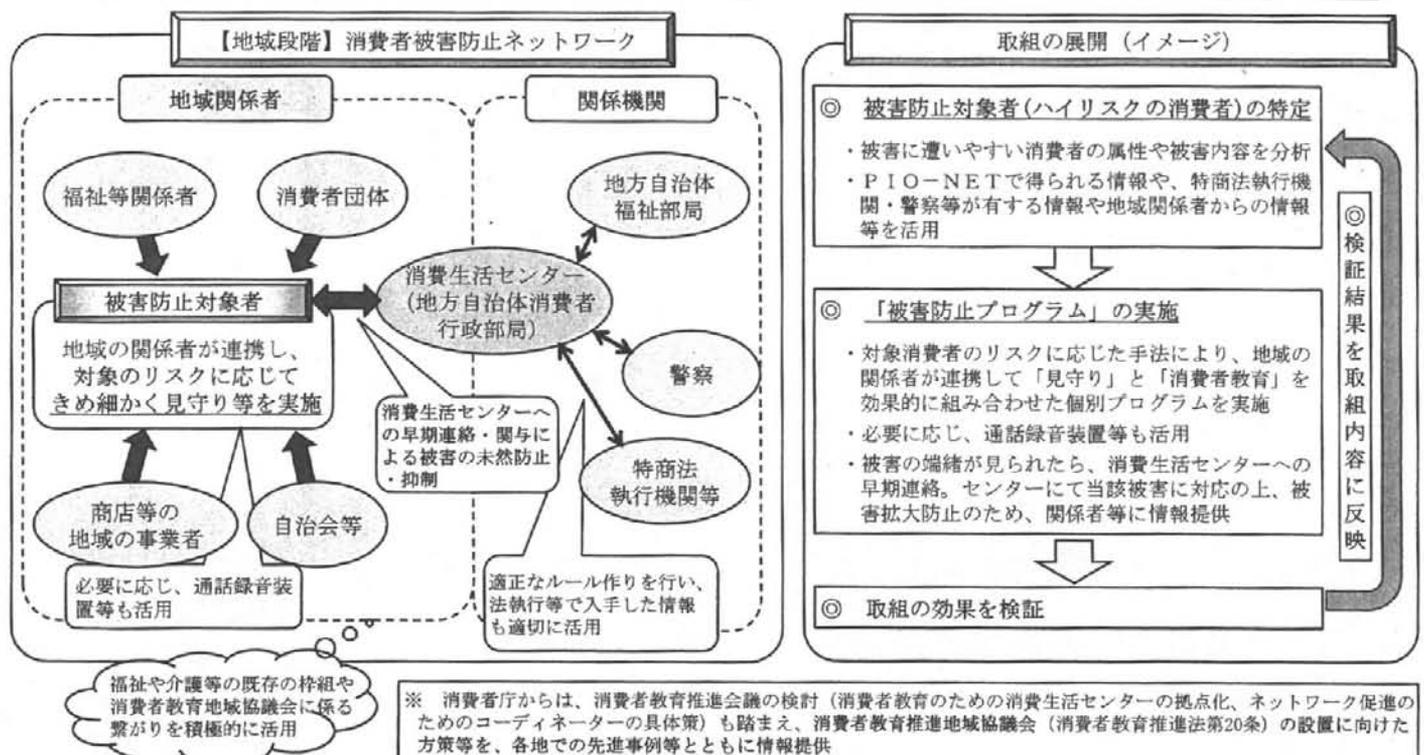
高齢者のトラブルは、周りの人からの相談が多い



(注2) 全国の警察は、投資詐欺等の犯行グループから押収した名簿(約120万人分)を使って、名前の掲載されている高齢者に注意を呼びかける取組を実施している。

消費者被害防止対策に関連する取組のスキームイメージ

各地域で消費者被害のリスクを分析した上で、トラブルに遭うリスクの高い消費者(高齢者や被害経験者等)を、消費生活センターと地域の関係者がリスクの状況に応じて効果的・重点的に地域で見守る体制の拡充を推進。その際、見守り等の効果分析に基づく取組内容の改善(PDCA)を促進。



消費者被害防止対策の先駆的取組及びスケジュール

地域での先駆的取組

事例1)愛媛県南予地方局

悪質商法被害防止のための南予地方局高齢者・障害者等見守りネットワーク

官民の連携により、地域全体で高齢者及び障害者等を見守り、消費者被害を発見したときに迅速に対応できる体制を整備

・ネットワーク構成員(高齢者や障害者の周囲にいる方(消費者団体や介護サービス事業者、金融機関等))は、高齢者等の被害を発見・予見したとき等に、市町の消費生活相談窓口に通報

・市町消費生活相談窓口は、通報を受けて、助言、相談、あっせん等を実施(県消費生活センターや地域包括支援センター等とも連携)

・民間登録団体数:381 (24年7月2日時点)

※東予地方局、中予地方局においても同様の事業を展開

事例2)札幌市

消費者被害防止ネットワーク事業

消費生活推進員が、被害の未然防止・早期発見のため、日常的に高齢者・障害者の生活にかかわる団体・者と連携

・関係機関(地縁組織や介護事業者等)からの依頼を受けて、「消費生活推進員」が訪問。相談内容に応じて、現場での助言や他機関の紹介、消費者センター相談室への引継ぎ

・消費生活推進員は、地域での会合などでの“ミニ講座”を実施

・悪質事業者への指導・取締り、地域の見守り強化の観点から、北海道警察とも連携

スケジュール

1. これまでの取組

- 平成19年度～
 - ・高齢消費者・障害消費者見守りネットワーク連絡協議会(年1回)
(全国規模の高齢福祉団体、障害者団体、消費者団体、関係省庁等)
- 平成21年度～
 - ・地方消費者行政活性化基金による見守り体制作りの支援
- 平成24年8月
・「消費者教育の推進に関する法律」制定(24年12月施行)
- 平成25年度
・高齢消費者の二次被害防止モデル事業
(電話見守り、通話録音等のモデル事業)
・地方消費者行政活性化基金のうち先駆的プログラム
(電話見守り、通話録音、自動電話遮断等の取組支援)
- 平成25年6月
・「消費者教育の推進に関する基本的な方針」策定
(今後、各都道府県、市町村での消費者教育推進地方協議会の設置及び消費者教育推進計画の策定を推進)

2. 今後の取組

- 平成25年9月～
 - ・「消費者被害防止対策」の在り方を検討
 - 関係省庁等とも議論
 - 消費生活相談員資格や地域の見守り体制に関する検討
- 平成26年度～
 - ・「消費者被害防止対策」の見守り体制の拡充を推進
 - 地方消費者行政活性化基金を活用した先駆的取組の推進

注)○は見守り関係、●は消費者教育関係

第1回 認知症高齢者等にやさしい地域づくりに係る関係省庁連絡会議

総務省の高齢者施策

平成25年9月26日
 総務省地域力創造グループ地域振興室

人材の活用施策

① 地域おこし協力隊

- 地方自治体が、3大都市圏をはじめとする都市圏から都市住民を受入れ、「地域おこし協力隊」として委嘱。
- 隊員が、住民票を異動させ、概ね1年以上3年程度地域で生活し、地域協力活動に従事。
- ※ 3年を超える場合は特別交付税措置はされないが、活動を続けることは可能。
- 地域おこし協力隊員 207団体(3府県204市町村) 617人
※平成24年度特別交付税ベース

財源手当

- ・上記の取組(隊員の募集等に要する経費、隊員の活動等に要する経費)が特別交付税の算定対象
- ・隊員1人あたり400万円(報償費等200万円)を上限
- ・募集に係る経費として、1自治体あたり200万円を上限

② 集落支援員

- 地方自治体が、地域の実情に詳しい人材で、集落対策の推進に関して、ノウハウ・知見を有した人材を「集落支援員」として委嘱。
- 集落支援員が、集落への「目配り」として、集落の状況把握、集落点検の実施、住民と住民、住民と市町村の間での話し合いの促進等を実施。
- 平成24年度 専任の「集落支援員」の設置数 694人
※平成24年度特別交付税ベース

財源手当

- ・上記の取組(集落支援員の活動、集落点検及び話し合いの実施に要する経費)が特別交付税の算定対象
- ・支援員1人あたり350万円を上限(他の業務との兼任の場合、1人あたり40万円を上限)

秋田県上小阿仁村

- 【概要】
- ・2名の地域おこし協力隊員を受け入れ(H21年11月～H24年11月)。
 - ・八王子市の男性(20歳代)、京都市の男性(30歳代)
- 【活動内容】
- ・集落の農林業の保全と低下した集落機能の活性化。
 - ・家屋周辺の排雪補助や住民の生活支援、周辺環境の保全。
 - ・地域資源発掘イベントの企画、運営。
- 【ポイント】
- ・高齢者集落に隊員が居住し、低下した集落機能の活性化と住民との信頼関係構築を図る。
 - ・集落は隊員の生活支援や伝統行事の復活、地域特性を利用した農林業の活性化と定住化の促進を図る。



住民と一緒に八木沢公民館前にて

新潟県上越市

- 【概要】
- ・高齢化率50%以上の集落を対象に6名の集落支援員を設置。
- 【活動内容】
- ・集落巡回、広報だよりの作成、集落点検カルテの作成。
 - ・雪かきを手伝ってくれる有志をリスト化し、集落内で助け合う仕組みづくり。
 - ・地域資源発掘イベントの企画、運営。
- 【ポイント】
- ・イベントの準備など、足手まといになるからと参加を遠慮していたお年寄りに、出来ることを分担し、準備から参加してもらうことで、生きがいを作る。



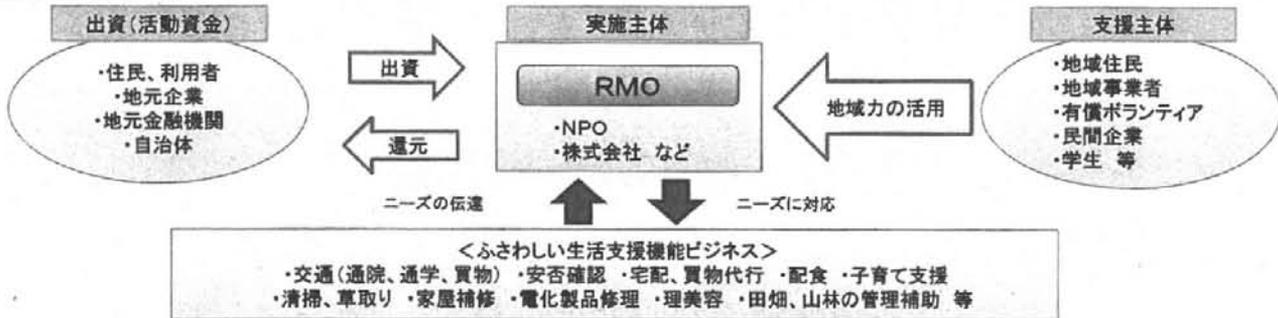
RMO(地域運営組織)による総合生活支援サービスに関する調査研究事業

施策概要

H25予算:3100万円

高齢化により生活機能が低下し、人口減少により地域の支援機能も低下している状況下で、コミュニティビジネスを活用しながら生活支援サービスを継続的に展開する取り組みをモデル事業として調査し、持続可能な課題解決モデルを提案する。

事業モデル



事業例

買い物支援事業

- 住民の買い物ニーズを集約して商品配達。地域の集会所まで配達する。

ポイント

➢ あえて集会所まで出る機会を作り、孤立化を防止。コミュニティの活性化。

住民による地域商店・移動販売事業

- 撤退したスーパー跡地を活用して地域住民が交流型拠点スーパーを運営。移動販売事業も展開。

ポイント

➢ スーパーの撤退により、買い物に不自由するという住民ニーズに対し、地域住民が自ら活動を開始。
➢ 地域の交流拠点としての役割。

配食サービス事業

- NPO法人が、地域の住民協議会等と協力しながら配食サービスを実施。

ポイント

➢ 全体のニーズを集約。
➢ 耕作放棄地を活用して栽培した野菜を使うなど、住民の複合的なニーズにも対応。

住宅周辺環境整備事業

- 住民のニーズに基づき地域共助組織による雪おろし支援。

ポイント

➢ 近隣有志の空き時間を活用。
➢ 除雪活動だけでなく、見守り支援、買い物支援も複合的に展開。

買い物支援事業(山口県山口市)

- 撤退したスーパーの跡地を利用し、地域協議会が地域交流型スーパーを運営。買い物が困難な地域住民から購入ニーズを聴き取り、移動販売事業も実施。
- 安全確認や悩み相談受付等を一体で実施するケースもある。



【左】山口県山口市地福地区の販売拠点「トイトイ」の店内写真

【右】「トイトイ」内の交流スペース

雪下ろし、草刈り等支援事業(秋田県横手市)

- 高齢者のみの世帯に対し、自治会を基本とする地域の共助組織が、雪下ろしや買い物・通院の移動等を支援。
- 共助組織は、地域外の家族に対する見守り結果の報告等も実施。



【左】雪下ろし支援の写真

【右】買い物・通院の移動支援

「経済財政運営と改革の基本方針」

(平成25年6月14日閣議決定)(抄)

「また、過疎地域や、離島・奄美等、半島を含む条件不利地域においては、航路、航空路等を含めた必要な交通基盤を維持するとともに、民間活力を導入しながら生活支援機能及び定住環境を確保し、集落の活性化を図る。」

➢ 過疎地域等自立活性化促進交付金

【26年度要求額:10億円】

<概要>

過疎集落等の自立・活性化を推進するため、住民団体等が主体的に行う取組や先進的で波及性のあるソフト事業などを支援することにより、生活支援機能や定住環境を確保。

➢ 地域における生活支援サービス提供の実証事業

【26年度要求額:0.5億円】

<概要>

高齢化や人口減少に伴い地域の生活機能や支援機能が低下する中、コミュニティビジネスの手法による生活支援サービスの継続的な展開を支援。

ICTを活用した新たな街づくり

● センサーネットワーク、ビッグデータ、地理空間情報、共通ID、ワイヤレス、クラウド等の最先端のICTをパッケージで行政、農林水産、エネルギー・環境、医療・健康、交通等の複数分野に適用することで、少子高齢化、コミュニティの再生等、地域が抱える複合的な課題を解決し、我が国の持続的な成長を目指す。



平成24年度当初予算により5ヶ所(4.9億円)、平成24年度補正予算により21ヶ所(25億円の内数)の実証プロジェクトを採択。
平成26年度予算概算要求: 26億円の内数

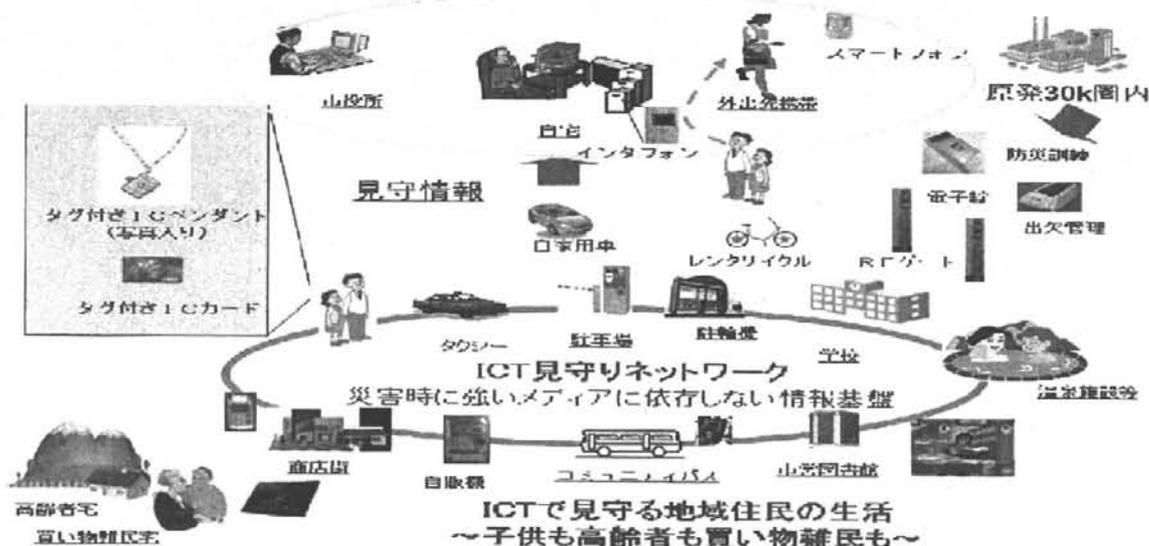
放送と通信の融合による、地域力・地域連携を活かした災害に強い徳島プロジェクト

提案者	徳島県、美波町、日本テレビ放送網(株)、四国放送(株)、(学)阿南高専、NPOグリーンバレー、(株)テレコメディア、NTT空間情報(株)
実施地域	徳島県海部郡美波町
事業概要	高齢者支援、災害対策支援、地域活性化という地域が抱える課題を解決するため、放送と通信を融合した「JoinTV」を導入し、住民の身近なデバイスであるテレビやスマートフォンを通じた見守り等の高齢者支援や災害情報の配信等を実現する。



ICTを活用した見守りの街糸島

提案者	糸島市、国立大学法人 九州大学、独立行政法人 国立高等専門学校機構 北九州工業高等専門学校、財団法人 福岡県産業・科学技術振興財団 社会システム実証センター、公益財団法人九州大学学術研究都市推進機構、株式会社 三好不動産
実施地域	福岡県糸島市
事業概要	災害に強く、子供・高齢者・買い物難民等を見守れる街づくりを実現するため、子供・高齢者を中心として希望する市民25,000人にICカードを配布し、学校の校門に設置したゲートやバスに設置したリーダー等により、必要に応じて様々なタイミングで、動態情報を収集、それを活用して見守りや御用聞きサービス、オンデマンド交通、防災訓練等を実施。緊急時には安否確認、子供の引渡し、避難誘導等に活用する。



地方公共団体等との協議、受託によるもの ① (参考)

- ひまわりサービスは、日本郵便株式会社が社会貢献の一環として、過疎地域の高齢者を対象に、配達業務と同時に無償で実施。
- その他、過疎地域に限定しないサービスとして、地方公共団体からの委託を受けて高齢者の生活状況を確認し、書面で報告する等のサービスを有償により実施。

1 ひまわりサービス

【概要】

- ひまわりサービスは、過疎地域における70歳以上の一人暮らしの高齢者及び高齢者夫婦世帯を対象とした在宅福祉サービス(無償)。
- 過疎地域の地方公共団体、社会福祉協議会等と協議の上実施。平成9年開始、平成25年3月末現在、85局(100自治体)で実施中。

外務員による励ましの声かけ

外務員が、対象世帯への郵便物等を配達する際に、「お元気ですか」など励ましやいたわりの声かけを行う。



郵便物等の集荷サービス

対象世帯が差し出したい郵便物等があるときに、支店の外務員が、その郵便物等の集荷を行う。



その他にも、次のサービスがあります。

- ・ 励ましメッセージのお届け
小学生等が書いた励ましのメッセージを、郵便により対象世帯へお届けする。
- ・ 生活用品等の配達サービス
生活用品等を注文するはがきを受け取り、ゆうパックで注文品をお届けする。

2 地方公共団体受託業務(高齢者の生活状況確認等)

【概要】

- 有償により高齢者の生活状況確認等を実施(地域の限定はなし)。
- 平成25年3月末現在、25局(29市町村)で実施中。

【参考】現在受託中のサービス・メニュー

① 高齢者への生活状況確認

地方公共団体が選定した対象者宅

- ① 生活状況を聞き取り、記録票を作成



外務担当社員が高齢者対象者宅に定期的(月に1~2回程度)に立ち寄り、生活状況を確認し、市町村に報告。

② 日用品の注文・図書への貸出し等受付

地方公共団体が選定した対象者宅

- ① 図書館の図書名及び借書名を聞き取り、記録票を作成



- ② 図書の受け取り



配達担当者が高齢者宅に定期的に立ち寄り、図書館の図書の貸出し等の受付。

③ 廃棄物の不法投棄に関する情報提供

- ① 指定された場所の見回り



日本郵便の支店

- ② 不法投棄を発見した場合は郵便物をFAX送付



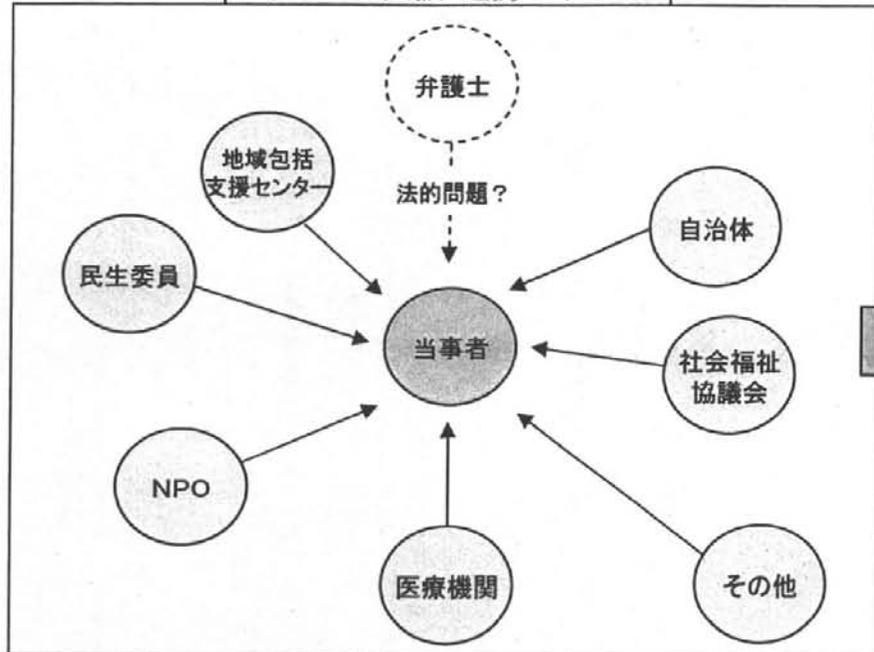
外務担当社員が廃棄物の不法投棄がないか、市町村指定の場所を定期的に見回り。

法テラスにおける司法ソーシャルワーク

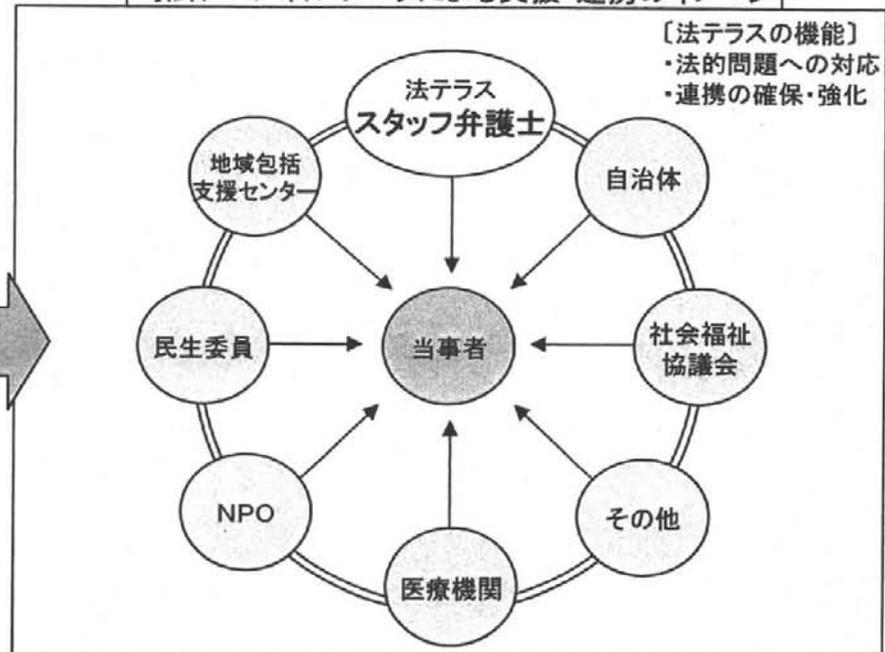
〔司法ソーシャルワークとは〕

自ら法的援助を求めることが難しい高齢者・障がい者等について、福祉機関等との連携を強化し、同機関から情報を得るなどして、被援助者にアウトリーチし、法的問題点については弁護士等、福祉的問題点については福祉担当者がそれぞれ担当して、全体として被援助者が社会内で自立して生活するための包括的な援助を提供する施策

これまでの支援・連携のイメージ



司法ソーシャルワークによる支援・連携のイメージ



問題点と課題

- ① 福祉サイドに弁護士等とのネットワークがない
⇒ 福祉サイドから法的援助につなげることが困難
- ② 関係機関との連携構築や連絡対応等通常事件以上に業務量が多い被援助者が認知能力に問題等を有するなど事件自体困難な場合が多い
⇒ これに見合った報酬が見込めず、一般弁護士を主要な担い手とするのは困難



- 民間に委ねても、適切な実施は見込めない。
- 超高齢社会を迎え、全国均質的なサービス提供の実施が必要
⇒ 国が責任を持ってサービスを提供する必要あり

法テラスが司法ソーシャルワークを担う必要性

- ① 法テラスは関係機関との連携を業務とする国が設立した法人
⇒ 信用性が高く、公的機関との連携がしやすい
- ② 全国に事務所を有する
⇒ 全国均質的なサービス提供が可能
⇒ 地域間の連携も可能
- ③ 主たる担い手としてスタッフ弁護士を擁する
⇒ もともと関係機関との連携意識が高く、連携を要する業務に慣れている
⇒ 給与制であり、報酬に関する問題が支障とならない

なかった。もちろん「積読本」もた。夢見たころの本がいっぱい重なっていた。司法試験問題集や、結婚前、法律出版社に勤めていた彼女の気を引くため、「国試目指しているんだ」と法律演習本を随分買いつ込んだ40数年前を思い出した。それがとても懐かしくさびしく思われた。妻が他界しているからだ。

「裁判官、検察官、弁護士になるためには、『残酷試験』とさえ言われている司法試験に合格しなければならぬのである。」(向江輝悦「法曹を志す人々へ」(法学書院、改訂28版、昭和51年))という著書を読んで、「妻に苦労かけっぺかける」と司法試験をあきらめたことを思い出した。

奇しくも、自分があきらめた弁護士と一緒に住むために住民のために仕事ができることは、私にとって「初思」貫徹に思いつても幸せだ。

それにしても、法テラスは特な仕事をしている、頼もしく思った。

住民のため、「法テラス南三陸職員一同」被災者のために今日もがんばるぞ

(きくち・せいいち)

司法ソーシャルワークとは何か



社会福祉士・法テラス南三陸事務所 弁護士 太田 晃弘

一 現場でおこっていること

1 日々思い知らされること

自分の想像力はどこまで及んでいるのか。日々、インテリと呼ばれる人たちとだけしか交流せず、世の中を分かった気になって、偉そうなことを言っているだけなのではないだろうか。自分の想像力の及ばないところで、ひっそりと暮らしている人たちに、自分とだけ目を向けられているのだろうか。

弁護士になったのは8年ちよつと前。でも、この間、毎日のように現場で思い知らされていることは、こんなことばっかりだ。

2 ひとつの事件から

ひとつ、具体例を出して話を進めよう。

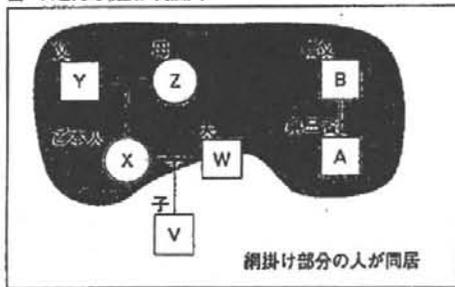
Xさんは軽度知的障がいをもつ40歳の女性である。これまで、清掃員や警備員のアルバイトをしながら月8万円程度の収入を得て生活してきた。

Xさんは、人なつこい性格もあってか、人から何かを頼まれると断ることがほとんどできない。

Xさんには、70歳代後半の両親(父Y、母Z)があり、一緒に一軒家(登記簿上父Y名義)に住んでいる。またXさんには配偶者Wがいるが、あまり家に寄りついていない様子である。ある日、父Yが「お前もそろそろ結婚しないとダメだ」と言つてWを連れてきたので、Xさんは結婚することにしたそうだ。X・W間には、8歳になる子Vがいるが、子Vは、児童相談所に保護され、ずっと施設で暮らしているという。

Xさん一家は、様々な問題を抱えている。代表的なものを列挙すると、以下のようなものだ。

図 Xさんの親族、同居人



X、父Y、母Zともに多重債務に陥っている。
自宅(父Y名義)には抵当権が六つ設定されている。滞滞処分も受けている。
父Y、母Zともに年金担保融資を受けており、老齢年金の相当額が天引きされている。
第三者A及びその義父Bが、なぜだかX宅に住みついていて、
第三者Aが「金を貸してほしい」



などと言っている。Xから定期的にお金を巻き上げている。しかも、その返済がなされた形跡はない。

第三者Aが、Xに命じて携帯電話7台の契約をさせ、そのすべてを持ち去っている。

自宅がゴミ屋敷になっていて、家中を野良猫が自由に出入りしている。配偶者Wは素性不明。なかなか会えない。

X、Wの夫婦関係、子Vとの関係が心配。

子Vが元気で暮らしているのか不明。他の家族は子Vについて無関心に見える。

X、父Y、母Zとも判断能力に心配ないところがある。

その結果、父Yは通信販売などで、無計画に物を買ってしまっている。

この案件は、一家の誰かが「法律相談をしたい」といって私のところへ来たものではない。ひょんなことでXさん一家の現状を知るに至った福祉関係者が、私のところへと持ち込んできたものだ。しかも、前記の問題は、あとから調べて分かったことばかりで、Xさん一家の誰も

が問題とは思っていない様子だった。

3 気づいていない私たち

このような事件は、けっしてレアケースではない。むしろ、列挙したらキリがないくらいに、この種の事案は存在している。

「年金を搾取されている」、「事業ができると妄想して、多額の融資を受けたが、あつという間に事業が頓挫した」、「独居高齢者が投資詐欺被害にあっている」、「高齢者が入院したとたん、近隣住民が通報を管理しはじめた」、「生活苦で医療費を支払えなくなり、糖尿病が悪化して失明した」、「ゴミ屋敷に住んでいる高齢者に対して、証券マンが怪しげな取引をさせている」。

どの案件にも紛争の臭いが多分にある。弁護士としてやらなければならぬこともたくさんありそうだ。

しかしながら、これらの事案で一番の問題になるのは「なぜ当事者が声をあげない」ということだ。ある人は、そもそも被害意識がなかったりする。ある人は、意思疎通が困難だったりする。インターネットどころか、テレビも新聞もみられない環境にあつたりして、世間から

隔離された環境に住んでいたりする。いずれにしても、こういったケースのほとんどでは、弁護士が何をやる人なのか、まったく理解されていない。換言すれば、どんなに法律事務所の宣伝をしてみたところで、弁護士のもとは来てくれない。

現在、日本の人口の67%には、何らかの障がい(身体、知的、精神、発達)があるといわれている。また、先日の厚生労働省の発表によれば、認知症高齢者の数も300万人を超えたという(なお、この認知症高齢者の大部分は、障がい者としてカウントされていない点にも注意が必要だ)。

このように、統計をみるだけでも、相当数の方に判断能力の低下がみられるはずなのだ。しかも、その多くは、地域生活を送りながら、ひっそりと様々な被害にあつていたりする。

たぶん、私たち(ここでは、私を含め、本誌を読まれているような方々を指す)は、その被害事実をほとんど知らずにおいて、それとはほぼ無関係なインターネットの世界で日々の生活を送っているのだと思う。

二 司法アクセス改善に向けた取組とその展開

1 弁護士過疎解消への取組

こういった実態を、司法アクセス論から整理してみよう。

この間、日弁連や法テラスが過疎地域に弁護士を派遣し、司法過疎解消に向けた取組を行ってきた。その一環として、私も法テラスのスタッフ弁護士となり、平成22年5月まで岐阜県可児市に赴任していた。

赴任して実際の活動してみると、「司法アクセスの問題は、どうも弁護士の頭数の問題だけではないようだ」ということを実感するようになった。福祉関係者たちから、前記のような案件が次々と持ち込まれるようになったからだ。そこには、弁護士の頭数の問題とは別に、「近くに弁護士がいても、どうしても弁護士にアクセスできない」という問題が厳然と存在していた。

ここで整理してみると、司法過疎・司法アクセス問題は、実際には以下の二つの問題だということになる。

(1) 弁護士過疎の問題、「弁護士が近

くに存在しないから司法にアクセスできない」という問題

(2) 事件過疎の問題、「当事者の障がいなどによって、弁護士にアクセスできない障壁があり、近くに弁護士がいても司法にアクセスできない」という問題

私は、平成22年6月以降、東京で弁護士活動を続けている。このうちの「(2)事件過疎の問題」は、この東京においても厳然と存在している問題である。つまり、多数の弁護士が登録している東京でも、高齢者・障がい者を中心として、弁護士にアクセスできていない、という問題がある。しかも、より最前線の現場で活動をされている福祉関係者ですら、問題を抱えた家庭にアクセスできず、四苦八苦しているという。

2 アウトリーチとは

このような状況の下、弁護士会界隈で、近年、アウトリーチという発想が広がるようになった。

アウトリーチとは、元々福祉用語であり、「相談機関が相談を待っているのではなく、相談機関側から依頼者のもとへ

と出向いていって、相談・支援を行うこと」をいう。「外へ手を伸ばす」という意味の英語(reach out)を語源としているようだ。

福祉現場では、日々、その実践が試みられてきた。我々弁護士も、高齢者・障がい者分野のみならず、被災地支援分野などで、「アウトリーチ」に相当する活動が広がってきている。

3 アウトリーチが孕む危険性

もともと、「アウトリーチ」は、その弁護士職域拡大の側面だけを強調すると、アンビュランスチェイサー(欧米で救急車の後を追って交通事故被害者と接触し、そこから事件受任をする弁護士)とまったく変わらなくなってしまう。この点には、十分な注意が必要だ。

判断能力に問題を抱えている方の案件であればあるほど、「法的問題だけを切り取って、それだけ解決すれば十分」などということはあるまい。

冒頭で示した事案に即して考えてみると、X、父Y、母Zそれぞれの多重債務について、自己破産申立てや任意整理といった通常の債務整理事件の処理をするだけでは、事案解決としてまったく足り

ない。3人が、どうして多重債務状態になつたのか、その原因を探った上で、それを除去する作業をしなければ、再び3人は多重債務状態に陥ってしまう可能性が極めて高い。保佐・補助を開始したり、社会福祉協議会の日常生活自立支援事業を用いたりして、今後、困窮状態に陥らないような工夫をする必要もあるだろう。このように、この事例のうちの「債務整理」という法的側面ひとつを取り上げてみるだけでも、「3人が地域で債務と無縁の生活を送っていくためにどのような支援が必要なのか」、「そのために、誰が、どのような働きをするべきなのか」といった点がよくよく検討されなければならぬ。3人が再び多重債務に陥ることを許すのであれば、再度弁護士が債務整理事件を受任することになるだけで、弁護士だけが儲かる、という結果を招く。

このように、当事者が抱えている様々な生活上の問題・課題の中から、法的問題だけを単独で取り出して強引に解決させると、誰もが望まないような結果を迎えてしまうことが結構ある。

また、はじめのうちにみえていた法的問題とは別の法的問題・課題が後から分かってくることもある。本人の主訴とは

生活に困難を抱えている方などに対して、本人、家族、友人・知人、各種施設・制度、その他周囲の環境などに働き掛けて調整し、その本人がより生きやすい状況を作り出すこと。

あまり難しい話ではない。例えば、福祉事務所のケースワーカーが生活保護受給とあわせて、その他様々な生活課題を解決するべく努力する。例えば、役所の高齢・障がい担当職員が、当事者の方のために相談に乗ったり、必要な援助をしていく。福祉関係機関の方々が、日々、現場で実践されていることの多くが「ソーシャルワーク」なのだ。

あまり知られていないのかも知れないが、尊敬すべき弁護士の先輩方の一部も「ソーシャルワーク」をしてきた。

例えば、成年後見事件において、十分な身上監護活動をすべく努力する。情状弁護事件で、当事者の家族関係や被害者との関係を調整して、社会復帰後に生活しやすい環境を創り出す。弁護団を組んで、人権侵害されている方々の問題を解決しようとする。そのとき、制度がおかしいのであれば、社会運動を起こしたりロビー活動をしたりして、制度・法律な

まったく異なるところに核心的問題があったりもする。判断能力の関係で、本人が事実関係をうまく伝えたり、問題の整理をしたりすることが苦手のだから、この点は当然の帰結ともいえる。そこで、本人のみならず福祉関係者らとも十分に協働して、十分なモニタリングを継続しながら、解決すべき課題を拾っていく必要がある。

このように、本人の生活状況やその課題、これまでの生活歴、家族関係など、本人の生活全体に十分な目配りをしていかなないと、有効な本人支援ができない。様々な法的問題が発見された場合でも、そのそれぞれが本人の生活にとつてどのような意味を持つのか、十分に吟味をした上で方針を立てていかないと、適切な解決にはつながらぬ。

こうしてみると、アウトリーチは、このような包括的事業解決・問題解決ための端緒にしかならないことがお分かりいただけると思う。

どを変えていく。これらは、いずれも、まぎれもない「ソーシャルワーク」なのである。ただ、これらの多くは、自ら司法につながる事ができる能力を有していたり、少なくとも自らの被害を訴えることができる方々をもつた対象としてきたのではないかと思う。

ここで、司法関係者が行う「ソーシャルワーク」を「司法ソーシャルワーク」と呼ぶことにしたい。これまで私が述べてきたことは、「地域で誰にも気づかれず生活されている社会的弱者（多くは高齢者・障がい者）に対して、この「司法ソーシャルワーク」を及ぼしていけないか」という問題だと言い換えることができる。

2 司法ソーシャルワークの実態

司法ソーシャルワークの具体的イメージをもつていただくべく、冒頭の事案に即して、司法ソーシャルワークの実態を紹介しておくことにしよう。

X、父Y、母Zの①多重債務問題、②自宅抵当権問題、③年金担保融資問題については、過払金がそれなりに回収できたので、それをもって任意整理した。こ

三 司法ソーシャルワークの可能性

1 ソーシャルワークとは

以上の議論を踏まえて、最後に「ソーシャルワーク」について述べたい。

本稿の表題にもなっている「ソーシャルワーク」とは、いったい何か。国際ソーシャルワーク連盟（IFSW）の定義は次のようになっている。

ソーシャルワーク専門職は、人間の福利（ウェルビーイング）の増進を目指して、社会の変革を進め、人間関係における問題解決を図り、人びとのエンパワメントと解放を促していく。ソーシャルワークは、人間の行動と社会システムに関する理論を利用して、人びとがその環境と相互に影響し合う接点に介入する。人権と社会正義の原理は、ソーシャルワークの拠り所とする基盤である。

正直、この意味するところは極めて分かりにくい。そこで、誤解を恐れず、これを私なりに解釈すると、次のような定義になる。

い問題ではない。その上で、④父Y、母Zの判断能力が心許ない問題、⑤父Yの無計画な買い物問題については、社会福祉協議会の日常生活自立支援事業につなげて、その生活相談員と一緒に預金管理をすることになった。⑥Xの判断能力が心許ないという問題、⑦第三者Aの金銭搾取問題、⑧第三者Aの携帯電話搾取問題に関して、医師から補助相当との診断を得て、Xの補助人選任申立て及びその審判前保全処分を申し立てるとともに、すぐさま第三者Aに対して金銭搾取を止めるように交渉を開始した。あわせて、Xの補助開始の判断をひっさげて役所・警察とも連携して第三者Aの排除に乗り出し、最終的に第三者Aは自主的に退去した。この際、その義父B（高齢であった）の帰任先が問題となったが、これについては、地域包括支援センターが受入先施設の段取りを組んだ。⑨ゴミ屋敷問題については、父Yに要介護認定を出してもらって、定期的ヘルパーが身の回りの掃除などをするようになった。これによって、一家の様子を定期的にモニタリングできるようにもなり、なんらかの「おかしな動き」がみつければ、役所、地域包括支援センター、警察、ヘルパー事業所、ケアマネジャー、弁護士

らのチームでこれに対応することが可能となった。

その後も、第三者AがスキをみてXにちよつかいを出したり、そのためXがストレスで倒れて入院してしまったり、いつのまにか国民健康保険料を滞納するようになっていたり、父Yが腰痛で動けなくなったり、母Zも通信販売で無計画にお金を使い出したり、Xの恩師と称するCが出てきてX宅のテレビ・ビデオデッキを持ち去ったり、X・W間の夫婦仲が悪くなったり、過去にもAのような第三者Dが住み着いていたことが判明したり……と様々なアクシデントが生じたが、弁護士を含めた関係機関がタッグを組んで一家の地域生活を支えていった。

このように、社会的弱者といわれる方々への法的支援に当たっては、司法へのアクセス場面から事件解決場面に至るまで、当事者の生活状況や生活課題に十分な目配りをして、福祉関係者らと協働して問題の解決をしていく必要がある。また、そうした実践を積み重ねてくると、福祉関係者サイドからも「司法はいろいろと使えるじゃないの」、「当事者をめぐるちよつとおかしな話が出てきたら、早い段階で弁護士に相談してみようかしら」というふうにも考えられる

ようにもなる。なるべく早い段階で弁護士につなげてもらえれば、これのないうちに事件を解決することも可能になる。

3 今後に向けて

このように、常日頃から優秀な福祉関係者の方々と協働し、十分に相談・議論をしながら、困難を抱えつつ生活をしている方々のためにどのようなことができるのか、試行錯誤を繰り返している。現場で七転八倒しているのが現状だ。

福祉関係者と協働するということは、自分の仕事福祉関係者にいつもみられている、ということでもある。弁護士として、依頼者のためにならないような行動をとれば、依頼者からだけではなく、福祉関係者からも信頼を失う。当事者やその家族はもちろんのこと、福祉関係者とも十分にコミュニケーションをとって、チームとして当事者の地域生活を支えられるように努力をしていく必要がある。

今後、どのようにすれば司法ソーシャルワークの取組を広げているのか。そのためには、人員面・予算面・制度面等どのような制度構築があり得るのか。課題もたくさんある。この点については、現場からの声をあげつつ、よりよい

司法ソーシャルワーク

成年後見制度拡充に向けた「佐渡モデル」の提案

法テラス佐渡法律事務所 弁護士 水島 俊彦



一 はじめに

法テラス佐渡は、佐渡市役所佐和田行政サービスセンターの2階を間借りしている。同庁舎内には、市役所窓口、社会福祉協議会(社協)、地域包括支援センター(包括)、消費生活センター等があり、行政・福祉機関との距離が物理的・心理的に近いのが特徴だ。平成18年の開所以来、社協職員、包括職員、ケアマネージャー、ヘルパー、保健師、生活保護担当職員、障がい福祉担当職員、民生委員等の支援者とともに、個々の案件に取り組んで来た。

本稿では、いわゆる司法ソーシャルワークの取組が、個別ケースを超えて、その地域が抱える問題へのアプローチ・制度改革へとつながったケースを紹介したい。

二 支援者チームの一員として

法テラス佐渡には、通常相談に加えて、行政・福祉機関の職員から高齢者や障がい者の相談が日常的に寄せられる。例えば、「認知症のおばあさんが100万円の布団を買わされ、督促状が来ているようです……」、「一家全員が障がいをお持ちで、なかなか支援につながらないのですが……」といった相談である。このような場合、出張相談のほか、必要に応じてケース会議を開催し、支援者が情報共有を行った上で方針を固め、それぞれの役割に従って本人や家族を支援していく。

高齢者や障がい者など、弁護士へのアクセスが困難な方が適切に法的サービスを受けるためには、行政、福祉団体職員との協力を得て、要支援者を見つけ出し、弁護士やその他の支援者に繋ぐといった、いわゆる「アウトリーチ」の連携手

制度構築につなげられるように尽力したいと思う。
(おおた・あきひろ)

法が極めて重要である。佐渡は専門職が少ない反面、支援者同士の顔が見えやすいため、このような形で連携することでマンパワー不足を補っている。

三 後見過疎の顕在化

佐渡市は、労働人口が減少する一方で1人暮らしの高齢者が増加し続けている(平成22年の高齢化率36.3%)。また、虐待問題や親族トラブルを抱えているケースも少なくないことから、後見人等として弁護士、司法書士、社会福祉士などの専門職(いわゆる第三者後見人)が選ばれることも多い。

ところが、法テラス佐渡が関係団体の協力を得て、平成23年6月に福祉団体や専門職等に対してアンケートを実施したところ(注1)、第三者後見人等の需要は増加する一方、受け皿となる専門職の供給が追いついていないことが明らかとなった。すなわち、平成22年度における要支援者数(注2)延べ12555人のうち、今後数年間で50人の第三者後見人が必要と予想されるにもかかわらず、平成23年6月時点では最大でも29人までしか第三者後見人を引き受けられないことが判明したのである(注3)。

このように、特に過疎地において、高齢化等により後見人需要が増大する一方、後見人のなり手が極めて不足している状態を「後見過疎」と呼ぶことにする。
この結果を、佐渡市地域自立支援協議会の席上で伝えたことにより、同協議会内に成年後見制度プロジェクトチームが設置された。そして、平成24年1月には、同協議会が佐渡市に対し、成年後見制度拡充のため、二つの施策を早急に実施すべきとの報告書を提出するに至った。

四 成年後見センターの設立

一つ目の施策は、「成年後見センター（以下「センター」という。）の設立」である。法人（団体）が後見人等の受け皿となること、及び養成研修を実施すること、後見人のなり手や支援者を少しでも増やすことが狙いだ。

水面下で交渉を続けた結果、報告書の提出と同時期に、佐渡市社会福祉協議会がセンターの実施主体に名乗りを上げた。その後、社協が設立準備検討会を設置してセンター要綱等を作成し、家庭裁判所の後見人候補者名簿への登録を完了するまで、実に2か月半という短期間で事が進んだ。



後見連続講座 寸劇「困ったぞ！布団にヤミ金、介護うつ」解決編。参加メンバーは、消費生活センター相談員、後見センター包括職員（社会福祉士）、弁護士、司法書士など。右から2番目が筆者。

ていたということである。今回の行政による財政支援は、今後の後見人のなり手拡大に大きく寄与するものと考えられる。

六 成年後見連続講座の開催

センター開設を記念し、平成24年8月1日には成年後見シンポジウムが行われた。来場者は予想を超えた約140名で、立ち見が出るほどの盛況ぶりだった。

シンポジウムでは、佐渡における後見

そして、平成24年4月1日、佐渡市からの委託を受けて、佐渡市社会福祉協議会成年後見センターが業務を開始した。平成25年2月現在、センターは5件を受理し、申立準備中の案件を6件抱えている。継続審議中の案件も併せると、平成24年度中には受任件数が10件程度となること予想されている。私は、同センターの運営委員会の委員長として受任案件の審査を行っているが、高齢者だけではなく、知的障がい者、精神障がい者の案件も比較的多い。センターへの相談数も平成24年12月時点で187件に達していることから、センターの存在が新たな需要を掘り起こしたのではないかと考えられる。

五 佐渡市成年後見制度利用支援事業の拡充

二つ目の施策は、「佐渡市成年後見制度利用支援事業の拡充」である。先のアンケートによると、要支援者数延べ1255人のうち実に4人に1人が月収6万円以下の低所得者であることが判明した。このままでは、第三者後見人の報酬を気にして申立てを控えることにもなりかねず、一方で、受け手の専門職にとつ

人不足の問題とこれまでの取組に加え、市民向けに「明日の後見人・支援者のための、成年後見連続講座」の開催を発表した。この講座は、関係機関が例年実施してきた福祉関係講座の中から、後見業務に関連する講座を持ち寄り、連続講座として市民に提供するというものである。センターが開始して間もない時期であり、予算も人員もまだまだ少ない現状においては、関係機関に協力を仰ぐほかなかった。そこで、センター開始当初から関係機関連携会議を立ち上げ、メンバーである新潟県（佐渡地域振興局）、佐渡市（高齢福祉課、社会福祉課、消費生活センター）、社協、法テラス、島内の弁護士、司法書士、社会福祉士、NPO法人に協力を要請し、実現に至ったものである。

講座は、平成24年8月29日から平成25年2月13日まで全8講座（専門職限定講座も加えると全11講座）開催された。各回で実施した共通アンケートでの評価も概ね好評で、特にアンケート回答者のうち103名（全体の約3分の1）が「条件が整えば、自分も成年後見人になりたい」との回答をしていたのが印象的であった（注4）。

でも、無償では努力に見合わないとして受任が敬遠されてしまいかねない状況であった。

報告書の提出を受けて、佐渡市は、平成24年4月1日付で第三者後見人の報酬について同事業要綱を改正し、助成対象を拡充した。具体的には、①申立人要件の撤廃と②収入・資産要件の緩和である。①前者については、市長による申立てに限定されていた従来の要綱を改め、申立人の属性を問わず助成対象に含めることとしたものである。②後者については、生活保護世帯等に限定されていた従来の要綱を改め、非課税世帯かつ流動資産が350万円以下（世帯員1人増えるごとに100万円加算）の場合には、全て助成対象とすることとしたものである。

なお、助成対象者には、月額上限1万8000円（施設）ないし2万8000円（在宅）が助成される。

要綱改正後、平成24年10月に実施したアンケートでは、島内の第三者後見人の受任案件48件のうち25件が、改正後の利用支援事業の助成対象となることが判明した。言い換えれば、要綱改正前は、半数以上のケースにおいて無報酬又はそれに近い状態で専門職らが後見業務を行っ

七 市民後見人の養成へ

第三者後見人のなり手については、平成24年からセンター設立による受任枠の増加、後見連続講座等の普及啓発による専門職らの関心の高まり等も相まって、受任可能件数は29人（平成23年6月）から56人（平成24年10月）に増加した。しかしながら、年間15件以上の新件申立てが見込まれる現状においては、専門職、センター、そして市民後見人（注5）の3本柱で、今後、佐渡の後見需要を支えていく必要がある。

そこで、成年後見制度が市の財政等に与える好影響（例えば、税金滞納状態の解消など）、連続講座アンケート結果や厚生労働省が行う市民後見推進事業の活用可能性など、様々な説得材料を用意し、市の担当課長、総合政策監、副市長、市長を説得した結果、平成25年度から市民後見人の養成を始めていくことが決定した。

もつとも、現在のところ、市民後見人が家庭裁判所によって選任されるためのハードルは高く、単に養成講座を行うだけでは不十分である。大阪や東京などの先進地を視察した際、何よりも市民後見人に対する専門職やセンターによる手厚

バックアップ体制・不正防止措置が確立されていることが重要であると感じた。そのため、平成25年2月現在、センター運営委員会において、佐渡の地域性・連携ネットワークを最大限活用したバックアップ体制の構築に向けて議論を進めているところである。

八 後見制度の拡充に取り組むための三つのステップ

比較的スムーズに進んだように見える佐渡の動きについても、実際には様々な苦労があり、挫折しかけることもあった。ここでは、制度改革を押し進めるために必要と考えられる三つのステップをまとめた。

(1) ステップ1 支筆者と共に仕事をし、お互いを理解する

今回の動きの発端となったのは、法テラス佐渡が任意で立ち上げた後見制度拡充プロジェクトチーム（PT）に、普段から交流があり、熱心に仕事に取り組んでいる行政関係者、福祉関係者が参加したことだった。これは「非公式」の場面設定であったことから、PT内では所属する機関の立場を超えて、自由な意見を

交わすことができた。このように各機関の内情を知ることによって、どのような資料を根拠として、どこに話を持っていき、どのようにアピールすることが最も効果的か、すなわち「制度改革のための最短ルート」を見つけ出すことができた。

このようなPTへの参加を関係機関に動機づけるためには、普段から、お互いの仕事や人となりについて理解し、一定の信頼関係を築いておくことが必要である。お互いの理解が一番促進されるきっかけは、単発的な普及啓発行事ではなく、「共に仕事をすること」である。その過程で、表面的に接しているだけでは分からない個人の情熱や仕事ぶりを知ることができ、共にプロジェクトを進められる仲間を発見できる。

このように、特に立上げ段階においては、「行政・福祉関係機関」の「熱心な人」をとだけだけ集められるかがポイントとなる。

(2) ステップ2 数値化し、的を絞ってプレゼンテーションを行う

特に福祉分野においては、需要や効果を明確に測定するツールが乏しく、「数値化」が難しい。しかしながら、行政関

係者からすると、新規事業について一定の予算を計上するためには、根拠となる数値が必須であり、単に必要性をアピールするだけでは十分とはいえない（他にも必要な事業がありまして……、「予算が足りません」などと言われがちである）。そこで、PT内での議論を踏まえて、佐渡において後見人不足が深刻であるという状況をあえて数値化するため、アンケートを実施することとした。

このアンケート結果は、行政やセンター実施主体への説得、報道機関へのアピールなど、最初から最後まで重要な役割を果たした。

また、数値化したものをそのまま提示するだけでは、短時間で、何が重要なのかを理解してもらうことができない。特に、キーパーソンである市の課長、市長等は様々な政策を取り扱っているため多忙であり、一つの施策につき1分、長くても5分程度の説明で勝負が決まるといっても過言ではない。作成したアンケート報告書は全体で14ページあったが、我慢して、あえて三つの数字に絞った。「要支援者数1255人・第三者後見人必要数50人・受任可能者29人」の3点である。このように、短時間で、問題意識と危機意識を喚起するプレゼンテーション



後見制度拡充PTの様子。中央が筆者。

を行うのが肝要である。もちろん、詳細なデータは、後に報告できるよう準備しておく必要がある。

(3) ステップ3 影響力の大きい団体・人物にアプローチをかける

最後に、数値化の上、必要性をアピールできたとしても、最終的に行政や実施団体が動かなければ制度改革にはつながらない。したがって、その地域において影響力が大きい団体等の名において、行政等に働きかけることが重要である。佐渡の場合、島内の様々な福祉関係機

関と佐渡市職員で構成する佐渡市地域自立支援協議会が福祉行政に重要な役割を果たしていた。そこで、PTメンバーである行政職員の働きかけにより同協議会での発言の機会（5分）を得て、プレゼンテーションを行った。その結果、同協議会内に成年後見制度プロジェクトチームが設置され、最終的には同協議会の名において、佐渡市に対し、後見制度拡充のための報告書が提出される運びとなった。その後、同報告書は新聞やテレビ等にも取り上げられ、市議会等でも議論された結果、佐渡市は、早急にセンターの設立と利用支援事業の要綱改正に取り組むこととなったのである。

さらに、実施主体で強い影響力を持つ人物にもアプローチを行った。佐渡市社会福祉協議会においては、同会会長の発言力が大きい。様々な機会をみつけては会長及び役員への説得を重ねた。その際にも、単に必要性をアピールするだけでなく、アンケート結果に基づき予測される後見人の需要数、必要となる人員や予算の数値化、翌年度の事業計画・行政による協力の可能性等についても協議する必要がある。最終的には、会長の決断により、社協がセンターの実施主体となることが決まった。

以上のとおり、熱心なメンバーと共に、考えられる最も効果的な手段をもって後見制度拡充への取組を行った結果、比較的短期間で様々な施策が実現する運びとなった。地域ごとに実情が異なると思われるが、制度改革へのアプローチとしてはある程度共通するものがあるのではないかと考える。

九 まとめ—司法ソーシャルワーカーの可能性と今後の展開

いわゆる「司法ソーシャルワーカー」とは、司法的支援も含めた総合的な支援を行うことよって、本人、家族、友人・知人、各種施設・制度等、その他周囲の環境などに働きかけて調整し、その本人がより生きやすい状況を作り出すことをいう。

司法ソーシャルワーカーは、個別ケースの解決のみならず、その地域が抱える問題へのアプローチ・制度改革にもつながっていく（いわゆる「コミュニティワーク」）。特に、本事例は、人材も予算も乏しい過疎地において、関係機関の熱意と工夫によって都市部以上の制度改革に繋がられた事例であり、司法ソーシャルワーカーの相乗効果の高さを示すものといえ

ようせい。

今回の取組で最も印象的だったのは、行政職員の変化であった。最初は関心が薄い職員であったも、PTメンバーと毎回協議しているうちにその熱が伝わったのか、今では、率先して様々なアイデアを提起し、幹部との交渉も行ってきている。先日、ある行政職員から「以前、先輩から言われた『判断に迷ったら、市民のためになる方を選びなさい』という言葉の真意がようやく理解できました。これからも一緒に頑張っていきたいと思います」と言われたときには、思わず自頭が熱くなった。

後見適疎問題は、ここ数年のうちに顕在化し、問題を抱える自治体が激増すると予想される。その際に、佐渡での事例が、全国の自治体での成年後見補充の後押しになればと願っている。

今後、弁護士会、法テラスの協力も得た上で、後見適疎地において実践可能な後見制度拡充モデル（いわゆる「佐渡モデル」）を佐渡から新潟県全体、そして全国へと普及させ、現場で困難を抱える自治体、関係機関の支援に取り組んでいきたい。

(注)

(1) アンケート調査結果については、佐渡市社会福祉協議会成年後見センターHPに掲載。
http://center.kaiyudo-city.jp/keisaku

(2) 判断能力が不十分で生活に支障が生じている方と定義づけている。

(3) 今後、最大付帯する成年後見人等を委任できるかとの質問に対する専門職からの回答数である（ただし、所属団体の都合による委任前限を考慮していないため、実数は更に少なくなる）。

(4) 成年後見人への就任を希望する100名の年齢層としては50～60代が多く、職種としては、ケアマネジャー、民生委員、行政職員が多かった。なお、成年後見人就任の「条件」としては、主に、①知識を身につける機会があること、②サポート体制が整っていること、③多少の時間的余裕があることであった。

(5) 市民後見人の定義は未だ確立していないが、日本成年後見法学会によると「弁護士や司法書士などの資格はもたないものの社会貢献への意欲や倫理観が高い一般市民の中から、成年後見に関する一定の知識・態度を身に付けた民間の第三者的見守り者候補者」とされている。なお、平成23年の1年間に選任された市民後見人は、後見等申立総案件数2万9143名中22名と未だ少数にとどまる（最高裁判所「成年後見関係事件の概況」）。

(6) 司法ソーシャルワークの意義、取組事例等については、大田真哉・長谷川佳子・吉岡すずか「常勤

司法ソーシャルワーク 再犯防止の観点からの 法テラスとの連携



法務省保護局特設 山口 貴亮

一 はじめに

平成24年7月に、政府の犯罪対策関係会議において策定された「再犯防止に向けた総合対策」(以下「総合対策」という。)は、数値目標の導入や刑務所出所者等の対象者の特性に応じた施策の設定等、いくつかの特徴を有する。それらの中で、見落とされがちでありながらも重要な施策の一つとして、「弁護士及び日本弁護士連合会等との連携」という項目がある。

この項目は、総合対策の「第3 再犯防止のための重点施策」の「4 広く国民に理解され、支えられた社会復帰を実現する」の柱のうち「(4) 弁護士及び日本弁護士連合会等との連携」と位置付けられており、「刑務所出所者等が円滑な社会復帰を果たし、自立更生していくためには、弁護士等による法的支援が必要かつ有用であるところ、これを充実・強化するなどの観点から、弁護士、弁護士会

及び日本弁護士連合会並びに日本司法支援センター(法テラス)等との連携方策について検討する。」とされている。

刑務所出所者等が、地域社会の中で孤立することなく社会の健全な構成員として社会復帰するためには、地域社会を構成する一般の国民やNPO法人等の民間団体、保護司や更生保護女性会等の更生保護関係者等の幅広い支援と協力が不可欠であり、その中でも在野の法曹たる弁護士が果たし得る役割は極めて大きいことと書うまでもない。そうであるにもかかわらず、政府の再犯防止関係の施策には比較的珍しいことである。

今回の総合対策においては、原案をパブリックコメントにかけて幅広く国民の意見を聴く中で、日本弁護士連合会から、再犯防止施策の立案・実施への日本弁護士連合会及び弁護士の参画に関する意見が提出され、それをも踏まえて、前記「弁護士及び日本弁護士連合会等との

弁護士と関係機関との連携 司法ソーシャルワークの可能性」総合法律支援法第1号(2012年)1031145頁。

(7) なお、紙面の都合上、佐渡市の人口推移、家数における後見人選任件数の推移等の基礎データ、及び法テラス佐渡法律事務所現状等については割愛した。この点については、拙稿「司法ソーシャルワークの可能性―成年後見センターの設立と成年後見制度拡充への道り」法務省大臣官房司法法制部情報131号(2012年)78頁を参照されたい。
(みずしま・としひこ)

連携」の項目が総合対策に盛り込まれたものと承知している。このような総合対策の策定経緯に鑑みても、再犯防止施策に対する弁護士及び日本弁護士連合会等の積極的な姿勢が見取れる。

現に、近年、法務省保護局が所管している更生保護分野においても、再犯防止の観点から、弁護士、弁護士会、法テラスと連携したいいくつかの取組が実施されているところであるので、本稿では、法テラスとの関係に絞って、検討中の取組も含めた最新の状況を御紹介させていただきたい。

なお、本稿中、意見にわたる部分は本職の個人的見解である。

二 再犯防止の観点からの法テラスとの連携の取組

1 法テラスとの連携の意義

刑務所出所者等の再犯防止のためには、再犯の要因となり得る環境的要素を除去することが重要であり、総合対策においては、この観点から「社会における「居場所」と「出番」を拓く」との項目で、住居と就労の確保を重点施策としているところである。

他方で、再犯の要因となり得る環境的

文部科学省 説明資料

平成25年9月26日

生涯学習政策局社会教育課

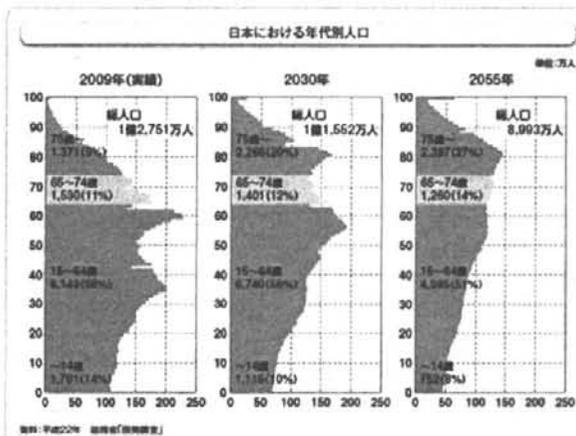


我が国の高齢化の現状と課題

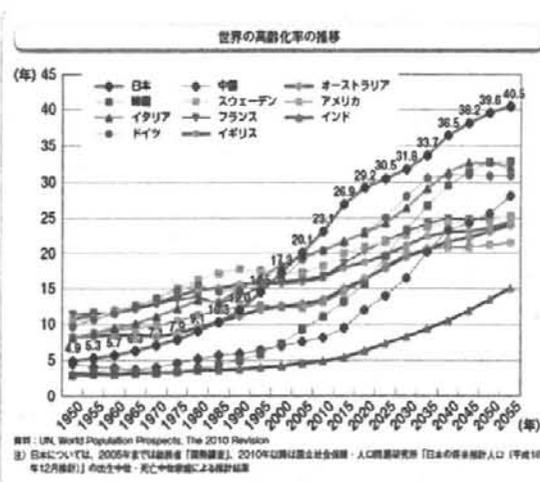
高齢化の現状

高齢化の進展

●高齢者は増加し続け、一方、生産年齢人口は減少の一途

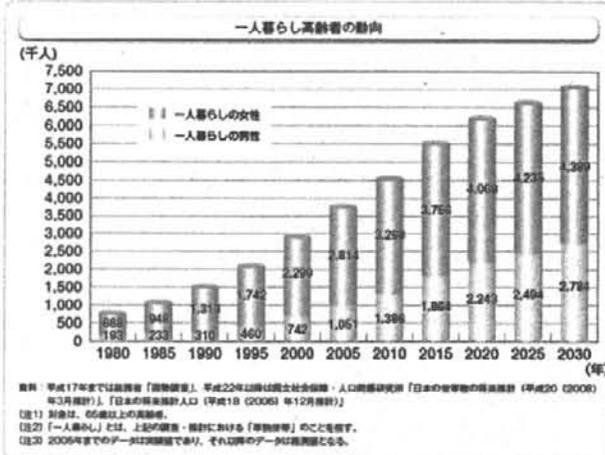


●日本は高齢化のトップランナー

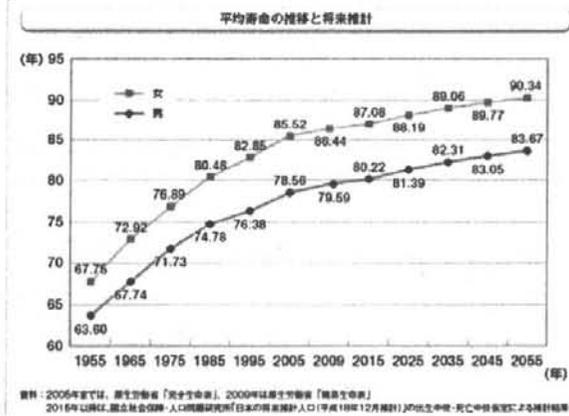


地域社会の変容

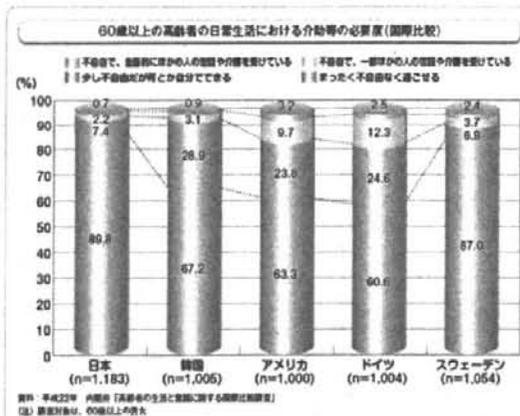
●急増する高齢者の単独世帯



●平均寿命の大幅な伸長による長寿社会の到来



●日本の高齢者の自立度は概して高い



●一人暮らし高齢男性で社会的孤立が深刻

性別・世帯タイプ別・会話頻度(65歳以上)

世帯タイプ	総数	会話頻度(%)			
		毎日	2~3日に1回	4~7日に1回	2週間に1回以下
男性					
単独世帯	252	50.0	18.3	15.1	16.7
夫婦のみ世帯	1,338	85.4	8.1	2.4	4.1
女性					
単独世帯	646	62.8	24.9	8.4	3.9
夫婦のみ世帯	1,026	86.7	8.6	3.1	1.6

資料：平成25年 国立社会保障・人口問題研究所「生活と支え合いに関する調査」

超高齢社会における課題

地域コミュニティの衰退

若壮年層の減少や後期高齢者の増加により、地域社会の維持運営で基盤である自治会、町会等が劣化し、伝統文化行事、祭、防犯・消防・自主防災活動、介護見守りなどの機能が衰退。

つながりの希薄化

都市化、核家族化など様々な要因により地縁が希薄化。これにより、例えば、虚弱な高齢者や老老介護世帯など支援が必要な者への見守り機能が低下し、高齢者の社会的孤立の増加が懸念。

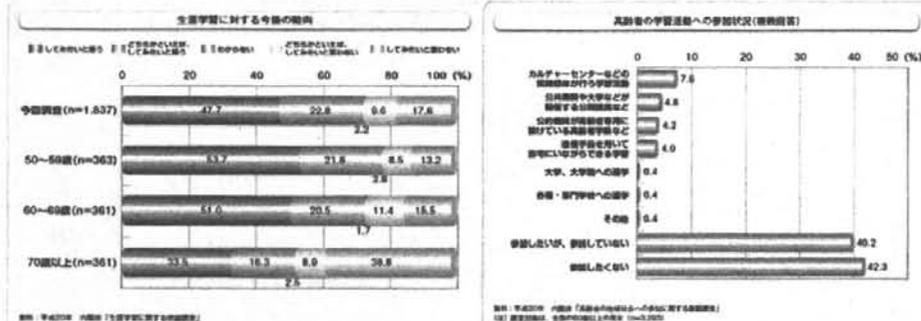
QOL志向の高まり

成熟社会においては、高齢者の生活の高質化(QOL)志向が高まっており、定年退職後の健康余命の有効活用が課題。

高齢者の学習・社会参画に関する現状と課題

高齢者の学習に関する現状と課題

●高齢者の生涯学習への高い意欲と低い参加率



●幸せな人生を支える社会保障としての役割を持つ生涯学習

- 生きがいの創出
- 健康維持・介護予防
- 絆の構築による孤立化防止
- 地域社会の活性化
- 世代間交流(家庭支援など)

●高齢者の生涯学習の推進に関する課題

学習者の固定化

- 地域における学習者の固定化
社会教育施設、特に公民館などは、地域住民にとっては身近ではあるが、イメージの転換をしないと利用層が固定化される傾向にある。
- 限られた学習施設
学習者の固定化の影響もあり、地域によっては、利用状況が飽和状態のところもある。特に、高齢者大学など定員が定められているようなところは、年単位での学習がベースとなっており、近くに学習施設がないなど学びたいが学べない高齢者も。

学習内容のミスマッチ

- 高齢者は多様な人生経験と価値観を持つ世代
 - ①世代層・性別・健康状況・経済状況・社会的地位などにより異なる学習ニーズへの対応。(どこに焦点を当て、何を目的とするか。)
 - ②仕事で忙しいプレ高齢期にある人を如何に取り込むか。
- 多様化する学習観
 - ①知識・技能の高度化のための学び、社会・政治状況の変化に対応・参加するための学び、安全、安心に生きていくための学び
 - ②経済的・時間的なゆとりを背景とした趣味的・文化的なもの(健康、スポーツ含む。)

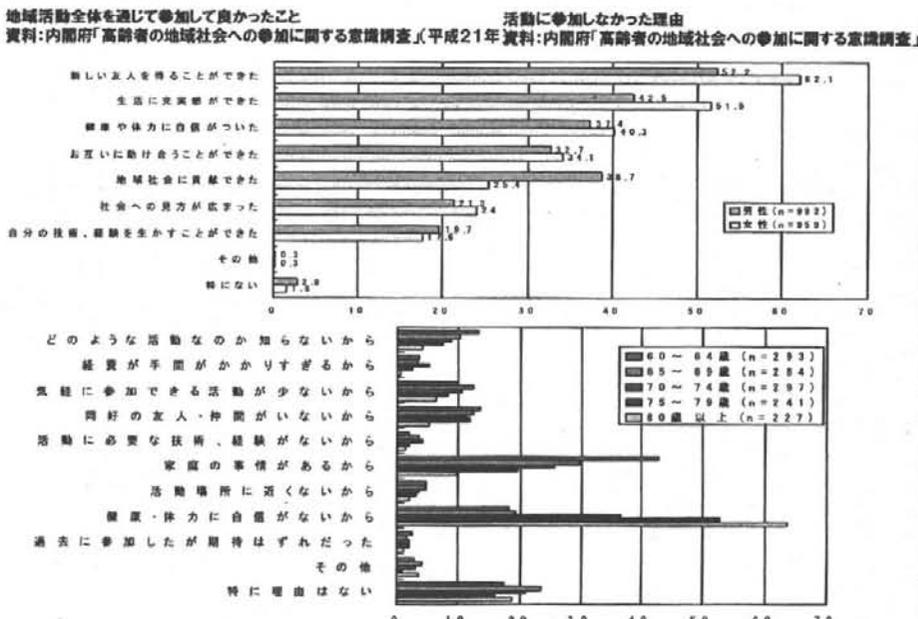
→ 多数の参加が見込まれる内容と行政が求める必要課題等に関する内容との乖離をどのように是正するか。

高齢者の社会参画に関する現状と課題

●高齢者の5割強が地域社会への参画に意向。事情があって参加できない者を含めると約7割



●社会参画の効果としては、友人ができたこと、生活に充実感ができたことが多い一方で、地域に参加しなかった理由として、友人がいないこと、活動に関する情報がないことをあげている者も多い。



地域活動への参加意欲が高い高齢者であっても、実際には、どのような活動があるのかわからない、自分に何ができるのか、何が向いているのかわからないという意見が多く、情報やきっかけがないために活動する場を得ることが困難な人が多いのが現状。

長寿社会における生涯学習政策の基本的方向性と具体的方策

文科省の主な取組

- ① 高齢者の社会参加活動の促進
 - ・「長寿社会における生涯学習政策フォーラム」の開催
 - ・「学校地域支援本部」や「放課後子供教室」等の実施により、高齢者を含む幅広い世代の地域住民の参画による地域全体で子供を育む環境づくりを支援
- ② 学校における多様な学習機会の確保
 - ・小・中・高等学校における高齢者との交流活動等を含む体験活動の充実
 - ・大学における社会人受入れや公開講座等の実施、放送大学における大学教育の機会の提供
- ③ 社会における多様な学習機会の提供
 - ・公民館等を中心としたネットワーク形成の取組支援
 - ・芸術鑑賞の機会の充実、高齢者の体力づくり支援などの多様なスポーツ活動の振興

今後の具体的な方策

- ① 高度化・多様化する学習ニーズに対応するため、学習者の参画による協働型学習プログラムの開発及び提供
- ② 学習活動や地域活動に係る情報の収集・データベース化、ワンストップサービスの整備
- ③ 関係機関の連携の下、コーディネーター人材の養成・研修の充実
- ④ 人材バンクや学習ボランティア登録制度の充実、学校支援や子育て支援など高齢者の活躍の場の充実



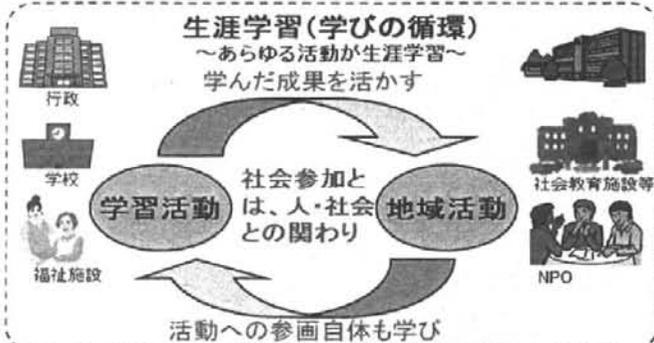
今後の方向性

- ① 学習内容及び方法の工夫・充実
 - ・学習者の参画による多様な学習機会の提供
- ② 世代別の特性への配慮
 - ・各世代や性別に応じたきめ細かな生涯学習
- ③ 学習が困難な者への支援
 - ・アウトリーチ型による届ける生涯学習
- ④ 関係機関相互の連携の促進
 - ・大学等との連携の促進
 - ・教育委員会と首長部局との連携の促進
 - ・地縁組織とNPO等との連携の促進
- ⑤ 学習成果の活用の促進
 - ・地域活動や就労など活躍する場の提供
- ⑥ コーディネート機能の整備
 - ・専門人材が連携協働できる仕組みの構築
- ⑦ 世代間交流の促進
 - ・知識・経験の伝承、高齢者の居場所づくり



関係機関等の役割

- ① 社会教育施設 → 地域における学習拠点・活動拠点
- ② 学校 → 地域住民の学習活動の支援、活躍場所の提供
- ③ 大学 → 専門性の高い学習機会の提供、リーダー養成
- ④ 民間組織 → 活動機会の提供、意欲と活動のマッチング
- ⑤ 雇用主 → ワーク・ライフ・バランスの推進
- ⑥ 市町村 → 関係機関の連携促進、多様な機会の提供
- ⑦ 都道府県 → 市町村の先導的な施策の支援、条件整備
- ⑧ 国 → 基本的な方針等の策定、地域間格差の是正等



食料品アクセス環境改善対策総合事業

【54(一)百万円】

対策のポイント

- ・ 食料品アクセス問題の改善に向け、地域の関係者が一体となって継続的な取組が行える仕組み作りを支援するとともに、民間事業者と市町村等とのマッチング等を行うためのコミュニティサイトを構築します。
- ・ 食品の共同仕入等の仕組みを活用して、非食料品店に食料品を手頃な価格で購入できる売場を創出する取組を支援します。

<背景/課題>

- ・ 近年、飲食料品店の減少、大型商業施設の郊外化等が進行した結果、過疎地域のみならず都市部においても、高齢者を中心に食料品の購入や飲食に不便や苦勞を感じる消費者が増加しており、食料品アクセス問題として社会的課題となっています。
- ・ このため、地域の関係者が一体となってこの問題の改善に向けた取組を行えるよう活動環境を整備するとともに、食料品の購入が困難な地域におけるサプライチェーンを再生する必要があります。

政策目標

食料品の買い物が困難・不便な住民への対策を実施している市町村の割合を引き上げる
(56.8% (平成23年度) → 73.0% (平成28年度))

<主な内容>

1. 食料品アクセス改善推進事業 [新規]

地域の関係者が市町村等と連携して食料品アクセス問題の改善に向けた協議会を設置・運営する取組を支援するとともに、民間事業者と市町村等とのマッチングや先進事例等の情報発信等を行うためのコミュニティサイトを構築します。

(1) 食料品アクセス問題の改善に向けた企画検討への支援

10(一)百万円

地域の食品事業者やNPO法人等の関係者が市町村等と連携して、地域の実態に応じた解決策を企画・検討するための協議会を設置・運営する取組を支援します。

補助率：定額
事業実施主体：民間団体等

[平成26年度予算概算要求の概要]

(2) 食料品アクセス問題対策情報交流ネットワークの構築

10 (一) 百万円

食料品アクセス問題の改善に向けた取組を促進するため、民間事業者と市町村等との情報交換・マッチングや先進事例等の情報発信等を行うためのコミュニティサイトを構築します。

〔 委託費
委託先：民間団体等 〕

2. 食料品アクセス需要創出事業〔新規〕

34 (一) 百万円

食料品の購入が困難な地域において、食品の共同仕入等の仕組みを活用して、非食料品店等に食料品を手頃な価格で購入できる売り場を創出する取組を支援します。

〔 補助率：定額、1/2以内
事業実施主体：民間団体等 〕

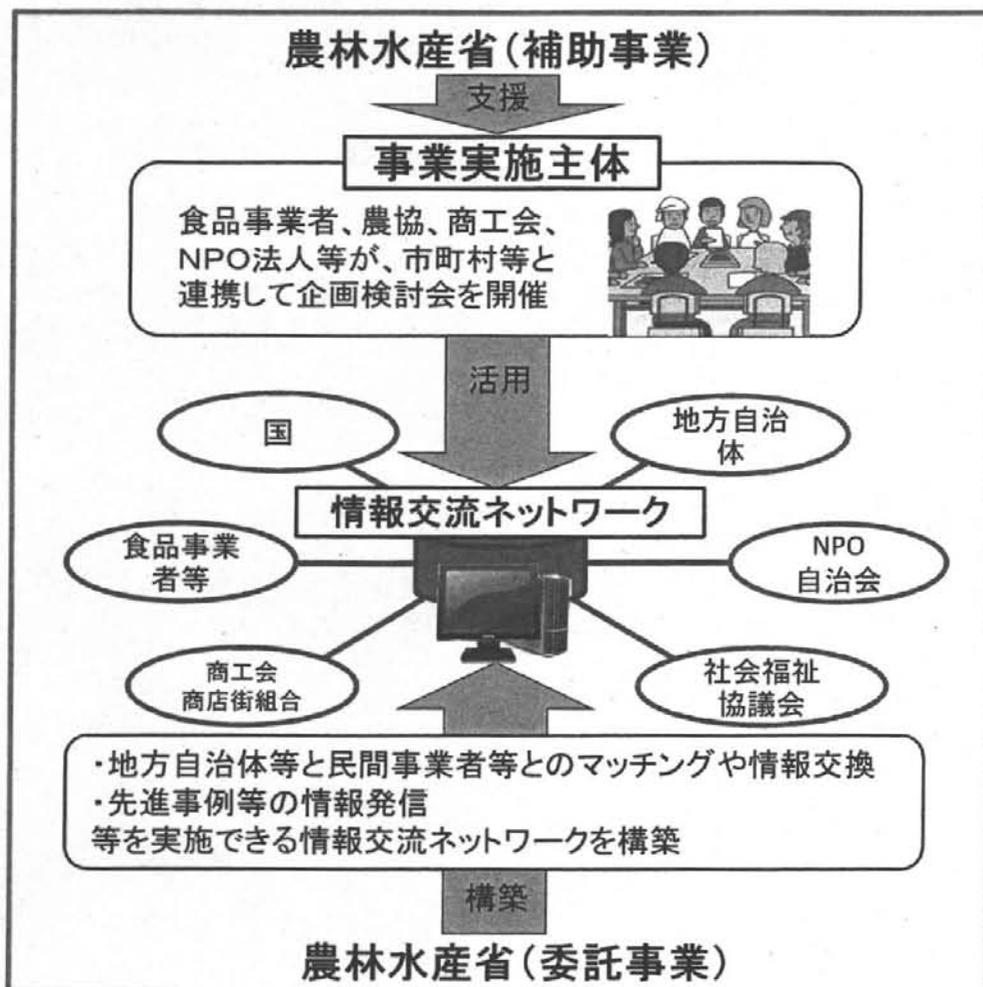
〔 お問い合わせ先：

食料産業局食品小売サービス課 (03-3502-5741 (直)) 〕

食料品アクセス環境改善対策総合事業 【26年度概算要求額:5.4百万円(-)】

- 食料品アクセス問題の改善に向け、地域の関係者が一体となって継続的な取組が行える仕組み作りを支援するとともに、民間事業者と市町村等とのマッチング等を行うためのコミュニティサイトを構築します。
- 食品の共同仕入等の仕組みを活用して、非食料品店に食料品を手頃な価格で購入できる売場を創出する取組を支援します。

■食料品アクセス改善推進事業



■食料品アクセス需要創出事業



○ 介護食品普及推進事業

【50(0)百万円】

対策のポイント

介護食品の認知度の向上に向けたシンポジウムの開催や、関係者が連携して利用者のニーズに即した介護食品を提供するための取組を行う実証事業について支援します。

<背景/課題>

- ・高齢化社会の到来に伴い、食を通じて高齢者の健康づくりへの取組を進めていくことが必要となっており、特に、介護食品については、潜在的なニーズへの対応が喫緊の課題となっています。
- ・このため、「これからの介護食品をめぐる論点整理の会」を開催し、包括的かつ体系的に整理されてこなかった介護食品をめぐる課題について、論点がとりまとめられたところであり、それらの課題の解決に向けた取組が必要です。

政策目標

食品関連産業の市場規模の拡大

(95.3兆円(平成21年度) → 120兆円(平成32年度))

<主な内容>

1. 介護食品の認知度向上に向けた取組

25(0)百万円

介護食品を広く国民に普及させるため、学識経験者等によるシンポジウムを開催し、介護食品の認知度向上に向けた取組を支援します。

補助率：定額
事業実施主体：民間団体等

2. 地域の関係者が連携した配食サービス等の食支援の取組

25(0)百万円

利用者の身体機能にあった配食サービス等の介護食品の提供方法を検討するため、食品事業者と栄養士や医師及び地方自治体などが連携した商品開発や配食サービス等を行う実証事業に対し支援します。

補助率：1/2
事業実施主体：民間団体等

【お問い合わせ先：食料産業局食品製造卸売課 (03-6744-2249(直))】

介護食品普及推進事業

- 介護食品については、現在の市場規模が1,000億円と推計されているが、高齢化社会を迎える中で、その潜在的なニーズへの対応が喫緊の課題。
- そのような中、本年7月、介護食品に関係する事業者、介護施設関係者、専門家などから構成される「これからの介護食品をめぐる論点整理の会」において、介護食品をめぐる課題について論点を整理。

【論点】

- ① 介護食品の定義の明確化
- ② 高齢者の栄養に関する理解の促進
- ③ 介護食品の提供方法
- ④ 介護食品の普及
- ⑤ 介護食品の利用に向けた社会システムの構築

介護食品に対する潜在的な需要に応じていくため、

- ① 介護食品に対する認知度の向上、
- ② 関係者が連携して介護食品の利用者等のニーズに即した提供システムの構築に向けた取組を進めることが必要。

介護食品の認知度向上に向けた取組

検討会の開催



シンポジウム実施方法やアンケート内容について検討

シンポジウムの開催



学識経験者等によるシンポジウムの開催

アンケートの実施



介護食品に対する理解度等の調査

介護食品に対する理解の促進・認知度向上

地域の関係者が連携した配食サービス等の食支援の取組

製造業者・配食サービス業者

関係者による検討会を設置し、利用者のニーズに即した介護食品の開発、提供方法について検討

地方自治体

関係者が連携した介護食品の開発・提供

栄養士・ホームヘルパー

医師

介護食品の的確な提供システムの構築

介護食品の市場規模の拡大

[平成26年度予算概算要求の概要]

都市と農山漁村の共生・対流、都市農業の推進〔各省連携プロジェクト〕

「農」と福祉の連携プロジェクト

対策のポイント

高齢者・障害者のための福祉農園の全国展開を加速。

<背景/課題>

- ・福祉分野においては、農業・園芸活動を通じて得られる心身のリハビリテーション効果や、共同作業による社会参加促進効果が改めて評価されています。また、高齢者の健康づくりや、障害者の就労訓練・雇用の場として、農作業を取り入れたいと考える福祉施設が増加しています。
- ・このようなニーズに応えるため、厚生労働省と連携して、高齢者や障害者を対象とした福祉農園の整備を推進するとともに、福祉分野における「農」への取組を支援します。

政策目標

平成30年までに、福祉農園の利用者数を新たに1万人拡大

<主な内容>

1. 福祉農園等の整備（ハード）
 - ・高齢者の生きがい及び障害者の就労・雇用を目的とする福祉農園等の開設・整備
2. 研修会の開催や人材派遣（ソフト）
 - ・福祉・農業関係者を対象とした研修会の開催、福祉施設への農業専門家の派遣等を支援

都市農村共生・対流総合対策交付金 2,300(1,950)百万円の内数
 補助率：定額(上限800万円等)、1/2等
 事業実施主体：地域協議会、NPO、農業法人等
 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金7,000(6,233)百万円の内数
 補助率：定額(定額、1/2等)
 事業実施主体：都道府県、市町村、農林漁業者等の組織する団体等
 「農」のある暮らしづくり交付金 600(550)百万円の内数
 補助率(推進対策)：定額(上限400万円)
 (整備対策)：1/2(上限なし)
 実施主体：NPO、特例子会社、社会福祉法人等

<各省との連携>

- 厚生労働省：活動の拠点となる福祉施設の整備、農家等との福祉施設の連携を支援

お問い合わせ先：農村振興局都市農村交流課(03-3501-3729)
 農村振興局農村整備官(03-3501-0814)

活力ある農山漁村対策

- 「都市農村共生・対流総合対策交付金」、「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金」及び「『農』のある暮らしづくり交付金」を活用し、重点対策として4つの各省連携プロジェクトを実施し、福祉・教育・観光等と連携した都市と農山漁村の共生・対流等を推進。
- 農村が有する美しい農村景観や資源の保全・復元を図り、次世代に継承する取組を推進。

農山漁村の現状

- ・ 人口の減少・高齢化、集落機能の低下
- ・ 農業所得の減少
- ・ 社会インフラの老朽化
- ・ 廃校等遊休資源の増加
- ・ 美しい農村資源の保全・継承が困難化
- ・ 都市との交流に関心



所得・雇用、
活性化の必要

以下の取組を強力に推進

- 都市と農山漁村の共生・対流
- 都市農業の推進
- 農村景観や資源の保全・継承



いやし・やすらぎ、
新たなライフスタイル
のニーズ

消費者・都市住民のニーズ

- ・ 農山漁村へ訪問することへの関心
- ・ 農山漁村での子ども体験学習への関心
- ・ 農業園芸活動の心身へのリハビリ効果
- ・ 団塊世代等の農山漁村への定住希望
- ・ 若者の農業への関心
- ・ 美しい農村景観から得られるやすらぎ

重点対策の概要

都市と農山漁村の共生・対流等に係る4つのプロジェクト

子ども農山漁村交流プロジェクト

- 文科省、総務省と連携して、小学生の農山漁村での宿泊による自然体験や農林漁業体験等を推進。



「農」と福祉の連携プロジェクト

- 高齢者や障害者のための福祉農園について、その拡大・定着を図られるよう厚労省と連携して支援。



空き家・廃校活用交流プロジェクト

- 総務省、国交省、文科省、厚労省等と連携して、農村の空き家・廃校等地域資源を活用し、多機能な施設等として住みよい環境を整備。また、田舎暮らし希望者の受入れを促進。



「農」を楽しめるまちづくりプロジェクト

- 日常生活の中で「農」を楽しみたいという都市住民のニーズに応え、国交省と連携して、交流農園、農産物直売所等の整備を推進。



農村景観・伝統の承継のための新規事業

- 農村の景観・伝統に着目し、棚田・棚池、疎水などの将来に残すべき農村景観・資源の保全・復元等をソフト・ハードの両面から支援。



関係省庁

- 総務省
- 文科省
- 厚労省
- 経産省
- 国交省
- 環境省

連携

連携

(集落・地域コミュニティの再生)
活力ある農山漁村の構築

- ◆ 交流人口の増大
- ◆ 農山漁村の雇用の増大
- ◆ 農林漁業者の所得の増大
- ◆ 交流農園等の拡大